

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（４）かわさき強靱化計画改定に伴うパブリックコメントの実施結果について

資料１　　かわさき強靱化計画（改定素案）に関するパブリックコメントの実施結果と主な変更について

資料２　　かわさき強靱化計画（改定案） 概要版

資料３　　かわさき強靱化計画（改定案） 本編

資料４　　かわさき強靱化計画（改定案） 別紙

資料５　　かわさき強靱化計画（改定案） 資料編

参考資料　かわさき強靱化計画の推進に寄与する災害時協定の実効性の確保に向けた取組状況について

令和８年３月１２日
危機管理本部

かわさき強靱化計画（改定素案）に関するパブリックコメントの実施結果と主な変更について

1 概要

近年の災害から得られた教訓等や、令和6年能登半島地震への職員派遣等で得られた課題等を踏まえ、今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するため、かわさき強靱化計画（改定素案）を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、11通（総意見数23件）の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	かわさき強靱化計画（改定素案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7（2025）年12月5日（金）から令和8（2026）年1月15日（木）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	・川崎市ホームページ ・市政だより（令和8年1月号掲載） ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）
結果の公表方法	・川崎市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		11通（23件）
内訳	意見提出フォーム	3通（10件）
	FAX	2通（6件）
	郵送	0通（0件）
	持参	6通（7件）

4 改定素案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、改定案に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が改定素案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 改定素案に対する質問・要望であり、改定素案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項 目		A	B	C	D	E	計
かわさき強靱化計画に関すること。	(1) 序章「本市を取り巻く状況」について	0	1	0	0	0	1
	(2) 第2章「計画の基本的な考え方」について	1	1	0	0	0	2
	(3) 第3章「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」について	0	6	5	4	0	15
	(4) 資料編について	0	1	2	0	1	4
その他		0	0	0	0	1	1
計		1	9	7	4	2	23

※ 具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関することをはじめ、住宅の耐震化、防災訓練や研修、震災時の道路の寸断への対応などに関する御意見等が寄せられました。

イ 本市の対応

国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関する意見が寄せられたことを踏まえ、改定素案の一部に加筆をするとともに、有識者との継続した意見交換を踏まえた変更等を行い、「かわさき強靱化計画（改定案）」をとりまとめました。

なお、改定案は、川崎市総合計画の改定を受け、決定する予定です。

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

[かわさき強靱化計画に関すること。]

(1) 序章「本市を取り巻く状況」について（意見数 1 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<u>地震の発生は人為を超えており防止することは不可能であるが、温暖化に伴う災害は人の活動がもたらしたものであるから、これを緩和し進行を止めることができる。</u>	<p>本市においては、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の実現に向けて、地球温暖化対策推進基本計画を令和4（2022）年3月に改定し、同計画に位置付けた事業効果の高い5大プロジェクト等の取組を進めているところです。</p> <p><u>市域の温室効果ガス排出量の削減については、かわさき強靱化計画における業績指標に位置付けており、本計画においても取組を着実に推進してまいります。</u></p>	B

(2) 第2章「計画の基本的な考え方」について（意見数2件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p><u>南海トラフ地震臨時情報やカムチャツカ半島沖での地震による津波避難などの対応で、国や行政の対応を批判する報道を目にする</u> <u>が、災害対応は安全側に立って考えるべきなので、空振りがあって当然と考える。結果的に、被害がなく、何もなくてよかったという認識を持つことが大事である。</u></p>	<p><u>かわさき強靱化計画においては、川崎市地震被害想定調査で想定している川崎市域に最も大きな被害を及ぼす地震に対応するため、リスクシナリオとして、「起きてはならない最悪の事態」を設定するなど、最大限のリスクを想定した防災対策に取り組んでまいります。</u></p>	B
2	<p><u>令和7年12月に国が公表した首都直下地震の被害想定等を、本市の防災対策にも活用してほしい。特に、コンビナート災害や火力発電所の大規模被災、津波災害等への対策、避難所等での熱中症対策などを重視することを要望する。</u></p>	<p>令和7（2025）年12月に国が公表した首都直下地震の被害想定等については、川崎市直下地震など本市に大きな被害をもたらし得る想定地震が含まれており、国の調査結果も参考にしながら、令和8年度に実施する本市の地震被害想定調査において詳細な分析を行い、必要な防災対策を検討してまいります。</p> <p>改定素案の16ページの「第2章 計画の基本的な考え方」中、「7 計画改定の目的」に、「令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定」と記載しておりますが、御意見を踏まえ、「国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら」との記載を追加しました。</p>	A

(3) 第3章「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」について（意見数15件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p><u>木造住宅の耐震診断から補強工事への流れに沿って、手厚く使いやすい補助金によって耐震化事業が進んでいくことが望まれる。</u></p>	<p><u>建物の倒壊等による死傷者の発生の防止には耐震化が大きく寄与していることから、民間住宅の耐震診断や耐震改修への助成等を行っているところですが、令和7（2025）年度中に耐震改修促進計画を改定する予定としており、引き続き、同計画に基づき、耐震化の促進に向けた取組を進めてまいります。</u></p>	B
2	<p><u>耐震化率は戸数単位ではなく建築物単位（建築確認申請単位）でカウントすべきである。</u></p>	<p><u>住宅の耐震化率については、国土交通省による計算方法を基に、戸数単位で計算を行っているところですが、市民の皆様へ耐震改修等の必要性を認識していただくことは重要ですので、様々な機会を捉えた啓発の取組を進めてまいります。</u></p>	C
3	<p>学校での周知や防災教育の充実を図ることが、結果として各家庭での災害時の備えにつながると考える。</p>	<p>市立学校では、児童生徒が、災害から自らの生命を守るための安全な行動をとる能力などを育むことや、防災についての基礎的・基本的事項を理解できるよう、危機管理部門と連携したぼうさい出前講座の実施や、各教科の学習や総合的な学習の時間における防災教育などの取組を進めております。</p> <p>かわさき強靱化計画においても、「児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進」を位置付けているところであり、引き続き、各学校の実情に応じ、児童生徒が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動ができるよう、取組を進めてまいります。</p>	B

4	<p>緊急輸送道路等の無電柱化は非常によい取組であるので今後も継続して取り組んでいきたい。</p>	<p>無電柱化については、無電柱化の取組方針を定めた「川崎市無電柱化推進計画」に基づき、主要駅周辺や緊急交通路等の重点エリアにおいて、計画的に実施しているところです。また、市が行う無電柱化の基本としている電線共同溝の整備については、一定規模の道路幅員及び歩道幅員が必要になるほか、多額の整備費用や長期の事業期間を要することなど様々な課題があることから、都市計画道路の整備等に併せて行うなど、効率的かつ効果的に取組を進めているところです。</p> <p>本取組は、本計画における強靱化事業（「緊急輸送道路等の無電柱化の推進」）に位置付けており、引き続き、無電柱化の取組を推進してまいります。</p>	B
5	<p>「密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生」とあるが、どの災害よりも直下型大地震発災後の火災による死者が多いことは明らかである。密集市街地という川崎市のごく一部ではなく、市全体での「強靱化」に着手してほしい。</p>	<p>川崎市域の強靱化を図るためには、地震による火災の死者の削減に資する取組が重要であると考えており、こうした取組を強靱化事業に位置付け、不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいくこととしておりますが、いただいた御意見も参考とさせていただき、令和8（2026）年度に実施する本市の地震被害想定調査の結果も踏まえ、必要な取組を進めてまいります。</p>	D
6	<p>移転を検討している小向厩舎跡地について、横浜市が新横浜に鶴見川の洪水対策として多目的遊水池を建設したように、川崎市が中心となって国や県と連携して多摩川の氾濫や内水氾濫対策に活用すべきである。</p>	<p>多摩川を管理している国土交通省では、今後30年程度で実施する具体的な整備内容などを定める将来の川づくりの計画である多摩川水系河川整備計画について、気候変動等の影響による水害の頻発化、激甚化を踏まえ、令和8年2月26日に変更が行われたところです。洪水を安全に流下させるための対策としては、限られた費用と時間の制約の中での整備の実現性や、地域社会への影響などを総合的に勘案した結果、河道掘削等を行う旨が記載されております。</p>	C

7	<p>災害時の保健医療活動について。避難所運営を行うに当たり、被災者のうち、傷病者にどのように対処すべきかがよくわからない。医療関係団体の連携強化と記載されているが、具体的に、医師会、看護協会、薬剤師会との連携や、さらには地域の自主防災組織との日頃からの連携も望まれる。区単位の協議会のような組織を創設すればよいと考える。</p>	<p>避難所における傷病者については、原則、医療関係者が巡回して対応し、必要に応じ、病院への移送等を実施することとしております。</p> <p>指定避難所、地域の医療関係団体などの連携は重要であることから、市及び区総合防災訓練などにおいても連携体制の構築に努めており、いただいた御意見も参考に、引き続き、取り組んでまいります。</p>	C
8	<p>大規模な災害時は、自治体で全ての対応を行うことは不可能となるので、避難所の開設などに関して、日頃から地域で行う防災訓練や研修などの活動が重要になる。</p> <p>(他同趣旨1件)</p>	<p>大規模な災害時には、行政のみによる対応は困難となりますことから、地域の方々との連携による避難所運営が円滑に行われるよう取組を進めることとしており、地域ごとの避難所運営会議及び避難所開設訓練の実施に向け、各区と連携し支援を行ってまいります。また、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による被災者支援に向けて取り組んでまいります。</p>	B

9	<p>地震・火災の被害想定棟数（約 3.8 万棟）に対して現在仮設住宅用地は何棟分確保できているか。能登半島では、仮設住宅がその後の水害によって水没した事例もあったが、用地の選定や仮設住宅の構造・性能にどのような配慮を考えているか。</p>	<p>被災者への応急仮設住宅の供与については、建設型の応急仮設住宅と、民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型の応急仮設住宅を併せて対応することとしております。また、市内における供与に不足が生じる場合には、広域連携の枠組みを利用するなど、被災状況等に応じた応急仮設住宅の確保に努めてまいります。なお、建設型の応急仮設住宅については、公園などの公有地等を建設候補地として約 200 箇所をデータベースで管理しております。</p> <p>また、建設型の応急仮設住宅については、被害状況のほか、風水害等の想定を踏まえながら、建設用地を選定することとしております。その構造・性能については、被災地の取組事例も踏まえながら、災害時に連携することとなる神奈川県や協定団体等とともに、これまでも検討や協議を進めてきたところであり、引き続き、検討及び調整を行ってまいります。</p>	C
10	<p>仮設住宅の設置に関連して、災害関連死を防止するために具体的にどのような対策を考えているか。</p>	<p>仮設住宅への入居者を含め、災害関連死を防ぐためには、特に、高齢者や障害者など災害時の行動に支援を要する災害時要援護者などリスクの高い避難者への配慮が重要であると考えており、こうした方々への個別訪問や、関係機関の間での情報共有など必要な対策を講じてまいります。</p>	C
11	<p>地域防災拠点や避難所が指定されている多摩川沿いの小学校のうち、いくつかは家屋倒壊等氾濫想定区域内にあるが、洪水時にその機能を果たすことができるのか。また、機能が果たせない状況でのアナウンスや代替施設はどのように想定しているか。</p>	<p>洪水の浸水想定区域内に位置する避難所については、災害対策基本法等に基づき、洪水に対して安全な構造を有する市立小・中学校の校舎等を指定しているところですが、災害の状況等により、近隣の公共施設を開放するなど柔軟に対応を図ってまいります。避難所の開設状況については、同報系防災行政無線、広報車、自主防災組織、町内会長等による電話・FAX 又は口頭伝達のほか、市ホームページ、防災ポータルサイト、防災アプリ、SNS 等の手段を活用し、広報を行うこととしております。</p>	D

12	<p>体育館に空調設備を設置しても停電時は使用できない。体育館の断熱改修、蓄電設備や発電機を備えることが先決ではないか。できれば自家発設備の設置が望ましい。</p>	<p>市立学校の体育館等への空調設備については、今年度中に策定する「市立学校体育館等空調設備整備方針」に基づき整備してまいります。同方針において、防災機能として停電時にも稼働できる機器を選定することを位置付けるとともに、暑熱対策として屋根の断熱（遮熱）化を基本とすることとしております。</p>	D
13	<p>災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生（約860トン）するが、一時的に保管する仮保管場所は具体的に何トンのスペースをどこに確保しているのか。また、道路や橋等のインフラが遮断されることを想定して選定しているのか。</p>	<p>災害廃棄物等の処理については、災害廃棄物等処理計画及び同実施計画に基づき、街区公園等を一次仮保管場所、1ha以上の大規模公園や臨海部の公有地等を二次仮保管場所として想定し、これらを経由して処理を行うこととしております。</p> <p>御指摘のとおり、災害時には道路等のインフラが使用できない状況も想定されますことから、災害の規模や被害状況、周辺地域における他用途での利用状況等を踏まえ、必要となる仮保管場所を柔軟かつ臨機応変に開設することとしております。</p> <p>また、想定している災害廃棄物の発生量すべてを仮保管場所で受け入れるのではなく、分別状況や処理の緊急性等に応じて、仮保管場所を経由せず、処理施設へ直接搬入されるものもあることを想定しております。</p> <p>さらに、広域的な処理体制の活用や民間事業者との連携により、迅速に処理ルート確保を図ることで、仮保管場所での一時的な受入にとどまらず、速やかな搬出・処理を行い、災害廃棄物の円滑な処理を進めることを想定しております。</p>	D

14	<p>令和6年能登半島地震では、道路が寸断し、主要道路に車両が集中した結果、渋滞が生じ、物資輸送が円滑に進まなかった。災害時には道路を早期に復旧し、輸送路を確保することが重要である。</p>	<p>かわさき強靱化計画では、「交通インフラの長期間にわたる機能停止」を起してはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に位置付け、こうした事態を回避するため、沿道建築物の耐震化の取組の推進や、迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けた災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでまいります。</p>	B
----	---	--	---

(4) 資料編について (意見数 4 件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>埋立地や市南部のようにかつて河川敷であったところの地盤強化は、市民レベルではなかなか困難であると考える。</p>	<p>地盤の改良については、原則、土地の所有者等が行うものと考えておりますが、令和6年能登半島地震での課題を踏まえた国等の動向も注視してまいります。</p>	C
2	<p>高層ないし超高層ビル群の建設が、本市においても進行しているが、気象的には上昇気流をもたらす集中豪雨の一因となっていると考えられる。中原区における災害の発生もその良い例である。もう遅いが、防災上からも規制すべき。</p>	<p>将来的な人口減少を踏まえ、魅力的なまちづくりを継続していくことが重要と考えておりますので、今後も引き続き、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、計画的に土地利用を誘導し、防災性の向上にも配慮した魅力ある都市拠点の形成に努めてまいります。</p>	C
3	<p>首都圏や川崎市への「一極集中」を抑制・是正することが根本的な災害対策になるのではないかと。大都市の在り方や都市構造について、もっと気を配ってほしい。</p>	<p>東京圏への人口等の集中による防災上のリスク等については、令和7(2025)年12月に国が公表した「首都直下地震の被害想定と対策について(報告書)」など、国において議論されているものと承知しております。本市においては、かわさき強靱化計画に基づき、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりの平時からの構築を目指してまいります。</p>	E

4	<p>市域を縦断する幹線道路網が少ないと感じる。こうした道路が整備されることで、大規模災害時には、物資輸送が円滑に進むのではないか。また、建物の倒壊で道路が閉塞し、通行止めになる可能性があるため、こうした対応も必要である。</p>	<p>本市の幹線道路の整備については、効率的・効果的な整備を推進するため、「第2次川崎市道路整備プログラム（平成28年度～令和11年度）」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い箇所を選定し、重点的に取り組んでおります。</p> <p>市域を縦断する主な幹線道路としては、国道409号、都市計画道路尻手黒川線、主要地方道幸多摩線があり、このうち国道409号及び尻手黒川線では、現在、道路整備を進めているところです。</p> <p>今後も、本プログラムに基づき、緊急輸送道路など、大規模災害時における道路ネットワーク機能の強化に向けて、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>建物の倒壊による道路の閉塞については、本計画におけるリスクシナリオに位置付け、対応することとしており、沿道建築物について、耐震化を促進する取組を進めていくとともに、迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでまいります。</p>	B
---	---	---	---

〔その他〕（意見数 1 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>河川対策に現在、神奈川県が工事を進めている矢上川地下調節池が記載されていないのはなぜか。</p>	<p>かわさき強靱化計画については、国土強靱化に関する施策の推進を図るため、本市が行う施策、取組を記載しているものであり、神奈川県が行う矢上川地下調節池の整備については、本計画に含めないものとしております。</p> <p>しかしながら、本整備は河川の氾濫による洪水被害を軽減する効果があるものと伺っておりますことから、引き続き、神奈川県からの情報収集等に努めてまいります。</p>	E

6 改定素案からの変更点

(1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※ 下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関する御意見を受け、記載を加筆	(本編 P16、概要版 P2) なお、 <u>国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら</u> 、令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。	(本編 P16、概要版 P2) なお、 <u>(新設)</u> 令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。

(2) 有識者との継続した意見交換を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<u>改定前の計画の令和7(2025)年度の減災目標「地震による死者数」の達成状況の数値を訂正</u>	(本編 P17、概要版 P2) 約 <u>460</u> 人 (減災効果：約 <u>59%</u>) ※ 「(減災効果：約 59%)」は本編のみに記載	(本編 P17、概要版 P2) 約 <u>480</u> 人 (減災効果：約 <u>58%</u>) ※ 「(減災効果：約 58%)」は本編のみに記載
<u>改定前の計画の令和7(2025)年度の減災目標「津波による死者数」の達成状況の数値を訂正</u>	(本編 P17) (参考) 避難しない場合の死者数 約 <u>5,807</u> 人	(本編 P17) (参考) 避難しない場合の死者数 約 <u>5,810</u> 人
<u>新たな計画の令和11(2029)年度の減災目標「地震による死者数」の目標値の数値を訂正</u>	(本編 P55、概要版 P4) 令和11(2029)年度において、川崎市直下の地震(平成21(2009)年度想定)で想定される死者の数を約1,140人から約 <u>440</u> 人とします。	(本編 P55、概要版 P4) 令和11(2029)年度において、川崎市直下の地震(平成21(2009)年度想定)で想定される死者の数を約1,140人から約 <u>450</u> 人とします。

その他、総合計画第4期実施計画等に合わせた記載の修正や、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

かわさき強靱化計画（改定案）概要版【1/4】

序章 本市を取り巻く状況

1 風水害の頻発化・激甚化

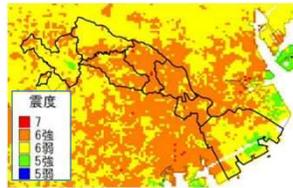
- 時間降水量80mm以上、日降水量300mm以上など強度の強い雨は、昭和55（1980）年頃と比較して、**おおむね2倍程度に発生頻度が高まっています**。
- 本市では、令和7（2025）年9月11日、中原区及び高津区で**時間雨量100mm以上の降雨**が発生しました。
- 今後、地球温暖化の進行に伴い、**大雨などの自然災害のリスクがさらに高まる**ことが予測されています。



令和6（2024）年9月20日からの大雨による被害（石川県輪島市町野町）
（石川県HPから）

2 大地震発生の想定

- 南関東地域でのマグニチュード7クラスの地震（川崎市直下の地震を含む。）が発生する確率は**30年間で70%**と予測されています。
- 川崎市直下の地震が発生した場合、**最大震度は7**となり、建物倒壊、火災などによる**死者は819人**と想定しています。（参考：平成25（2013）年公表 川崎市地震被害想定調査報告書）



川崎市直下の地震の震度分布

3 今後の人口の推移

- 本市においては、当面、人口増加が続くものと見込んでいますが、年少人口は既に減少傾向に転じており、**生産年齢人口もまもなくピークを迎え**、近い将来、**急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換**が見込まれます。
- 今後、少子高齢化がさらに進むことで、地域における諸活動の**担い手不足が一層拡大**し、地域経済の活力や**地域コミュニティの機能が低下**するほか、社会保障関連経費の増大や都市インフラの老朽化の進行等により、市民生活に必要な**多種多様な機能・サービスの縮小・低下**などが課題となります。（参考：川崎市総合計画 改定案（令和8（2026）年2月）ほか）

4 地域の防災意識等

- 令和6（2024）年度市民アンケートでは、令和3（2021）年度に比べ、災害時に地域で行う活動に対する**協力意向の低下**が見られ、**地域のつながりや助け合い意識の希薄化**が課題となっています。
- 各区の**自主防災組織**からいただいた主な**意見**（令和6（2024）年度）は、次のとおりです。

- ・ **町内会・自治会への加入者が減っている**。都市化が進み**人々の関係が希薄**になっているので、市が関係を強化する対策を講じてほしい。
- ・ 地域住民や市の職員が被災すると、**すぐに避難所を開設することは難しい**。また、避難所で**全ての避難者を受け入れられない**ので、在宅避難を促す取組が必要である。
- ・ 災害時の**指定避難所の運営**と、地域での救出・救護や避難誘導などの**防災活動との両立が課題**である。



町内会・自治会のイベント活動

第1章 計画の目的、位置付け

1 計画の目的

- 大規模自然災害時に、**人命を守り**、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、**「強さとしなやかさ」を備えた都市づくり**の平時からの構築を目的とします。

2 これまでの経緯等

- 国土強靱化基本法等に基づき、平成28（2016）年に「**川崎市国土強靱化地域計画**」を策定しました。
- 効果的かつ効率的な施策の推進等の観点から、令和3（2021）年に「**川崎市地震防災戦略**」と**川崎市国土強靱化地域計画を整理・統合し、「かわさき強靱化計画」を策定**しました。

3 計画改定の方向性

- 令和5（2023）年の国土強靱化基本計画の改定や、**令和6年能登半島地震**での課題等を踏まえ、今後発生しうる大規模自然災害に備えるため、計画を改定します。
- 自助・共助・公助の役割を踏まえつつ、災害時には**それぞれが行う活動に限界**があることも認めた上で、まずは**「命を守る防災対策」に注力**することを基本とします。
- 行政や住民組織に加え、企業や団体など様々な主体が連携し弱みを補い合うなど、**社会環境の変化に対応した持続可能な防災対策**を進めていきます。

参考：令和6年能登半島地震での課題

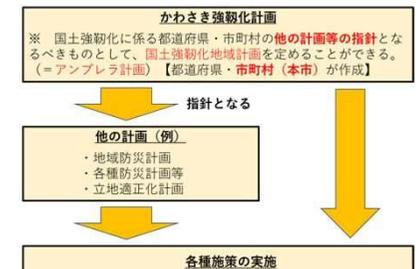
- **耐震化が十分でない建物**やインフラに大きな被害があり、死傷者の発生や応急対策・復旧活動の支障になりました。
- 発災初期には市の職員が被災する中、**応急対策にあたる人員が不足**し、さらに、避難所運営に加え**在宅や地域単位での避難**も見られ、物資や情報をどのように届けるかが課題となりました。
- 他都市や域外からの機関・団体・ボランティアの支援の申出に対し、十分に対応できない状況が見られました。一方、避難所運営など、**地域の結束が大きくなり力となった**地域もありました。

本市においても必要となる施策

- ・ 住宅の耐震化など**ハード対策**の継続、拡充
- ・ **在宅避難を推奨する取組**
- ・ **避難所環境の向上**
- ・ 物資面など被災者支援における**民間との連携の加速化** など

4 計画の位置付け等

- 国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る**本市の他の計画等の指針**となるべきものです（アンブレラ計画）。
- 川崎市総合計画第4期実施計画の計画期間と整合を図り、**令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までを計画期間**とします。



5 計画の構成・特徴

- 本市の地理、社会的特性、ハザードの状況、市民の防災意識等を確認した上で、事前に備えるべき目標や**リスクシナリオ**（起きてはならない最悪の事態）等を第2章以降で設定しました。
- 本市が、現状どの程度、上記の事前に備えるべき目標や最悪の事態等に対応でき、何が弱点かを、本市の健康診断（**脆弱性評価**）を行うことで分析し、必要な取組の重点化を行います。

かわさき強靱化計画（改定案）概要版【2/4】



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

- 国土強靱化基本計画及び改定前のかわさき強靱化計画と同一のものとして、次のとおり設定します。

- ① **人命の保護**が最大限図られる。
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ **迅速な復旧復興**



川崎市総合防災訓練の様子

2 事前に備えるべき目標

- 国土強靱化基本計画を基本としつつ、第1章の「計画改定の方向性」で定めた「命を守る防災対策に注力する」ことなどを踏まえ、次のとおり設定します。

- ① あらゆる自然災害に対し、**直接死を防ぐ**。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、**災害関連死を最大限防ぐ**。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

- 本計画では、本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある**大規模自然災害**（地震、津波、風水害、土砂災害（崖崩れ）、火山降灰など）を対象とします。

4 本市の特性・潜在的リスク等の分析

- 本市の地理（地勢、河川、地形等）や社会的特性（人口、交通、産業等）、市民の防災意識等を分析し、リスクシナリオや本市の脆弱性評価（後述）に活用します。



川崎港から見た本市の様子

5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 本市の地理的要件や基礎自治体としての機能等を踏まえて、「住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生」など**25のリスクシナリオ**を設定します。

6 施策分野

- 個別施策分野として、「行政機能・消防等」「都市・インフラ」等8つの施策分野と、横断的施策分野として「地域力」等を設定します。
⇒ 各リスクシナリオと各施策分野を掛け合わせ、それぞれの項目について、**本市の脆弱性を分析・評価**（第3章を参照）します。

市が目指す災害時のまちの姿

（リスクシナリオ等を回避し、こうあってほしいまちの姿） ※ 大地震発生から3、4日後



- 市のコーディネートのもと、地域、団体、企業、他都市からの応援職員などが連携して災害に対応しています。
- 避難所（学校）では、避難所運営会議のメンバーだけでなく、避難者自身も一緒に運営を行いはじめました。
- 国からの支援物資や本市との協定に基づく物資が、事業者の協力を得て各避難所に届けられています。
など、**迅速な復旧・復興に向けて取組が進められている状況をイメージしています。**

7 計画改定の目的

- (1) **市民・地域の声などを踏まえた見直し・改善**
・事業の見直しや新たな課題等を抽出しました。
(例：住宅の耐震化、自主防災組織の取組支援の拡充、在宅避難を推奨する取組)
- (2) **令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直し・改善**
(例：避難所環境向上、トイレ対策、支援物資対応、受援力の強化)
- (3) **国土強靱化基本計画の改定（令和5（2023）年度）の反映**
(例：災害関連死の防止、多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上)

※ 計画改定にあたり、強靱化を推進する上で配慮すべき主な事項

- ・地域住民・企業・コミュニティ等の多様な主体が実施する自助・共助の取組を推進するため、**平時からのコミュニティ構築への支援**を行います。
- ・**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、災害対応力の向上を図り、第1章で定めた基本目標の達成に向けて取り組みます。
- ・**避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組を両輪で推進**します。

なお、国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら、令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて**公助の範囲を整理**し、計画に反映していきます。

8 減災目標に対する達成状況

- 改定前の計画において、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの計画期間における取組の進捗を図るため設定した減災目標の達成状況は、次のとおりです。

項目	目標	達成状況(令和7(2025)年度末時点)
地震による死者	川崎市直下の地震(平成21(2009)年度想定)で想定される死者数を約1,140人から約480人とします。	約460人(目標を達成)
津波による死者	慶長型地震において想定される津波(平成24(2012)年度想定)による死者数を約5,820人からゼロとします。	次の取組状況を踏まえ、「 減少傾向 」 ・津波避難施設の確保107施設(収容人数約27万人) ・津波ハザードマップ、標識等による周知啓発 ・津波避難訓練の実施



第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）

第2章で設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」と「施策分野」ごとに、本市の現状（施策の実施状況等）を整理し、脆弱性の分析・評価等を行いました。

1 リスクシナリオ・施策分野ごとの事業の実施状況等の整理

- 本市の現状を把握するために、「リスクシナリオ」と「施策分野」で構成する「脆弱性評価マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）により、事業の実施状況等を整理しました。

2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価

- マトリクス表による現状把握を踏まえつつ、次のチェックポイントを設定し、脆弱性を分析・評価しました。

リスクシナリオ	施策分野		主なチェックポイント
	行政	都市・インフラ	
施設の倒壊	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・「リスクシナリオを回避するための視点」に対応する施策はあるか（ある場合は●を付ける） ・マトリクス表の施策分野における空欄等の脆弱性への影響の有無
火災による死者発生	●	●	
風水害に伴う浸水	●	●	

マトリクス表のイメージ

3 推進方針の設定等

- リスクシナリオごとに、「現状」及び「リスクシナリオを回避するための視点」を整理し、これらを踏まえ、「脆弱性評価結果及び推進方針」（以下「推進方針等」という。）を設定しました。
- リスクシナリオごとの推進方針等に基づき、強靱化に向けた取組を進めています。

4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等

- 脆弱性評価を踏まえた主な**推進方針**は、次のとおりです。

（1） カテゴリー1 あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ ※「1-1」などはリスクシナリオ番号を示しています

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

- 民間住宅の**耐震対策**のさらなる促進に努めるとともに、継続して公共建築物の**特定天井対策**に取り組めます。

1-2 密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生

- 不燃化重点対策地区における**不燃化の取組**について、「**密集市街地における防災まちづくり推進計画**」を令和7（2025）年度中に策定し、一層の推進を図ります。

1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

- 津波、高潮による浸水被害を防ぐため、引き続き、**海岸保全施設の適切な維持管理**等に取り組むとともに、**津波避難訓練**等による防災意識の高揚と対応力の向上に向けて様々な手段・機会を活用した**啓発**に取り組めます。



海岸保全施設（陸間（りっこう））

1-4 風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生

- 国、県、関係自治体等の**関係機関との連携**を図りながら、**浸水対策**、**治水対策**等に取り組めます。

1-5 土砂災害等による死傷者の発生

- 土砂災害等への対応力の強化を図るため、**避難確保計画の策定や訓練の実施**を進めるとともに、**マイトタイムライン**の活用や分散避難の周知など、様々な手段・機会を活用した**啓発**等に取り組めます。

（2） カテゴリー2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 継続した適切な施設等の維持管理を図るため、資産マネジメントに基づく**消防署等の老朽化対策や浸水対策**について検討し、計画的に取り組みます。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- **災害拠点病院の計画的な機能の維持・向上**に向けて、**電力や水道、下水道等のライフライン対策**について、関連事業として取り組みます。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生

- 指定避難所の生活環境等の改善を図るため、避難所への**マンホールトイレの整備、体育館等への空調設備の整備**などを進めます。
- 在宅避難に必要な知識の普及啓発や、地域からの意見等も踏まえながら、物資や情報の提供など**在宅避難者に対する支援策の検討**を進めます。



在宅避難に関する防災啓発冊子

2-4 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化

- 国の新たな物資システムとの連携や、**物流事業者との協力体制の確保・強化**等を図ります。



物流事業者、地域と連携した支援物資輸送訓練の様子

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- **広域的な帰宅困難者対策を推進**するため、**九都県市など、他の自治体と連携した取組**を引き続き、推進します。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

- **避難所開設・運営**について、訓練等を通じてマニュアルを見直すなど、**感染症対策**に取り組めます。

（3） カテゴリー3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下

- 災害時に適切な応急復旧と行政機能の維持を両立するため、**BCP（川崎市業務継続計画）**を継続的に更新・管理し、**訓練**等に取り組めます。

（4） カテゴリー4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下

- 災害時の経済活動の保持・早期復旧のため、**企業のBCP策定支援制度の周知**を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組めます。

4-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出

- コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、**特定事業所に対する講習会や立入検査**等に取り組めます。

4-3 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響

- 港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、**耐震強化岸壁や臨港道路等の整備**の計画的な推進に取り組めます。



耐震強化岸壁

4-4 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 工業用水の供給途絶を避けるため、**浄水場間や送水管のバックアップ管路の整備、経年化した施設の更新**に計画的に取り組めます。



第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）（続き）

(5) カテゴリー5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えとともに、早期に復旧させる

- 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態**
- 通信事業者との平時からの情報共有や協力体制の構築等による**連携強化**に取り組みとともに、地域コミュニティ放送との連携を強化し、**防災ラジオ**の導入を推進します。



防災ラジオ

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 災害時における電力等の安定供給に寄与することから、**緊急輸送道路等の無電柱化**に取り組んでいきます。



緊急輸送道路等の無電柱化（左：整備前、右：整備後）

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- **水道管路の計画的な更新・耐震化**等に取り組むとともに、下水道の管きよ・施設の点検・調査を通して状況を的確に把握し、アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した**最適な下水道施設の老朽化対策**を進めていきます。

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 指定した路線の**沿道建築物**の耐震化を推進するとともに、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に**早期復旧させる体制づくり**に取り組みます。

(6) カテゴリー6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 全庁的な**復旧・復興体制の整備**に取り組むとともに、引き続き、平時からの講演会や訓練等を通じた市民の防災力の向上や**地域コミュニティの活性化**に取り組めます。

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理体制を構築するため、国、県及び他自治体と情報共有を行いながら、災害廃棄物等処理計画に基づき、**仮保管場所の確保**等を図ります。



啓発冊子「災害が起きた時の「ごみ」のこと」

6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 迅速かつ円滑な復旧・復興に向けて、土地等の権利関係や所有者の明確化を図るため、引き続き、**地籍調査**に取り組んでいくとともに、復旧・復興の妨げとなる**空き家への対策**に取り組んでいきます。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財の保護・活用等のため、所有者・管理者への**適正管理・防災意識の向上**に取り組むとともに、市民の財産と公共施設の被害の最小化に向け、**多様な主体と連携**した取組を進めます。

6-5 風評被害や生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

- 災害時における迅速かつ適正な情報発信に向けた**広報の充実**に取り組めます。

第4章 かわさき強靱化に向けた取組

1 かわさき強靱化に向けた取組一覧表

- 第3章の推進方針等を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて取り組む事業について、別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」として整理しました。

2 強靱化事業の選定

- 次の選定基準に該当する取組を「強靱化事業」として選定し、個別に進捗管理を行うことで、効率的・効果的な計画の進捗管理を図ります。

主な強靱化事業の選定基準

- 「Ⅰ 国庫補助金に関するもの」に該当するもの
 - 「Ⅱ 計画改定の目的等に関するもの」
 - ・耐震化の向上に資する取組
 - ・地震による**火災の死者の削減**に資する取組
 - ・国土強靱化基本計画等の主な項目に関連する取組
 - ・令和6年能登半島地震での課題解決のための取組
 - ・**地域力（地域防災力）**の向上に資する取組
- のうち、3つ以上に該当するもの



防災まちづくりの支援

第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理と評価

- 「川崎市国土強靱化地域計画推進会議」において、強靱化事業の進捗状況や業績指標の達成状況について、毎年度把握して評価を行い、主な取組状況の記載などを含めて、市民にわかりやすく公表します。

2 強靱化事業の進捗管理等

- 第4章で選定した強靱化事業については、個別の進捗管理シートにより、計画期間中の各年度において、年度当初に当該年度に取り組む事項を設定し、その達成状況を把握します。

3 計画の評価のための指標

- 毎年度の進捗管理及び計画期間の進捗状況を評価するため、取組の成果を示す業績指標を設定します。
- 減災目標を次のとおり設定します。

地震による死者

- ・令和11（2029）年度において、川崎市直下の地震（平成21（2009）年度想定）で想定される死者数を約1,140人から約440人とする。

津波による死者

- ・慶長型地震において想定される津波（平成24（2012）年度想定）による死者数を約5,820人からゼロとする。

参考：策定の経過等

- 令和7（2025）年11月・（20日）改定素案の公表
- 12月・（5日）パブリックコメント手続（令和8（2026）年1月15日まで実施）
- 令和8（2026）年3月・（12日）市議会総務委員会における報告
- ・（24日）計画の決定（予定）

かわさき強靱化計画

改定案

令和8（2026）年3月

川崎市



目 次

序 章 本市を取り巻く状況	P4
1 気候変動による風水害等の頻発化・激甚化	P4
2 大地震発生の想定	P4
3 今後の人口の推移	P4
4 地域の防災意識等	P5
第1章 計画の目的、位置付け	P6
1 計画の目的 ～防災・減災から、「強くてしなやか（強靱化）」へ～	P6
2 これまでの経緯等	P7
3 計画改定の方向性	P7
4 かわさき強靱化計画の位置付け等	P9
5 計画の構成・特徴	P10
第2章 計画の基本的な考え方	P11
1 基本目標	P11
2 事前に備えるべき目標	P11
3 想定する大規模自然災害（対象とする災害）	P12
4 川崎市の特性・潜在的リスク等の分析	P12
5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	P12
6 施策分野	P14
7 計画改定の目的	P16
8 減災目標に対する達成状況	P17
第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）	P18
1 リスクシナリオ・施策分野ごとの施策の実施状況等の整理	P18
2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価	P18
3 推進方針等の設定	P18
4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等	P19

第4章	かわさき強靱化に向けた取組	P54
1	かわさき強靱化に向けた取組一覧表	P54
2	強靱化事業の選定	P54

第5章	計画の進捗管理と評価	P55
1	計画の進捗管理と評価について	P55
2	強靱化事業の進捗管理等について	P55
3	計画の評価のための指標	P55

(別紙) ・脆弱性評価マトリクス表
・強靱化事業一覧表

(別冊) ・資料編

序章 本市を取り巻く状況

1 気候変動による風水害の頻発化・激甚化

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「[気候危機](#)」とも言われています。

大雨の年間発生回数は有意に増加しており、1時間降水量80mm以上、3時間降水量150mm以上、日降水量300mm以上など強度の強い雨は、昭和55（1980）年頃と比較して、[おおむね2倍程度に発生頻度が高まっています](#)。

本市では、令和7（2025）年9月11日、記録的短時間大雨情報が複数回発表され、中原区及び高津区において、時間雨量100mm以上の降雨が発生しました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、[大雨などの自然災害のリスクは更に高まることが予測](#)されています。
（参考：令和7年度版 防災白書、気象庁HP）



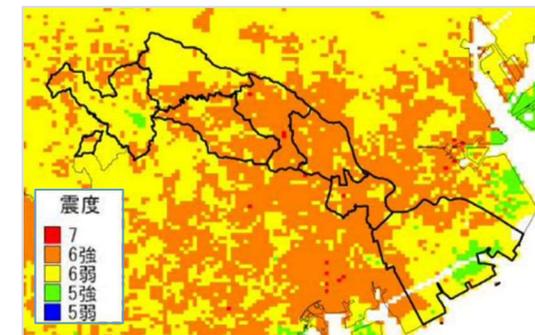
令和6（2024）年9月の大雨被害（石川県輪島市町野町）（石川県HPから）

2 大地震発生の想定

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（2004）によると、[南関東地域でM7クラスの地震（川崎市直下の地震を含む。）が発生する確率は30年間で70%](#)と推定されています。

川崎市直下の地震が発生した場合、[最大震度は7](#)となり、建物倒壊や火災などによる死者は約820人、建物の全壊・半壊棟数は約72,000棟、避難所での避難者数は、3日後に約361,000人と想定されています。

（参考：平成25（2013）年公表 川崎市地震被害想定調査報告書）



川崎市直下の地震の震度分布

3 今後の人口の推移

日本の人口について、国立社会保障・人口問題研究所による平成29（2017）年の日本の将来推計人口では、総人口が減少局面に入っている状況にあり、令和2（2020）年から令和47（2065）年にかけて、約3,800万人（約30%）減少する見込みとなっています。

本市においては、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等により、当面、人口増加が続くものと見込んでいますが、年少人口は既に減少傾向に転じており、[生産年齢人口もまもなくピークを迎え](#)、近い将来、[急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換](#)が見込まれます。

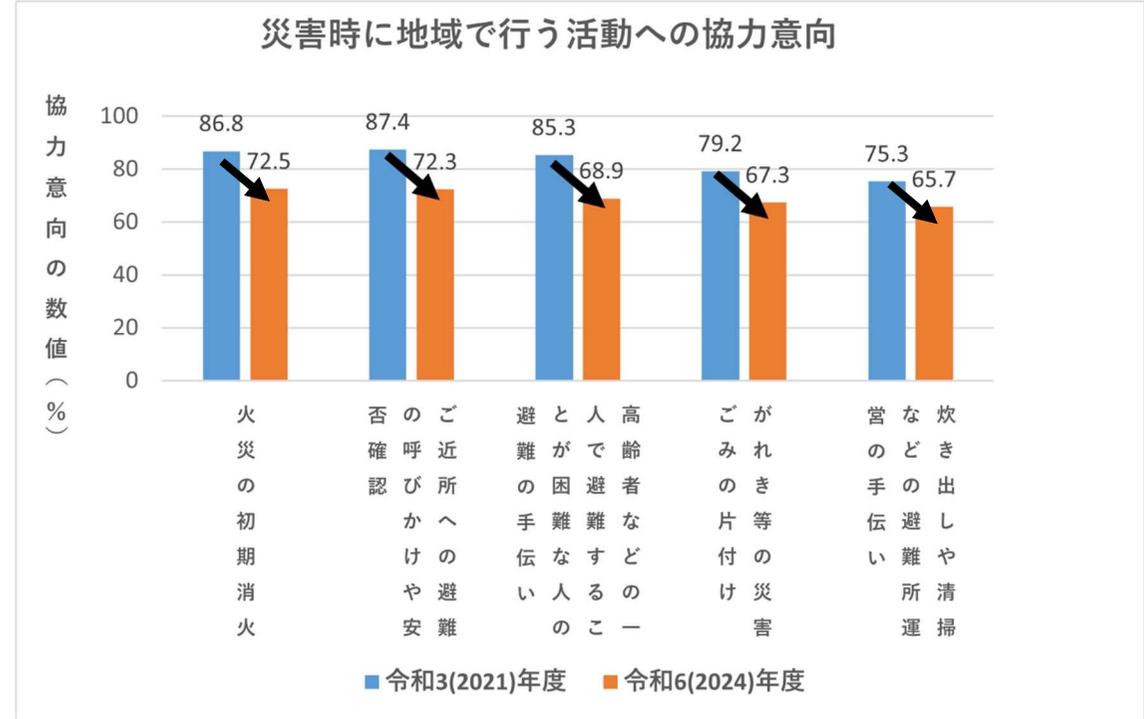
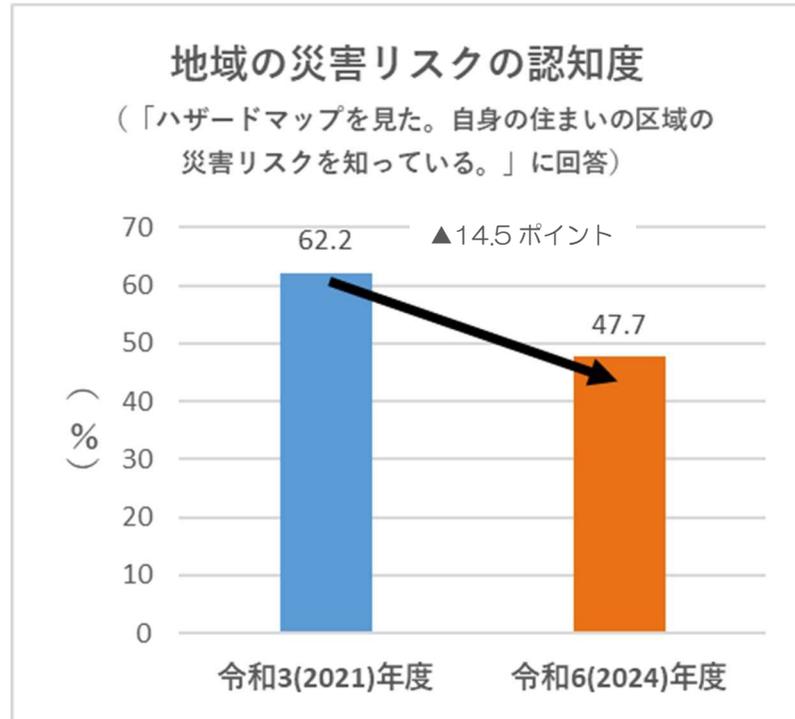
今後、少子高齢化がさらに進むことで、地域における諸活動の[担い手不足が一層拡大](#)し、[地域経済の活力や地域コミュニティの機能が低下](#)することに加え、社会保障関連経費の増大や都市インフラの老朽化の進行等により、[市民生活に必要な多種多様な機能・サービスの縮小や水準の低下](#)などが課題となります。

（参考：川崎市総合計画 改定案（令和8（2026）年2月）ほか）



4 地域の防災意識等

令和6（2024）年度に実施した市民アンケートでは、令和3（2021）年度の同様の調査と比較して、地域の災害リスクの認知度（「ハザードマップを見た。自身の住まいの区域の災害リスクを知っている。」に回答）の低下（▲14.5ポイント）に加え、[共助に関する項目については、災害時に地域で行う活動の全項目について、協力意向](#)（「協力したい」と「協力してもよい」の回答を合計）[に低下](#)が見られました。



また、令和6（2024）年度において、川崎市地域防災計画震災対策編の修正時（9月～12月）に、各区の自主防災組織から次のような御意見をいただきました。

<主な意見>

- ・町内会・自治会への加入者が減っている。また、都市化が進み[人々の関係が希薄](#)になっているので、市が関係を強化する対策を講じてほしい。
- ・地域住民や市の職員が被災すると[すぐに避難所を開設することは難しい](#)と考えられるので、こうした想定の実訓を含め、対応を考える必要がある。また、避難所で[全ての避難者を受け入れることはできない](#)ので、在宅避難を促す取組が必要である。
- ・自主防災組織として、災害時の[指定避難所の運営](#)と、地域での救出・救護や避難誘導などの[防災活動との両立が課題](#)である。



第1章 計画の目的、位置付け

1 計画の目的 ～防災・減災から、「強くてしなやか（強靱化）」へ～

伊勢湾台風、阪神淡路大震災、東日本大震災など、これまでわが国は、数多くの大規模自然災害に繰り返しさいなまれてきました。

過去の歴史を振り返ると、様々な災害対策を講じてきたものの、災害の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る「事後対策」の繰り返しでした。

このような教訓から、[大規模自然災害時に、とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築する](#)ことが、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）及び国土強靱化基本計画に基づくかわさき強靱化計画（国土強靱化地域計画）の目的です。

（国土強靱化の経緯）

伊勢湾台風（昭和 34（1959）年）	阪神・淡路大震災（平成 7（1995）年）	東日本大震災（平成 23（2011）年）
		
(写真提供：名古屋市港防災センター)	(写真提供：神戸市)	(写真提供：宮古市)
「災害対策基本法」制定 「防災計画の策定」 ⇒「 防災 」概念の明確化	耐震化・密集市街地対策 自助・共助の大切さ ⇒「 減災 」の推進	ハード中心の対策の限界 防災教育などソフト対策の重要性 ⇒「 国土強靱化 」の取組
死者 4,697 人 行方不明者 401 人 負傷者 38,921 人 全半壊家屋 153,890 棟 被害額 約 0.5 兆円	死者 6,434 人 行方不明者 3 人 負傷者 43,792 人 全半壊家屋 249,180 棟 被害額 約 10 兆円	死者 19,782 人 ※ 震災関連の死者を含む。 行方不明者 2,550 人 負傷者 6,242 人 全半壊家屋 406,127 棟 被害額 約 17 兆円

※ 東日本大震災の被害状況は令和 7（2025）年 3 月 10 日現在のデータを掲載（政府緊急災害対策本部資料を参照）



2 これまでの経緯等

本市では、国土強靱化基本法及び国土強靱化基本計画に基づき、平成28（2016）年に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定し、国の動向を踏まえながら、川崎市地域防災計画（震災対策編）の実行計画に位置付け策定した「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携して、「強靱な地域」をつくるための取組をこれまで進めてきました。

このような中、平成30（2018）年に国土強靱化基本計画が改定され、また、国土強靱化地域計画の計画期間が令和2（2020）年度末に終了すること及び地震防災戦略についても計画期間が同時期に終了することを踏まえ、効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から、令和3（2021）年に地震防災戦略と国土強靱化地域計画を整理・統合し、「かわさき強靱化計画」を策定しました。

【資料編1-1 関連計画等の経緯】

3 計画改定の方向性

近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を受け、令和5（2023）年に、国土強靱化基本計画が改定されたこと及び令和6年能登半島地震での課題等を踏まえ、今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証したうえで、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、本計画を改定することとします。

これまで、自助・共助・公助のそれぞれの役割を踏まえ、災害への備えを実施してきましたが、序章で述べたように、今後、風水害・地震の切迫化・激甚化が進む一方で、確実に進行する人口減少や地域でのつながりの希薄化などが見込まれ、特に共助（地域での助け合い）と公助において、災害時の対応力の低下が課題となることから、計画改定にあたっては、災害時にはそれぞれが行う活動に限界があることも認めた上で、まずは「命を守る防災対策」に注力することを基本とします。

さらに、行政と住民組織を中心とした連携に加え、企業、地域で活動する団体、福祉関係者、ボランティアなどの様々な主体が連携することにより、それぞれの弱みを補い合うなど、社会環境の変化に対応した持続可能な防災対策を進めていくこととします。



物流事業者、地域と連携した支援物資輸送訓練の様子

参考：令和6年能登半島地震での課題

本市からも、令和6年度末までに、総計で4,000人を超える職員を被災地に派遣し、避難所運営、インフラの被害状況の調査や復旧等に従事しました。

被災地では、[耐震化が十分でない建物やインフラに大きな被害](#)があり、死傷者の発生や応急対策・復旧活動の支障になりました。

発災初期には[輪島市の職員が被災する中、応急対策にあたる人員等が不足しました](#)。また、避難所運営に加え、在宅や地域単位での避難もみられ、これらの状況をどのように把握し、物資や情報をどのように届けるかが課題となりました。さらに、[他都市や域外からの機関・団体・ボランティアの支援の申出に対し、十分に対応できない状況](#)が見られました。一方、避難所運営など、地域の結束が大きな力となった地域もありました。

地域特性等に違いがあり、大地震が発生した場合に、これらの状況がすべて本市に当てはまるというものではありませんが、本市においても、次の施策の必要性を認識しました。

- 住宅の耐震化など[ハード対策の継続・拡充](#)
- [在宅避難を推奨する取組](#)など自助への一層の支援
- 物資面など被災者支援における[民間との連携の加速化](#)と他都市からの[受援体制の強化](#)（被災した市ができないところは任せる。）
- 高齢化が進む地域における被災者支援のあり方の検討
- [命を守り、生活の質を確保するための避難所環境の向上](#)



石川県輪島市における本市からの
避難所運営支援

4 かわさき強靱化計画の位置付け等

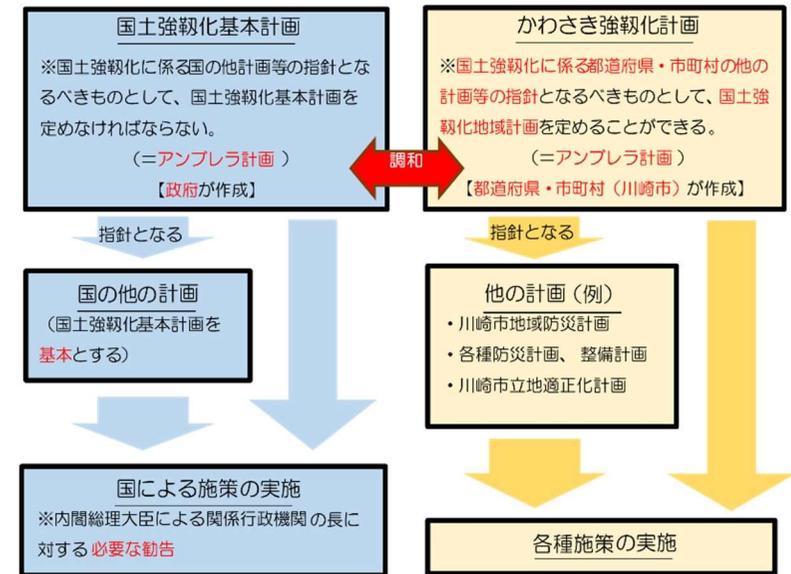
(1) 国・川崎市における強靱化計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、[国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）](#)です。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、川崎市総合計画第4期実施計画の計画期間と整合を図り、[令和8（2026）年度から令和11（2029）年度まで](#)とします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国土強靱化基本計画等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。



(3) 川崎市地域防災計画との違い

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、地震や風水害などの災害ごとに、市及び市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、予防、応急復旧等の関係機関も含めた「防災」に係る基本的・総合的な活動指針の役割を果たすものとして定めたものです。

一方、国土強靱化地域計画は、他の計画等の指針として、災害の種別にかかわらず、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりのために、[「事前に備えるべき目標」及びその目標達成に係る「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定](#)し、それらを達成するための施策（事業）の実施状況等を踏まえて、[地域の持つリスクに対する脆弱性を評価](#)した上で、[今後の取組の方針等について定めたもの](#)です。

国土強靱化地域計画と川崎市地域防災計画の違い

	国土強靱化地域計画	川崎市地域防災計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前（迅速な復旧・復興体制を含む。）	予防・応急対策・復旧
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	実施	—



5 計画の構成・特徴

本計画は、本市の地理、社会的特性、ハザードの状況、市民の防災意識等を確認した上で、第2章以降で、事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等を設定し、本市が現状どの程度これらの目標や最悪の事態等に対応でき、何が弱点なのかを、本市の健康診断（脆弱性評価）を行うことで分析し、必要な施策の重点化を行っています。

また、国土強靱化基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。そのため、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、目標の設定等を行います。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本計画及び改定前のかわさき強靱化計画と同一のものとして、次のとおり設定しました。

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

国土強靱化基本計画を基本としつつ、第1章の「計画改定の方向性」で定めた「命を守る防災対策に注力する」ことなどを踏まえて、次のとおり設定しました。
(赤字は、改定前の国土強靱化基本計画及びかわさき強靱化計画から主に変更する箇所)

	国土強靱化基本計画（令和5年度改正）	かわさき強靱化計画
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ。(※)
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ。
3	必要不可欠な行政機能を確保する。	必要不可欠な行政機能を確保する。
4	経済活動を機能不全に陥らせない。	経済活動を機能不全に陥らせない。
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる。
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。(※)

※「1 直接死を防ぐ。」

第1章の「計画改定の方向性」で定めた「命を守る防災対策に注力する」ことを踏まえて、修正を行いました。

※「6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。」

基礎自治体としての本市における目標としての修正を行いました。



3 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

国土強靱化の趣旨を踏まえ、本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）を対象としました。

4 川崎市の特性・潜在的リスク等の分析

川崎市の地理（地勢、河川、地形等）や社会的特性（人口、交通、産業等）、市民の防災意識等を分析し、リスクシナリオや本市の脆弱性評価に活用します。

- 【資料編2-1 川崎市の地理】
- 【資料編2-2 川崎市の社会的特性】
- 【資料編2-3 市民の防災意識等】



川崎港から見た本市の様子

5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市の健康診断（脆弱性評価）を行うために必要な「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、国土強靱化基本計画を参考としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての機能等を踏まえて、事前に備えるべき目標ごとにカテゴリー分類し、次のとおり設定しました。

（前計画の36のリスクシナリオを25に整理・統合し、変更箇所を赤字で示しています）

事前に備えるべき目標 （カテゴリー）		リスクシナリオ （起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ。	2-1	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生



事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ。	2-4	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
		4-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
		4-4	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる。	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	6-1	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-5	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響



6 施策分野

本市の健康診断（脆弱性評価）を行うために必要な施策分野について、国の国土強靱化基本計画を参考とし、基礎自治体としての役割を踏まえて、次のとおり設定しました。

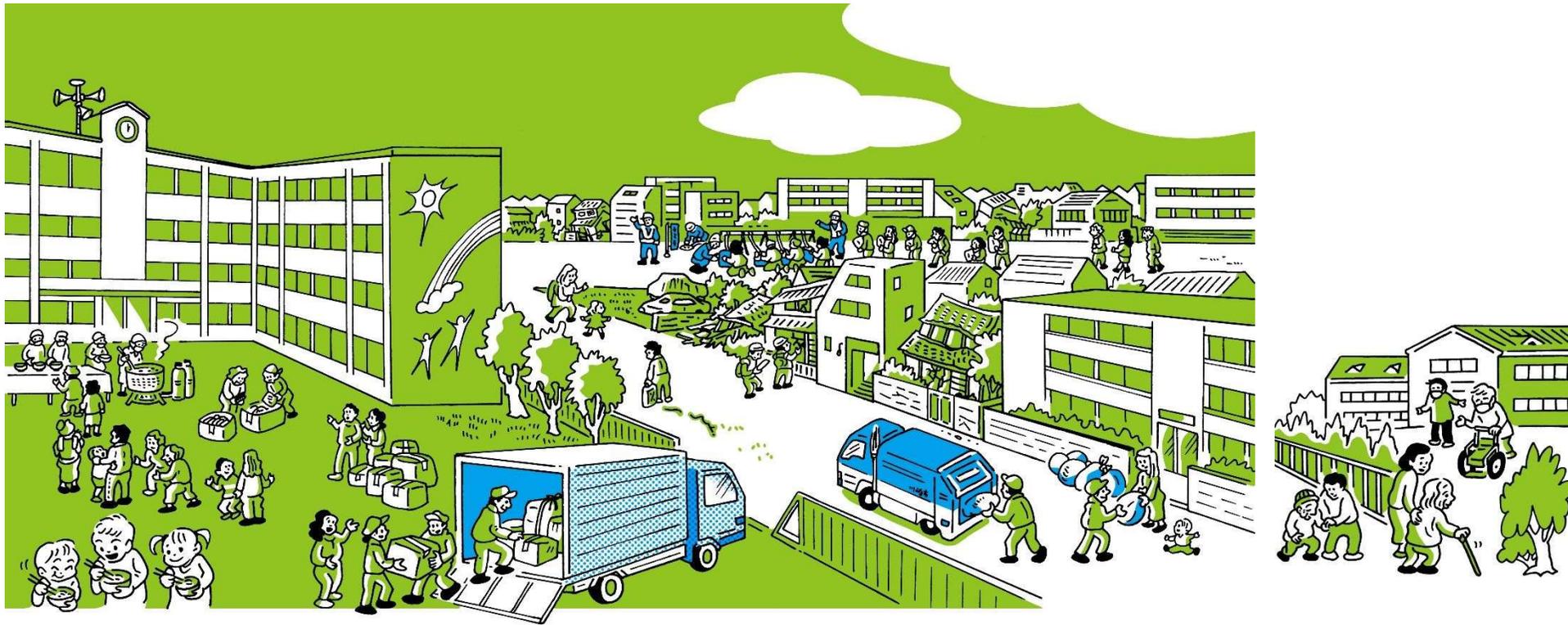
また、施策分野に関連する推進方針キーワードや主な関係局についても、次のとおり設定しました。

	施策分野名称	推進方針キーワード（例）	主な関係局
個別 施策 分野	1 行政機能・消防等	○BCP ○庁舎の耐震化 ○避難所環境（備蓄、トイレ、空調、電源など）	総務企画局・環境局・まちづくり局・危機管理本部・区役所・消防局・教育委員会事務局
	2 都市・インフラ	○住宅の耐震化 ○密集市街地 ○立地適正化 ○公園・街路 ○帰宅困難者 ○文化財 ○仮設住宅 ○老朽化対策 ○上下水道	まちづくり局・建設緑政局・港湾局・区役所・上下水道局・教育委員会事務局
	3 保健医療・福祉	○医療資源の適切な配分 ○DMAT、DPAT ○地域包括ケア ○災害時要配慮者対策 ○災害関連死	健康福祉局・危機管理本部・病院局
	4 エネルギー	○発電機の導入 ○再生可能エネルギー	環境局・臨海部国際戦略本部・危機管理本部
	5 情報通信	○先進技術やSNSの活用 ○衛星 SAR ○公衆無線LAN	総務企画局・まちづくり局・危機管理本部
	6 産業構造	○産業インフラの耐災害化 ○工業用水 ○企業BCP	経済労働局・上下水道局
	7 交通・物流	○交通ネットワーク ○重要物流道路 ○道路啓開 ○交通・物流施設の耐災害化	まちづくり局・建設緑政局・港湾局
	8 環境	○グリーンインフラ ○災害廃棄物 ○有害物質 ○海岸保全施設	環境局・建設緑政局・港湾局・消防局
施 策 断 的 分 野	A 地域力	○町内会・自治会・コミュニティ ○多様な主体の連携（団体、事業所等） ○在宅避難 ○防災教育・リスクコミュニケーション	全て
	B 研究開発・人材育成	○イノベーションの推進 ○防災人材 ○医療人材	全て

市が目指す災害時のまちの姿

(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)等を回避し、こうあってほしいまちの姿)

※ 川崎市直下の地震(マグニチュード7クラス)の発生から3、4日後



- 市のコーディネートのもと、地域、団体、企業、他都市からの応援職員などが連携して災害に対応している。
- 避難所(学校)では、避難所運営会議のメンバーだけでなく、避難者自身も一緒に運営を行いはじめた。
- 国からの支援物資や本市との協定に基づく物資が、事業者の協力を得て各避難所に届けられている。

など、迅速な復旧・復興に向けて取組が進められている状況をイメージしています。



7 計画改定の目的

かわさき強靱化計画改定の目的及び強靱化を推進する上で配慮すべき事項について、改定前の計画の取組結果や国土強靱化基本計画の改定等を踏まえ、次のとおり定めました。

◆計画改定の目的◆

1 市民・地域の声などを踏まえた見直し・改善

- 市民・地域の声などの計画への反映
- 市民にわかりやすい進捗管理
- 事業の見直しや新たな課題等の抽出
(例：住宅の耐震化、庁舎等の防災機能強化、自主防災組織の取組支援の拡充、在宅避難を推奨する取組、効率的・効果的な防災情報発信)
- 減災目標の効果測定
- 川崎市総合計画との整合

2 令和6年能登半島地震での課題等を踏まえた見直し・改善

- 被災地への職員派遣で得られた知見を含め課題を分析し、脆弱性評価に反映
(例：避難所環境の改善、トイレ対策、支援物資対応、受援力の強化、協定に関する取組推進、道路啓開)

3 国土強靱化基本計画の改定の反映

- 近年の災害から得られた知見等を考慮
(例：災害関連死の防止、多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上、男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応の推進)
- 「国土強靱化予算の重点化・要件化・見える化」等への対応

◆強靱化を推進する上で配慮すべき事項◆

- 平時のみを念頭に置くのではなく、各種リスクの存在を見据え災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持つこと。
- 地域住民・企業・コミュニティ等の多様な主体が実施する自助・共助の取組を推進するため、災害時のみならず平時からのコミュニティ構築への支援を行うこと。
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、災害対応力の向上を図り、第1章で定めた基本目標の達成に向けて取り組むこと。
- 資産マネジメントの視点に基づく施設の長寿命化を行うとともに、厳しい財政環境が見込まれる中でも「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に配慮し、施策の重点化を図ること。
- 令和6年能登半島地震で得られた課題や市民・地域の状況等を踏まえ、避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組を両輪で推進すること。

なお、国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら、令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。



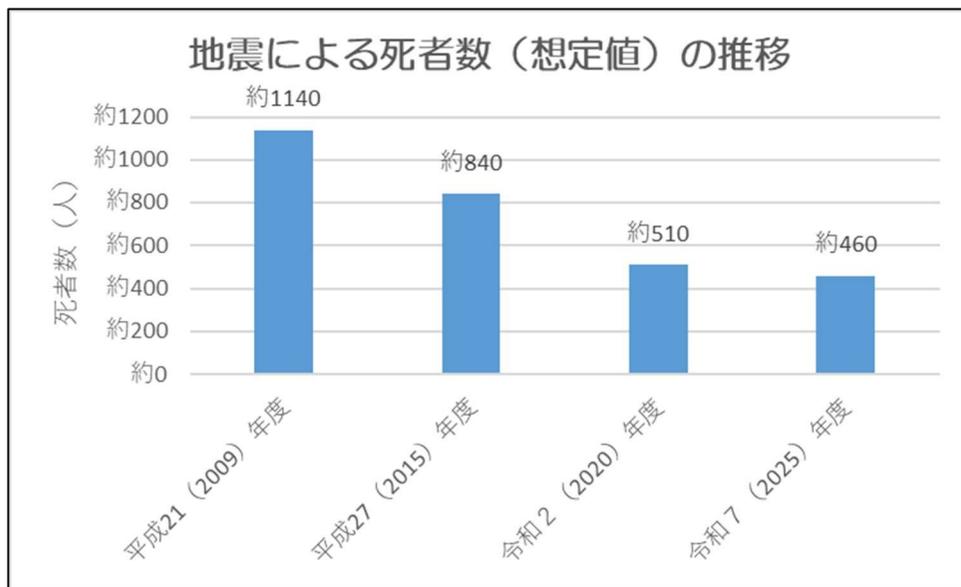
8 減災目標に対する達成状況

改定前の計画において、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの計画期間における取組の進捗を図るため、次表の減災目標を設定し、各種対策を推進してきました。

令和7（2025）年度時点で減災効果を算出したところ、地震による死者の想定は約460人となり、目標（約480人）を達成しました。

また、津波による死者については、前計画に位置付けられた取組状況を踏まえ、減災効果を定性的に検証しました。

項目	目標	達成状況（令和7（2025）年度末時点）
地震による死者	令和7（2025）年度において、川崎市直下の地震（平成21（2009）年度想定）で想定される死者数を約1,140人から約480人とします。	約460人（減災効果：約59%）
津波による死者	慶長型地震において想定される津波（平成24（2012）年度想定）による死者数を約5,820人からゼロとします。	次の取組状況を踏まえ、「減少傾向」 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設の確保 107施設（収容人数約27万人） ・津波ハザードマップ、標識等による周知啓発 ・津波避難訓練の実施 （参考）避難しない場合の死者数 約5,807人





第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）

第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」ごとに、本市の現状（施策の実施状況等）を整理し、脆弱性を分析・評価等を行いました。

1 リスクシナリオ・施策分野ごとの事業の実施状況等の整理

本市の現状を把握するために、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」で構成する、別紙「脆弱性評価マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）により、事業（取組が完了したものを含む。）の実施状況等を整理しました。

2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価

マトリクス表による現状把握を踏まえつつ、次のチェックポイントを設定し、実態に即した脆弱性の分析・評価を行いました。

◇脆弱性の分析・評価のためのチェックポイント◇

(1) 「リスクシナリオを回避するための視点」に対応する施策はあるか

国土強靱化基本計画における脆弱性評価等を参考にして、「リスクシナリオを回避するための視点」を設定しました。各リスクシナリオを回避するための視点に対応する事業がない場合は、脆弱性が大きいと判断します。

(2) マトリクス表の施策分野における空欄等の脆弱性への影響の有無

マトリクス表に事業の実施状況を整理した際、空欄となる箇所や、事業が少ない箇所等が必ず出てきます。該当箇所の事業の有無が脆弱性に影響しないかを考慮し、脆弱性を評価します。

(3) リスクシナリオに対応する訓練や防災教育・啓発は行っているか

訓練や防災教育・啓発は重要なソフト対策であるため、リスクシナリオごとに取組が実施されているかをチェックし、脆弱性評価に反映します。

(4) 各事業の進捗状況や課題の確認

マトリクス表からは、各事業の進捗状況や課題までは読み取れないため、かわさき強靱化計画において実施している各事業の進捗管理や関係局へのヒアリング等により、各事業の進捗状況や課題を確認し、脆弱性評価に反映します。

(5) 近年の災害事例の反映

近年、各地で災害が頻発化・激甚化しており、令和6年能登半島地震では、本市からも被災地に職員を派遣しました。これらの災害から学んだ教訓や課題についても、脆弱性評価の判断材料とします。

3 推進方針等の設定

リスクシナリオへの対応がより分かりやすくなるよう、リスクシナリオごとに、「現状」及び「リスクシナリオを回避するための視点」を整理し、これらを踏まえ、「脆弱性評価結果及び推進方針」（以下「推進方針等」という。）を設定しました。

このように設定したリスクシナリオごとの推進方針等に基づき、強靱化に向けた取組を進めていきます。



4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに整理した健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等については、次のとおりです。

◆結果の見方◆

リスクシナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクシナリオ名
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時点での起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対応する本市の現状を記載しています。
リスクシナリオを回避するための視点	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状を受け、リスクシナリオを回避するための視点を記載しています。
脆弱性評価結果及び推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・マトリクス表と各施策の進捗状況や課題、近年の災害事例の反映等を踏まえた上で、現状の本市の脆弱性評価結果及び推進方針を記載しています。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後取り組むべき主な取組について掲載しています。ここでは全ての取組は掲載できないため、全取組については別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」でまとめています。 ・また【事業】とあるものは、第4章にある「強靱化事業の選定基準」により選定した強靱化事業になります。
業績指標	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき強靱化計画の進捗管理及び評価のため、リスクシナリオごとに業績指標を設定しました。なお、業績指標は第5章で集約し一覧化しています。



(1) カテゴリー1 あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ

リスクシナリオ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
現 状	<p>○川崎市耐震改修促進計画に基づき、令和7（2025）年度までに、民間の特定建築物（大規模建築物・沿道建築物等）の耐震化率97%、住宅の耐震化率98%を目指して取組を進めています。</p> <p>○公共建築物については、旧耐震設計基準による庁舎等のうち、耐震改修促進法に定める特定建築物及び地震防災上重要となる重要建築物（以下「特定・重要建築物」という。）について耐震診断を実施し、対策が必要と判断された施設について、平成27（2015）年度末までに耐震対策が完了しています。一方で、今般の公共施設を取り巻く社会的状況として、資産マネジメントの視点に基づき、中長期的な長寿命化・複合化等の計画的な推進や、業務継続を前提とした施設のさらなる強靱化が求められていることから、公共施設の一層の安全性の確保に向けた耐震対策に取り組むため、令和5（2023）年に「公共建築物の耐震対策-市有14施設の耐震診断結果と今後の対応-」を策定し、対象となる施設について計画的に対策を進めています。</p> <p>○令和2（2020）年度から市役所本庁舎の新築工事に着手し、令和5（2023）年度に整備が完了しました。さらに、庁舎などの防災機能強化を図るため、令和4（2022）年度から、業務継続に必要となる浸水・地震対策を進めています。</p> <p>○橋りょうについては、川崎市橋梁耐震化計画に基づき、耐震対策を実施することで安全性、信頼性の向上に向けた取組を進めています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震による死傷者を防ぐためには住宅・建築物の被害を減らすことが重要であり、減災効果の算定においては、耐震化の促進や不燃化の取組が死者数の低減効果に大きく関わっていることがわかっています。 ◆公共建築物のうち、重要建築物等についての耐震対策を継続するとともに、一層の安全の確保に向けて資産マネジメントの視点に基づき、業務継続を前提とした防災対策を検討する必要があります。 ◆地震による橋りょうの落橋等を未然に防止するため、安全性、信頼性の向上の取組の推進が必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に96.3%、96.8%となりました。施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には耐震化が大きく寄与していることから、令和7（2025）年に改定された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」等を踏まえ、継続した取組が必要です。また、令和6（2024）年能登半島地震では、平成12（2000）年5月にまでに建てられた新耐震基準の木造建築物の一部でも倒壊等の被害が生じたことが報告されており、これらの建築物に対する取組の検討が必要です。</p> <p>◇学校施設を除く一部の公共建築物の特定天井については、人が日常立ち入る場所にある一定規模以上のものが既存不適格となっているため、計画的な対策推進が必要です。</p> <p>◇橋りょうの耐震化については、平成7（1995）年度から比較的規模の大きい橋りょうなどの耐震対策を実施してきたところですが、安全性をさらに向上させるため、新しい年代に建設された橋りょうを含め、耐震性能が不足する主要な橋りょう及び比較的規模の小さい橋りょうのうち、防災上の観点から重要性の高い橋りょうについても、「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、順次耐震対策を実施し、公共構造物の安全性・信頼性をさらに向上させる必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇施設の倒壊等による死傷者の発生を防止するため、民間住宅の耐震化を促進するとともに、継続して公共建築物の特定天井対策に取り組んでいきます。</p> <p>◇安全性、信頼性の向上に向けて、引き続き、川崎市橋梁耐震化計画に基づき、橋りょうの耐震対策に取り組んでいきます。</p> <p>◇これらのハード対策と併せて、市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいきます。</p>



<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】 民間住宅の耐震化 【事業】 資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化 【事業】 特定天井対策の推進 【事業】 緊急輸送道路等における道路法面等の対策 【事業】 緊急輸送道路等の無電柱化の推進 【事業】 橋りょうの耐震化 【事業】 危険なブロック塀等の改善促進（指導・助成等） 【事業】 市民の防災意識等の向上の取組の推進 【事業】 地域における主体的な防災まちづくりの支援 【事業】 宅地防災対策事業【再】 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持 市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充 都市防災機能の向上と広場等の空地の確保 避難場所等の確保 町内会館・自治会館の整備支援 市民防災農地の確保 大規模施設における防災体制の強化 落下危険物の改善指導 児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進 家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進</p>
<p>業績指標</p>	<p>住宅の耐震化率 96.8%（R6年度） ⇒ 97.8%以上（R11年度） 特定天井対策施設数 13 施設（R7年度） ⇒ 24 施設以上（R11年度） 橋りょうの耐震化率 75%（R6年度） ⇒ 95%以上（R11年度） 防災農地新規登録数 19か所（R6年） ⇒ 毎年度8か所以上</p>



住まいの耐震化の普及啓発キャラクター
「たいしんちゃん」



<p>リスクシナリオ</p>	<p>1-2 密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生</p>
<p>現 状</p>	<p>○平成 21（2009）年度の地震被害想定調査で想定された火災延焼による建物被害リスクが市内最大となる2地区（小田周辺地区、幸町周辺地区）を不燃化重点対策地区に定め、地震被害想定調査（平成 21（2009）年調査）と比較し、大規模地震時の建物焼失棟数の 35%以上の削減に向けて、老朽建築物の解体除却工事などに対する補助の実施や、防災空地の創出等の支援に取り組んできました。（令和 6（2024）年度 34.6%削減）</p> <p>○不燃化重点対策地区に次いで危険性の高い地区においては、地域の主体的な防災活動を促し、自助・共助を進めることで災害に強いまちづくりを目指す防災まちづくり支援を行っています。（防災活動継続率：令和 6（2024）年度末 50%）</p> <p>○地域における防災の中核的存在である消防団について、団員の確保による活動の充実・強化が必要ですが、高齢化や雇用体系の変化（被用者の増）等により団員の充足率は減少傾向にあります。（令和 7（2025）年 4 月現在…消防団員数：1,071 人（充足率：79.6%））</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<p>◆火災の延焼による建物被害を軽減させるためには、密集市街地を改善することが重要です。</p> <p>◆大規模火災が発生すると消防力や医療体制が不足するおそれがあり、消防団の充実強化や住民・企業の自発的な防災活動への取組、広域的な連携体制の構築などが重要です。</p> <p>◆地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、危険性の高い密集市街地において、感震ブレーカーの普及啓発を進めることが有用です。</p>
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <p>◇平成 21（2009）年度の地震被害想定調査に基づき、建物被害リスクが市内最大となる2地区を不燃化重点対策地区に定め、建物焼失棟数の削減に向けた取組を進めているところですが、さらなる被災リスクの低減を図る必要があります。</p> <p>◇大規模火災による死傷者の発生を防ぐためには、消防団による地域の消防力の向上や初期消火活動の充実、感震ブレーカーの普及啓発などにより、大規模火災の発生の抑制を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいきます。不燃化重点対策地区における不燃化の取組については、「密集市街地における防災まちづくり推進計画」を令和 7（2025）年度に策定し、一層の推進を図っていきます。</p> <p>◇地域防災に係る情報共有や相談対応、地区防災計画作成支援等を通じ、町会等と連携し、地域での防災まちづくり活動を支援します。</p> <p>◇地域の消防力の向上等に向けて、地域における防災の中核的存在である消防団員の確保・充実と消防力の充実強化、地域との連携に取り組んでいきます。</p> <p>◇イベント等における感震ブレーカーの展示や啓発チラシの配布等、普及啓発を進めます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】密集市街地の改善</p> <p>【事業】幹線道路の整備</p> <p>【事業】公園緑地の整備</p> <p>【事業】耐震性防火水槽の整備</p> <p>【事業】消防資器材等の整備</p> <p>【事業】消防団員の充実強化</p> <p>【事業】関係機関等と連携した訓練の実施</p> <p>【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>【事業】地域における主体的な防災まちづくりの支援【再】</p> <p>消防署所等の施設整備</p> <p>消防指令システムの整備・機能強化</p> <p>地震に伴う出火防止に係る意識啓発</p>



業績指標	<p>不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合 0%（R6年）⇒ 30%以上（R11年）</p> <p>耐震性貯水槽の整備（充足率） 95.9%（R7年度）⇒ 毎年95%維持</p> <p>防災まちづくり推進地区における防災活動継続率 50%（R6年度）⇒ 60%（R11年度）</p> <p>公園緑地面積 775.8ha（R6年度）⇒ 781.2ha以上（R11年度）</p>
------	---



防災まちづくりの支援



リスクシナリオ	1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
現状	<p>○津波対策の基本方針として、発生頻度の高い津波については海岸保全施設等により津波の市街への侵入を防ぎ、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波については住民の避難等のソフト対策を主体とした取組により減災に努めることとしています。</p> <p>○本市に最大の津波被害をもたらす慶長型地震の津波による要避難者数約 15 万人に対し、津波避難施設で約 27 万人の収容人数分を確保しています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆海岸保全施設の適切な維持管理や必要に応じた改修により、津波・高潮による浸水からの防護を図ることが必要です。</p> <p>◆津波発生時に、確実な避難行動につなげるための情報発信や市民・事業者の防災意識の高揚を図ることが重要です。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇津波、高潮による被害を防ぐためには、ハード対策・ソフト対策を効果的に組み合わせることが重要であり、発生頻度の高い津波等については、海岸保全施設が有効に機能することが必要です。</p> <p>◇甚大な被害をもたらす最大クラスの津波については、ハード対策だけでなく、津波発生の早期確認と複数の手段による情報発信、地域住民等の適切かつ早急な避難行動が重要であり、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇津波、高潮による浸水被害を防ぐため、引き続き、海岸保全施設の適切な維持管理等に取り組んでいきます。</p> <p>◇地域住民等の適切かつ早急な避難行動等を促すため、引き続き、津波避難訓練等による防災意識の高揚と対応力の向上に向けて様々な手段・機会を活用した啓発に取り組むとともに、海岸保全施設・資機材等の操作点検や訓練の実施に取り組んでいきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】 海岸保全施設の改修</p> <p>【事業】 効率的・効果的な防災情報発信</p> <p>【事業】 津波被害の軽減に向けた取組</p> <p>【事業】 災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組</p> <p>津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検</p> <p>臨海部における総合的な防災対策の推進</p>
業績指標	<p>海岸堤防等の整備率（防潮扉の操作性向上）</p> <p>91.9%（R7 年度） ⇒ 100%（R11 年度）</p>



海岸保全施設（陸間（りっこう））



リスクシナリオ	1-4 風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生
現 状	<p>○都市化の進展に伴う浸透域の減少により、雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加しています。また、気候変動の影響により、雨の降り方が変化しており、下水道の排水能力を超える大雨や、排水先の河川等の水位上昇に伴う浸水リスクが増大していることから、浸水リスクの高い地区を重点化地区に位置付け、整備水準を既定計画の5年確率降雨（時間雨量52mm）から10年確率降雨（時間雨量58mm）にグレードアップする施設整備を進めています。</p> <p>○また、令和元年東日本台風により、排水樋管周辺地域において深刻な浸水被害が発生したこと、これらの地区における浸水対策を進めています。</p> <p>○これまで整備を進めてきた五反田川放水路については、令和2（2020）年度より貯留施設の暫定運用が始まり、令和6（2024）年に運用を開始しました。</p> <p>○本市が工事と維持を行う一級河川平瀬川支川については、時間雨量50mm（3年に1回程度）の降雨を安全に流下することができるよう河川改修工事を進めています。</p> <p>○河川の護岸については、平瀬川で発生した護岸の老朽化による変状への対策を実施しています。</p> <p>○令和元年東日本台風を受け、多摩川流域における今後の治水対策について、関係機関が連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトとしてとりまとめ、対策に取り組んでいます。</p> <p>○港湾施設は、大規模災害時においても物資の海上輸送等において重要な役割を果たすことから、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しています。</p> <p>○市内にある農業用ため池については、耐震性が確認されているため、適切な維持管理を行っています。</p> <p>○平成23（2011）年の東日本大震災では、市域でも地盤沈下が記録されており、特に臨海部で沈下が大きくなりました。地盤沈下等によりインフラが被害を受けると浸水リスクが高まるため、液状化危険度分布図や洪水ハザードマップを周知し、市民の危機管理意識の向上により浸水被害の軽減に努めています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年東日本台風による浸水被害や近年の風水害による被害の激甚化を踏まえ、浸水対策や河川の氾濫・高潮への対策等、防御施設の整備や適切な維持管理が必要です。 ◆施設では守り切れない浸水被害は必ず発生するとの考えに立ち、ハード・ソフトが一体となった取組が必要であり、自らの命は自らが守る基本理念のもと、引き続き、タイムライン等を活用した市民への啓発に取り組むとともに、災害情報の適切な発信を行うことが重要です。 ◆港湾施設の耐災害性の向上に向けた取組を推進することが重要です。 ◆大規模地震発生時の地盤沈下は避けられないものの、適切なインフラの整備などにより浸水被害の発生防止に努めるとともに、応急復旧対策の遅れに至らないことが重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇気候変動の影響などにより、下水道の排水能力を超える大雨や排水先の河川の水位上昇に伴う浸水リスクが増大しており、将来の降雨量の増加も見込まれることから、地域特性を踏まえ、浸水被害の発生を未然に防止・軽減するための取組が求められています。</p> <p>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえた各種対策に取り組んでいますが、関係機関を含めた中長期的な視点に立って適切に進捗管理を行う必要があります。</p> <p>◇風水害は、タイムラインに基づく事前の準備等や気象情報、水位等の情報を踏まえた対応が可能であり、地震とは異なる判断や対応が求められることを理解しておく必要があります。一方、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨や線状降水帯の発生が増加していることから、事前の準備が難しい事態に対しても対応を検討する必要があります。</p> <p>◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。</p> <p>◇地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、さらなる災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要であり、地域住民が主体的に適切な避難行動を取れるよう、啓発に取り組む必要があります。</p> <p>◇港湾施設については、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる耐災害性の向上を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいきます。</p> <p>◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。</p> <p>◇浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。</p>



	<p>◇災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、幅広い対象者に向けて、デジタルコンテンツを含めた様々な手法を活用した啓発に取り組んでいきます。</p> <p>◇円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護、避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。</p> <p>◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、引き続き、計画的な浸水対策を推進するとともに、重要インフラについては大規模災害時においても早期復旧できる体制づくりに取り組んでいきます。</p> <p>◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。</p> <p>◇総合防災情報システムを活用し、被害情報等の迅速な収集、集約及び共有等を行い、被害の全体像の把握やその後の応急対策を図ります。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】河川施設の整備・機能向上等 【事業】適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導 【事業】浸水被害軽減対策の推進 【事業】適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用） 【事業】要配慮者施設等の防災力向上 【事業】河川施設の更新・機能向上等 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】 【事業】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】</p> <p>立地適正化計画に基づく取組の推進 道路機能の早期復旧体制の整備【再】</p>
<p>業績指標</p>	<p>時間雨量 50 mm降雨対応の河川改修率 89.7% (R6年度) ⇒ 95.5% (R11年度)</p> <p>河川施設（平瀬川）の老朽化対策の進捗率 64% (R6年度) ⇒ 100% (R11年度)</p> <p>平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率（多摩川計画高水位対応・延長 700m） 0% (R6年度) ⇒ 50%以上 (R11年度)</p> <p>河川施設の補修進捗率 8% (R6年度) ⇒ 100% (R10年度)</p> <p>浸水対策実施率（重点地区：三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区） 30.6% (R6年度) ⇒ 38.7%以上 (R11年度)</p>



平瀬川の多摩川合流部整備（整備中）の完成イメージ



リスクシナリオ	1-5 土砂災害等による死傷者の発生
現状	<p>○本市では急傾斜地の多い北西部を中心に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等及び急傾斜地崩壊危険区域が県により指定されています。（土砂災害警戒区域 741 区域、土砂災害特別警戒区域 544 区域（令和7（2025）年6月末時点、今後追加指定あり））</p> <p>○急傾斜地崩壊危険区域については市内 106 箇所（令和7（2025）年6月末時点）が指定されており、一定の基準を満たす場合は、県が急傾斜地崩壊防止工事を実施しています。</p> <p>○宅地災害の予防対策として、老朽化した擁壁等の防災・減災工事の促進を図るため工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促しています。</p> <p>○宅地造成等規制法の改正により、本市では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域として市域全域を宅地造成等工事規制区域に指定しました。</p> <p>○今後発生が懸念される首都直下地震では、多くの大規模盛土造成地において滑動崩落による被害の発生の危険性が指摘されています。</p> <p>○こうした被害の発生を未然に防止するため、本市では、盛土規制法に基づく宅地耐震化推進事業として、国が示すガイドラインに基づいて調査を実施し、その結果、一定の安定性が確保できていないことが判明した場合は、大規模盛土造成地を対象として、滑動崩落防止工事を実施することとしています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆土砂災害等への施設のみでの対応は困難であるため、ハード対策に加え、「逃げ遅れの発生」に至らないよう、適切な避難行動を啓発することが重要です。</p> <p>◆火山災害について、本市においては直接的被害を生じる溶岩流や火砕流等の影響はありませんが、降灰による影響が想定されていることから、国等の動向も注視しながら対策を検討する必要があります。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇風水害は、タイムラインに基づく事前の準備等や気象情報、水位等の情報を踏まえた対応が可能であり、地震とは異なる判断や対応が求められることを理解しておく必要があります。</p> <p>◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。</p> <p>◇これまで急傾斜地の多い北西部を中心に警戒区域の指定や急傾斜地崩壊防止工事等を県が実施してきたところですが、地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、さらなる地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。</p> <p>◇宅地災害の予防対策として、老朽化した擁壁等の防災・減災対策の工事費の一部助成等を実施してきましたが、引き続き、老朽化擁壁等の倒壊による宅地災害の予防が必要です。</p> <p>◇大地震発生時の大規模盛土造成地における滑動崩落による被害を防止するため、大規模盛土造成地の経過観察方針を踏まえた経過観察の実施を継続する必要があります。</p> <p>◇火山災害については、直接的な人的被害等の可能性は低いものと考えられますが、影響が広範囲にわたる可能性が高く、国や県、近隣自治体とも連携した広域の火山灰対策（特に徐灰対策）等の取組について、検討を進める必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。</p> <p>◇土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。</p> <p>◇マイタイムライン等の活用や分散避難の周知など、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、様々な手段・機会を活用した啓発に取り組んでいきます。</p> <p>◇老朽化擁壁等の倒壊による宅地災害の予防に向けて、防災・減災工事のさらなる促進を図るため、引き続き、助成制度等の活用等の啓発や、専門家団体と連携した相談会の実施等に取り組んでいきます。</p> <p>◇衛星 SAR の観測データを活用した崖の変動検出を実施し、所有者への適切な情報提供などに取り組んでいきます。</p> <p>◇大規模盛土造成地において、「川崎市大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づき、引き続き目視による経過観察を実施します。</p> <p>◇富士山が噴火した場合の被害想定や市民生活に与える影響などについて、国・県・近隣自治体とも連携して検討を進めていきます。</p> <p>また、市民への啓発（備蓄等）を進めるとともに、被害の長期化等に備えた公的備蓄の検討を進めていきます。</p>



<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】 宅地防災対策事業 【事業】 火山灰対策の検討 【事業】 自主防災組織や避難所運営会議の活動支援 【事業】 効率的・効果的な防災情報発信【再】 【事業】 要配慮者施設等の防災力向上【再】 【事業】 市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p>
<p>業績指標</p>	<p>ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数 5回（R6年度実施） ⇒ 毎年度5回以上実施 地盤の専門家による相談会の実施回数 毎年度4回以上実施</p>



学校でのぼうさい出前講座



(2) カテゴリー2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ	2-1 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
現状	<p>○消防署等の耐震整備は完了しており、現在は老朽化した庁舎の改修・改築整備を計画的に進めています。浸水対策については、非常用電源設備等の屋上への設置や、止水板等による対応が的確にできるよう設置訓練を実施するなどの対応を行っています。</p> <p>○また、消防職員が被災することを回避するため、津波からの退避については警防活動指針に定めるところにより、消防活動中に津波による危険が迫った際には避難誘導を主体とした活動に移行し、消防職員の安全及び消防活動の継続を図ることとしています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆救助・救急活動等の絶対的不足に陥らないためには、災害時の負傷者を低減することが重要であり、このため、耐震化や不燃化に向けた取組を継続していくことも必要です。</p> <p>◆災害時にも機能する拠点を確保するため、消防施設の耐災害化が必要です。</p> <p>◆大規模火災が発生すると消防力や医療体制が不足するおそれがあり、消防団の充実強化、住民・企業の自発的な防災活動への取組、広域的な連携体制の構築などが重要です。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇民間の特定建築物や住宅については、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に96.3%、96.8%となっています。施設の倒壊等による死傷者の発生防止には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。</p> <p>◇消防署等の耐震整備は完了していますが、災害時に消防力を適正に発揮するためには、継続した適切な施設等の維持管理が必要です。</p> <p>◇近年、自然災害が激甚化・複合化する傾向があり、本市のみでの災害対応には限界があることから、総合防災訓練などの様々な主体が参加する訓練を実施し、職員の対応能力向上、九都県市をはじめとした他の自治体や防災関係機関とのさらなる連携など体制の強化を図る必要があります。</p> <p>◇災害時には消防による救助救急活動や応急救護活動の不足が見込まれるため、自助・共助による救助救急活動や応急救護活動を促進する取組の推進が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇施設の倒壊等による死傷者の発生防止には、耐震化の促進が重要であることから、さらなる耐震対策の促進に取り組んでいきます。</p> <p>◇継続した適切な施設等の維持管理を図るため、資産マネジメントに基づく消防署等の老朽化対策や浸水対策について検討し、計画的に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害時に不足する消防による応急救護活動を補うため、自助・共助による救助救急活動や応急救護活動の促進に向けて、引き続き、訓練や啓発に取り組むとともに、訓練等による広域的な連携体制の構築に取り組んでいきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】消防団の救助・救急活動に必要な資器材の配備と維持管理</p> <p>【事業】民間住宅の耐震化【再】</p> <p>【事業】資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化【再】</p> <p>【事業】関係機関等と連携した訓練の実施【再】</p> <p>【事業】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】</p> <p>【事業】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】</p> <p>【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航</p> <p>警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備</p> <p>自助・共助による応急救護の取組（啓発・訓練等）</p> <p>企業が持つ防災資源の提供や人的支援の協力体制の推進</p> <p>長周期地震動対策の検討・啓発</p>



業績指標	消防団の充足率 79.6% (1,071人) (R7年4月) ⇒ 84.2%以上 (1,133人) (R12年4月) 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積 10.7ha (R7年度末) ⇒ 10.7ha 以上 (R11年度末)
------	--



消防資器材による訓練の様子



リスクシナリオ	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
現 状	<p>○市内7箇所の災害拠点病院の耐震性については確保されています。また、自家発電機の燃料については、3日分以上が確保されています。また、水の確保については、水道施設の耐震化及び断水時の優先供給などにより対応することとしています。</p> <p>○川崎病院では、災害による水没や老朽化による故障のリスクを回避するため、エネルギー棟と給水ポンプ棟の整備を行い、令和5（2023）年から運用しています。</p> <p>○災害派遣医療チーム（DMAT）等、要請に応じ市内外の様々な災害・大規模事故現場等に派遣できるよう体制を整えています。</p> <p>○エネルギー供給の停止時においても、迅速かつ円滑に重要施設等への燃料供給を行うため、神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催など連携の取組を進めています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療機能の麻痺を防ぐためには、災害時の負傷者を低減することが重要であることから、耐震化や不燃化の取組を行う必要があります。また、大規模な被害が発生した場合など、軽症者は相互扶助による応急手当で対応する必要があります。 ◆災害拠点病院等における耐災害性の向上が必要です。また、人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、水道施設の耐震化や優先復旧等の体制の確保が必要です。 ◆発災直後からの戦略的対応を可能とする救急医療体制の構築と、支援チームの受入れを円滑に行うための受援体制を整備する必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇民間の特定建築物や住宅については、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に96.3%、96.8%となっています。施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。</p> <p>◇災害時においては、市内の7箇所の災害拠点病院が災害時医療の重要な役割を担うことから、その機能の計画的な維持・向上が必要です。</p> <p>◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる災害対応力の向上を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、さらなる耐震対策の促進に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害拠点病院の計画的な機能の維持・向上に向けて、電力や水道、下水道等のライフライン対策についても関連事業として取り組んでいきます。</p> <p>◇さらなる災害対応力の向上を図るため、「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。</p> <p>◇県、ライフライン事業者、関係団体との連携や自家発電の稼働時間が短い施設への燃料供給等に向けた検討、地域での再生可能エネルギーの導入の推進など、様々な視点で取組を検討していきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進</p> <p>【事業】下水道の管きよ・施設の耐震化【再】</p> <p>【事業】災害時における医療救護体制の整備の推進</p> <p>【事業】医療関係団体等との連携強化</p> <p>【事業】医療機関等との情報伝達体制の整備</p> <p>【事業】水道管路の耐震化【再】</p> <p>災害拠点病院の機能強化</p> <p>救急車以外の負傷者等搬送体制の整備</p> <p>災害時のメンタルヘルスクエア体制の整備（DPAT等）</p> <p>医薬品等の確保、供給・受援体制の整備</p>
業績指標	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 45.2%（R6年） ⇒ 47.6%以上（R11年）



<p>リスクシナリオ</p>	<p>2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生</p>
<p>現 状</p>	<p>○指定避難所である市立小中学校については、耐震化や特定天井対策、灯油式非常用発電機の整備、トイレのバリアフリー化が完了しています。 ○DMAT（災害派遣医療チーム）を中心とする急性期医療から保健分野を中心とする亜急性期・慢性期まで、保健医療全般の一元的な調整を担う「保健医療調整本部」を平成30（2018）年度に設置し、訓練等により体制を整備しています。 ○また、過去の大規模災害の課題を踏まえ、防ぎ得る災害死を減らすことを目的に、市職員や支援に関わる各団体等の行動指針や具体的な要請手順等を定めた「川崎市災害時保健医療ガイドライン」を策定し、これに基づく取組を進めています。</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<p>◆住宅の耐震化促進等により被災者数を減らす一方で、避難所に指定している施設の適正な整備と運用が必要です。 ◆熊本地震や令和6年能登半島地震では、災害関連死による死者数が地震による直接の死者数を上回っており、避難所生活の長期化による病死者の発生を回避する必要があります。 ◆在宅避難者等も必要な支援が受けられるよう、対策を検討する必要があります。</p>
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <p>◇指定避難所である市立小中学校について、築年数の古い学校では排水設備や給食室等の老朽化が進んでおり、今後、設備再生により改修を行うに当たり、必要な工事期間や効率的かつ効果的な整備手法を検討していく必要があります。また、「川崎市立学校体育館等空調設備整備方針」に基づく整備を進める必要があります。</p> <p>◇避難所によって避難所運営に差が生じ、避難者への対応に違いが生じないよう、安定した避難所運営が必要です。</p> <p>◇自主防災組織からは、組織の高齢化、固定化、担い手不足などの課題も挙げられていることから、自主防災組織に加え、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による裾野の拡大を図っていく必要があります。</p> <p>◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる災害対応力の向上を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇指定避難所の生活環境等の改善を図るため、マンホールトイレの整備や、体育館等への空調設備の整備、避難者の属性（年齢、性別、特別なニーズ等）・健康状態等に配慮した備蓄物資の拡充の検討などを進めていきます。</p> <p>◇地域の声を踏まえ、安定した避難所運営に向けて、研修や訓練の実施による災害対応力の向上に取り組んでいきます。</p> <p>◇発災時に、地域の方々との連携による避難所運営が円滑に行われるよう、地域ごとの避難所運営会議及び避難所開設訓練の実施に向け、各区と連携し支援を行うとともに、こうした取組を継続することで会議・訓練の実施率の向上を図ります。また、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による被災者支援に向けて取り組みます。</p> <p>◇自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅避難も有効であることから、在宅避難に必要な知識の普及啓発や、地域からの意見等も踏まえながら、物資や情報の提供など在宅避難者に対する支援策の検討を進めます。</p> <p>◇さらなる災害対応力の向上を図るため、「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】避難所運営体制の整備・強化 【事業】在宅避難の推進 【事業】災害時のトイレ対策の推進 【事業】避難施設としての学校施設の機能強化【再】 【事業】下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進【再】 【事業】公的備蓄の適正管理【再】 【事業】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】 避難所補完施設等の確保・管理</p>



<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>二次避難所の確保・運営体制の整備 応急仮設住宅に係る体制の整備 地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築 応急給水拠点の整備【再】</p>
<p>業績指標</p>	<p>学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合 0%（R7年度） ⇒ 100%（R11年度） マンホールトイレが整備されている避難所等の数 24箇所（R7年度） ⇒ 124箇所以上（R11年度） 体育館の空調設備設置率 3.9%（R7年度） ⇒ 100%（R11年度） 避難所運営会議を開催している避難所の割合 95.4%（R7年度） ⇒ 100%（R11年度） 避難所運営会議における訓練を実施している割合 94.3%（R6年度） ⇒ 100%（R11年度） 避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数 49か所（R7年度） ⇒ 113か所以上（R11年度）</p>



在宅避難に関する防災啓発冊子



リスクシナリオ	<p>2-4 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化</p>
現 状	<p>○川崎市備蓄計画に基づき、地震による建物の倒壊や全焼により食料を持ち出せなかった方を対象に2食分の公的備蓄を行っています。また、発災当初から迅速に使用できるトイレ環境を整えるため、災害用携帯トイレについて、新たに避難所や市立学校などにおいて、2日間分の備蓄を確保する予定です。</p> <p>○市民の備蓄については、自助の取組として、最低3日、推奨7日以上の食料品等を備蓄していただくよう、様々な機会を通じて市民への啓発を行っています。令和6（2024）年度に実施した市民アンケートの調査結果では、3日以上飲料水や食料を備蓄している人の割合が、それぞれ、約48%、約57%となりました。（令和3（2021）年度調査と同程度の割合）</p> <p>○災害時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン事業者と行政、関係機関の連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災者を発生させないために、建築物の耐震化や食料の備蓄、ライフラインの耐災害性を確保することが重要です。 ◆市内での物資の確保が困難になった場合、速やかに国・県・協定先等への応援を要請することが必要です。 ◆被災地外からの救援物資の円滑な受入のため、道路啓開体制の確保を行うとともに、指定避難所まで確実に物資を送り届けるための輸送体制を整備することが必要です。また、物資拠点の円滑な運営のため、協定に基づく物流事業者との協力体制を確保することが必要です。 ◆被災地での空き巣被害や被災者を狙った詐欺などの発生を防ぐため、警察との連携を含めた平時からの安全対策が必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇自助の取組としての食料・飲料水等の備蓄についての啓発を進めることで、一定程度市民意識の向上が図られてきましたが、さらなる市民の防災意識等の向上等に取り組む必要があります。</p> <p>◇協定等により、国や他の自治体、関係団体等との応援体制の構築に努めているところですが、重要施設の自衛的備蓄と設備の強化を進めるとともに、より安定的かつ効率的な物資供給体制の整備を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇被災者の避難生活環境の確保等のため、食料・飲料水等の備蓄だけでなく、電力やガソリン等の供給不足に備えたエネルギー対策の啓発にも取り組んでいきます。また、避難者の属性・健康状態等に配慮した備蓄物資の拡充の検討などを進めていきます。</p> <p>◇国の新たな物資システムとの連携や、物流事業者との協力体制の確保・強化等を図るとともに、被災地の治安の悪化を防ぐため、平時からの地域の防犯対策に取り組んでいきます。</p> <p>◇発災時に円滑な支援が受けられるよう、協定締結団体と平時から関係性を構築し、連絡体制、支援の実施方法等を明確にするなど、協定の実効性確保に向けた取組を強化していきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> 【事業】避難施設としての学校施設の機能強化 【事業】公的備蓄の適正管理 【事業】配水池・配水塔の整備【再】 【事業】水道管路の耐震化【再】 【事業】再生可能エネルギー等の普及促進 【事業】災害時協定等に基づく受援体制の確保 【事業】水道・工業用水道施設の停電対策強化【再】 市物資拠点の確保・整備 食料等生活必需物資の確保 応急給水拠点の整備【再】 市民と協働した災害時の応急給水活動の充実【再】 高層集合住宅の地震対策促進（備蓄スペース・防災トイレ） 大規模建築物の防災力向上 地域における防犯対策の推進
業績指標	<p>災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日以上用意している割合 19.4%（R7年度） ⇒ 40.0%以上（R11年度）</p>



リスクシナリオ	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
現 状	○平成 24（2012）年度地震被害想定調査において、主要ターミナル駅の周辺の屋外に滞留する帰宅困難者は、市内全域で約 35,000 人に上ると推計されています。また、臨海部においても最大約 36,000 人の帰宅困難者が発生すると想定されています。 ○令和 7（2025）年 5 月時点で、市内 71 ヶ所に帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆帰宅困難者を生じないためには「むやみに帰宅しないこと」の徹底が必要であることから、勤務先や学校等で一定期間従業員や生徒を滞在させるために必要な食料・飲料水の備蓄について啓発していく必要があります。 ◆帰宅困難者が発生した場合の帰宅困難者一時滞在施設の整備や必要物資の備蓄が必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇帰宅困難者の発生は一の自治体にとどまらないため、発生抑制に関する周知や対策については広域的な連携が不可欠です。</p> <p>◇本市においても、これまで帰宅困難者一時滞在施設の確保等に努めてきたところですが、帰宅困難者の安全等の確保のためには、帰宅困難者用備蓄品の適正な管理等が必要です。</p> <p>◇駅等において帰宅困難者の安全を確保するためには、関係機関を含めたさらなる対応力の向上を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇複数の自治体が連携し、広域的な帰宅困難者対策を推進するため、引き続き、九都県市など、他の自治体と連携した取組を推進していきます。</p> <p>◇帰宅困難者用備蓄品の適正な管理等のため、未充足物資の整備を進めるとともに、食料や飲料水等の期限が設定されている備蓄品について適正な管理・運用に取り組んでいきます。</p> <p>◇帰宅困難者の安全かつ円滑な帰宅困難者一時滞在施設等への誘導等のため、引き続き、主要ターミナル駅での帰宅困難者対策訓練の実施・検証に取り組んでいきます。</p> <p>◇発災時に円滑な対応ができるよう、協定締結団体と平時から関係性を構築し、連絡体制、実施方法等を明確にするなど、協定の実効性確保に向けた取組を強化していきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】 関係機関等と連携した訓練の実施【再】</p> <p>主要駅における帰宅困難者対策の推進</p> <p>広域連携（九都県市・四県市）による帰宅困難者対策の推進</p> <p>競輪場の拠点機能等の確保・整備</p> <p>避難場所等の確保・管理（帰宅困難者一時滞在施設）</p> <p>公的備蓄の適正管理（帰宅困難者用）</p> <p>安否確認方法の市民への周知</p> <p>交通関係機関の連携強化</p>



「災害時帰宅支援ステーション」ステッカー



<p>リスクシナリオ</p>	<p>2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下</p>
<p>現 状</p>	<p>○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進しています。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を踏まえ、川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定（令和7（2025）年度中を予定）し、体制を整備しています。</p> <p>○指定避難所における感染症等の発生予防対策については、避難所運営マニュアルの資料編にまとめ、市職員に対しても研修や訓練を実施し、来る大規模災害に備えています。</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染症の発生・まん延を防ぐため、平時からの予防接種法に基づく予防接種が重要です。 ◆避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157、コロナウイルスなどが広まらないよう避難所の衛生環境を良好に保つ必要があります。 ◆避難所において、災害により水洗トイレが使用不可となった場合に備えた仮設トイレや携帯トイレの配備、し尿の回収への対応が必要となっています。 ◆発災直後の重傷者等への救急医療対応を継続する一方で、徐々に顕在化する保健・福祉に関するニーズに対応するため、適正なタイミングでの保健医療体制の構築と、支援チームの受け入れを円滑に行うための受援体制を整備する必要があります。
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害時の感染症の発生・まん延を防ぐためには、予防接種の勧奨・周知、実施といった平時からの取組が重要です。 ◇大規模災害時には、長期間に渡りライフラインが被災する可能性が高いため、災害時に避難所の衛生環境の確保するためには、災害時のトイレ対策が重要です。 ◇新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設・運営については、専門家の意見等を踏まえマニュアルを作成しましたが、最新の知見等を踏まえた継続した見直しが必要です。 ◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる災害対応力の向上を図る必要があります。 <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇平時から感染症の発生・まん延を防ぐため、毎年95%前後の接種率である麻しん風しんワクチンの予防接種について、引き続き、勧奨・周知を行うとともに、新たに定期接種化するロタウイルスワクチンについても、予防接種の勧奨・周知に取り組んでいきます。 ◇ライフラインが長期にわたり断絶することを想定し、衛生的な災害時のトイレ環境の維持を図るため、引き続き自助・共助・公助の役割分担に基づく各種対策に取り組んでいきます。 ◇新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設・運営については、引き続き訓練等による試行錯誤をすることで、マニュアルの見直しを含め、感染症対策の総合的向上に取り組んでいきます。また、避難所の生活環境等の改善を図るため、避難所へのマンホールトイレの整備を進めていきます。 ◇さらなる災害対応力の向上を図るため、「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【事業】災害時における医療救護体制の整備の推進【再】 【事業】医療関係団体等との連携強化【再】 【事業】医療機関等との情報伝達体制の整備【再】 <p>平時からの予防接種の促進 災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進 遺体安置所の運営体制の強化 災害時における火葬体制の整備</p> <div data-bbox="1765 1169 1989 1316" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">医療救護訓練の様子</p>



(3) カテゴリー3 必要不可欠な行政機能は確保する

<p>リスクシナリオ</p>	<p>3-1 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下</p>
<p>現 状</p>	<p>○公共建築物については、旧耐震設計基準による庁舎等のうち、特定・重要建築物について耐震診断を実施し、対策が必要と判断された施設について、平成27年度末までに耐震対策が完了しています。一方で、今般の公共施設を取り巻く社会的状況として、資産マネジメントの視点に基づき、中長期的な長寿命化・複合化等の計画的な推進や、業務継続を前提とした施設のさらなる強靱化が求められていることから、公共施設の一層の安全性の確保に向けた耐震対策に取り組むため、令和5（2023）年に「公共建築物の耐震対策-市有14施設の耐震診断結果と今後の対応-」を策定し、対象となる施設について計画的に対策を進めています。</p> <p>○地震、停電、給排水のインフラ途絶、多摩川氾濫による浸水時にも業務継続が可能となる高いBCP性能を有する本庁舎については、令和5（2023）年度に整備が完了しました。</p> <p>○さらに、庁舎などの防災機能強化として、令和4（2022）年度から、業務継続に必要な浸水・地震対策を進めています。また、本市公共施設のエレベーター等の安全対策については、エレベーター等の更新・改修にあわせて、地震時等管制運転装置の設置や脱着防止措置等を行い、安全性の確保を図っています。</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<p>◆発災後、職員が参集できなければ行政機能が確保できないことから、BCPに基づく参集訓練などを通じて、全ての職員が参集場所までの経路や緊急時連絡手段等の確認をしておく必要があります。</p> <p>◆災害対応の拠点となる庁舎の防災対策により業務継続性を確保することが必要です。また、倒壊には至らないまでも、天井等の非構造部分の脱落等により災害拠点として利用できなくなることを防ぐため、非構造部分の耐震化についても対応していく必要があります。</p>
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <p>◇災害時における迅速かつ円滑な応急対応や必要な行政サービスの提供を行うためには、施設・設備等の計画的な更新により、行政機能の継続的な確保を図る必要があります。</p> <p>◇災害時には、迅速かつ円滑な応急対応と行政機能の維持の両立が求められるため、BCPの継続的な更新・管理が必要です。</p> <p>◇協定等により、国や他の自治体、関係団体等との応援体制の構築に努めてきたところですが、令和6年能登半島地震等における職員の被災地派遣の経験などを踏まえ、受援体制の強化を図るなど、外部からの支援を円滑かつ効果的に活用できるよう取り組む必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇行政機能の計画的な確保を図る必要があり、庁舎などの防災機能強化に向けて、業務継続に必要な浸水・地震対策を進めていきます。</p> <p>◇災害時に適切な応急復旧と行政機能の維持を両立するため、BCP（川崎市業務継続計画）を継続的に更新・管理し、実効性確保のための訓練等に取り組んでいきます。</p> <p>◇国の新たな物資システムとの連携や、物流事業者との協力体制の確保・強化等を図り、最新の動向に対応した物資供給体制の整備に取り組んでいきます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】業務継続体制（BCP）の整備・充実</p> <p>【事業】資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化【再】</p> <p>【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>【事業】下水道の管きよ・施設の耐震化【再】</p> <p>【事業】公園緑地の整備【再】</p> <p>【事業】災害時協定等に基づく受援体制の確保【再】</p> <p>災害対策本部バックアップ体制の整備</p> <p>迅速な初動対応に向けた体制整備</p> <p>職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進</p>



(4) カテゴリー4 経済活動を機能不全に陥らせない

<p>リスクシナリオ</p>	<p>4-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下</p>	
<p>現 状</p>	<p>○災害発生後、企業が損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、川崎市工業団体連合会等経済団体と協力して、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行っています。 ○市北部市場については耐震化が完了しています。農業に関しては、農業用施設の計画的な改修を支援し、安定した農業生産や都市農地の保全を推進しています。</p>	
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<p>◆災害発生時において経済活動の保持・早期復旧を図るための企業のBCP策定率を向上させることが必要です。 ◆災害後の経済活動を支える道路・港湾施設等の物流施設の耐災害化を促進することが重要です。 ◆農業生産基盤の保全、物流拠点となる卸売市場施設整備の推進が重要です。</p>	
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには企業の主体的な取組が重要であり、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいるところですが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには、道路等や経済活動に重要な施設が被災しないことが重要です。</p> <p>【推進方針】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のため、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。 ◇引き続き、災害時重要施設の情報共有を図るとともに、道路等の計画的な整備に取り組んでいきます。</p>	
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】沿道建築物の耐震化【再】 【事業】港湾施設の耐震化及び機能確保 【事業】川崎港海底トンネルの機能強化 【事業】臨港道路東扇島水江町線の整備 【事業】企業のBCP策定推進 【事業】道路機能の早期復旧体制の整備 【事業】下水道の管きよ・施設の耐震化【再】 臨海部における緊急輸送道路の機能確保 農業用施設等の保守管理 農業用ため池の適正管理 生産緑地の指定の推進 広域交通ネットワーク等の形成の推進 港湾BCPの運用、訓練の実施 緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知</p>	 <p>臨港道路東扇島水江町線の整備</p>
<p>業績指標</p>	<p>農業用水利施設等の重大事故件数 0件（R6年） ⇒ 毎年度0件</p>	



<p>リスクシナリオ</p>	<p>4-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出</p>
<p>現状</p>	<p>○川崎臨海部は石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、事業所・国・県と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいます。</p> <p>○東日本大震災を踏まえ、臨海部に特化した「川崎臨海部防災対策計画」の策定、臨海部立地事業所等と本市を構成員とする「川崎臨海部防災協議会」を設置し、災害未然防止、発生した災害の拡大防止、市民及び従業員の安全確保等を協議するとともに、毎年3月には臨海部広域防災訓練を実施し、災害対応力の向上に努めています。</p> <p>○関係機関との訓練や立入検査を実施し、石油コンビナートの安全性の向上に取り組んでいます。</p> <p>○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市公害防止条例に基づき、事業所に対して排出規制や立入検査等により監視・指導を実施しています。</p> <p>○事故時の有害物質等の漏洩・流出防止に向けた取組として、事業所に対して施設管理徹底を促す文書通知等を行っています。</p> <p>○有害物質等の漏洩・流出事故が起こった際は、事故対応マニュアルに従って適切に対応しています。また、大規模災害時には、災害時協定等に基づき関係機関と連携して迅速に環境調査を実施することとしています。</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆石油コンビナート等施設の耐震化・耐災害化を促進する必要があります。 ◆常備消防力の強化に加え、関係機関による連携体制を構築・強化する必要があります。 ◆危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づき必要な対策を推進する必要があります。 ◆有害物質等を扱う事業所に対し、漏洩・流出防止策等、適切な対策を行うよう働きかけを行うことが重要です。 ◆事業所からの有害物質等の排出ガス及び排水については、対象となる物質について法・条例に基づき規制していますが、災害時の漏洩・流出防止については事業者自身による対策がより重要となります。
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <p>◇屋外タンクの耐震化は完了しましたが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、引き続き、維持管理の徹底を図る必要があります。</p> <p>◇事業所・国・県と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいるところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、コンビナート関連施設の防災対策を促進するとともに、災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図る必要があります。</p> <p>◇近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、危険物施設等のさらなる安全対策を推進する必要があります。</p> <p>◇法令に基づく監視・指導等を実施しているところですが、安全な生活環境の確保等のため、災害時や事故時の有害物質等の漏洩・流出を防ぐ必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、特定事業所に対する講習会や立入検査等に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、引き続き、川崎臨海部防災協議会や臨海部広域防災訓練の開催による連携強化に取り組んでいきます。</p> <p>◇危険物施設等のさらなる安全対策を推進するため、危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づき、必要な対策に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害時や事故時の有害物質等の漏洩・流出を防ぐため、引き続き、事業所に対し適正な管理を求めるとともに、監視・指導に取り組んでいきます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備</p> <p>石油コンビナートにおける補完体制の整備</p> <p>消防艇の運用・維持管理</p> <p>臨海部民間施設との情報共有体制の確立</p> <p>石油コンビナートに係る防災対策の実施</p> <p>危険物施設等の風水害対策の推進</p> <p>臨海部孤立化対策</p> <p>大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止（有害物質等の漏洩・流出防止）</p> <p>長周期地震動対策の検討・啓発【再】</p>



リスクシナリオ	4-3 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
現 状	<p>○港湾施設である耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しています。また、臨海部の重要拠点である東扇島地区から内陸部へのルート確保のため、川崎港海底トンネルの老朽化への対応や臨港道路東扇島水江町線の整備を進めています。</p> <p>○また、大規模地震により川崎港が被災した場合の港湾機能の確保・復旧のため、港湾BCPに基づく訓練を実施しています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆港湾施設の耐災害性の向上に向けた取組を推進するとともに、東京湾内の港湾関係者（自治体を含む。）と協力し、訓練等を通じて連携強化を推進することが重要です。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇港湾施設については、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる耐災害性の向上を図る必要があります。</p> <p>◇大規模地震を想定した港湾BCPに基づく訓練を実施しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、港湾関係者の連携強化を図る必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。</p> <p>◇港湾関係者の連携強化を図るため、港湾BCPに基づく訓練を継続するとともに、近年激甚化する風水害等、地震以外の災害対策についても検討を進めていきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】 港湾施設の耐震化及び機能確保【再】</p> <p>【事業】 川崎港海底トンネルの機能強化【再】</p> <p>【事業】 臨港道路東扇島水江町線の整備【再】</p> <p>港湾BCPの運用、訓練の実施【再】</p>
業績指標	<p>耐震強化岸壁の整備率 40%（R7年度） ⇒ 40%（R11年度）</p>



耐震強化岸壁



<p>リスクシナリオ</p>	<p>4-4 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p>
<p>現 状</p>	<p>○本市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として昭和12（1937）年に給水を開始し、京浜工業地帯の工場などに供給しています。 ○工業用水道施設については、老朽化が進行しているものの、おおむね耐震化は完了しています。 ○400mm以上の中大口径管路については、主に溶接継手鋼管を使用してきたことから耐震化率は高いものの老朽化が進行しています。 ○停電対策として重要施設等の非常用自家発電設備の72時間化を進めています。 ○浸水想定区域の施設については、浸水対策を完了しています。 ○農業用水に関しては、農業用ため池の適正管理を実施しています。</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<p>◆本市の産業を支える工業用水が途絶すると、市内産業に多大な影響を及ぼすことから、工業用水道施設の耐災害性を確保することが必要です。 ◆農業用ため池の維持管理を継続的にを行うことにより、農業生産基盤を保全することが重要です。</p>
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】 ◇工業用水は京浜工業地帯の工場などに供給されており、施設や管路の老朽化に伴う事故等による供給途絶を回避するために、更新や断水リスク等への対応を図る必要があります。 ◇重要施設等に設置している非常用自家発電設備については、24時間分の燃料を確保していますが、東日本大震災をはじめとした近年の被災による停電において、復旧に長時間を要したことなどから、対策の強化が必要となります。 ◇農業用ため池を対象とした巡回、除草等を実施し、ため池の維持管理を継続的に行う必要があります。</p> <p>【推進方針】 ◇工業用水の供給途絶を避けるため、浄水場間や送水管のバックアップ管路の整備を進めるとともに、経年化した施設の更新に計画的に取り組んでいきます。 ◇非常用自家発電設備について、燃料貯蔵容量のさらなる増強の実施を進め、停電対策強化に取り組んでいきます。 ◇引き続き、農業用ため池を対象とした巡回、除草等により、ため池の継続的な維持管理を実施していきます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】 【事業】水道・工業用水道施設の停電対策強化【再】 工業用水道基幹管路の強化 農業用ため池の適正管理【再】</p>
<p>業績指標</p>	<p>工業用水道の送水管事故時バックアップ率 87.8%（R6年度） ⇒ 100%（R11年度）</p>



(5) カテゴリー5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態
現 状	<p>○防災行政無線をはじめ、防災ポータルサイトや防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、各種 SNS 媒体等を活用して、防災情報の配信を行っていますが、各種情報伝達手段の維持管理や整備には多くの費用を要することから、効率性を踏まえた伝達手段の多重化や費用面の最適化を図っていく必要があります。</p> <p>○情報通信手段の多重化・多様化に対応するため、総合防災情報システムの再構築を進め、令和3（2021）年度から運用を開始しました。</p> <p>○情報収集分野に関しては、令和元年東日本台風での検証結果を踏まえて、河川や水門・樋門へのカメラの増設を行い、完了しています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報通信手段の多重化・多様化を推進するとともに、情報通信に必要な電力が供給されない事態に備えることが必要です。 ◆災害対策で基幹となる情報通信システムについては、災害時においても安定運用できる環境を整備するとともに、情報通信機器・環境の進展にあわせて強化する必要があります。 ◆情報通信施設への対策は通信事業者が主体となるものの、平時からの情報共有や協力体制の構築や、訓練等による連携強化が重要です。 ◆被害等の情報が収集できないことにより、災害対策本部において、災害対応の判断材料となる情報が入手できなくなることを防ぐ必要があります。 ◆何を判断するために、どのような情報が必要なのか、また、災害時は被害が大きいほど情報は入らないことから、職員に対する情報収集・処理の教育や訓練による災害対応力の向上が重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇効率性を踏まえた伝達手段の多重化を図るため、基本方針に基づく取組を着実に進めていく必要があります。 ◇総合防災情報システムの安定した運用を確保しつつ、必要な改善を行うとともに、運用を強化していく必要があります。 ◇災害時には必要な情報の収集・伝達が不可欠であることから、災害時の情報通信手段の安定した運用を確保する必要があります。 ◇災害時における情報通信手段を確保するため、関係団体等との連携体制を構築する必要があります。 ◇市HPやメールニュースかわさき「防災気象情報」等の様々な手段により災害時の情報発信に努めてきましたが、適切な避難行動を促すためには必要な情報の発信・伝達が必要です。 ◇適切な情報の収集・発信を実施するためには、職員の災害対応力の向上が必要です。 ◇市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情報提供に取り組む必要があります。 ◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。 <p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇総合防災情報システムの安定した運用を確保するため、適正に管理・運用するとともに、今後も情報通信機器・環境の進展に併せた強化に取り組んでいきます。また、システムの平時からの利用や訓練等により課題を抽出し、引き続き必要な改善や運用の強化に取り組んでいきます。 ◇災害時の連携体制を構築するため、通信事業者の災害対応の取組を把握するとともに、平時からの情報共有や協力体制の構築、訓練等による連携強化に取り組んでいきます。 ◇基本方針を踏まえ、防災行政無線や緊急速報メールなどプッシュ型の伝達手段（必要な情報を自動的に・強制的に伝える手段）を活用し気づきを与え、市HPや防災ポータルサイトなどプル型の伝達手段（各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段）を活用し、適切に詳細情報を伝えることを基本とし、これらの補完として、防災アプリやメールニュースかわさき「防災気象情報」、SNS など、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化とともにコンテンツの普及促進を図っていきます。さらに、市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情報提供に取り組みます。また、多言語による効果的な情報提供についても取り組んでいきます。 ◇地域コミュニティ放送との連携を強化し、防災ラジオの導入を推進していきます。 ◇職員の災害対応力の向上が必要であり、職員を対象とした情報収集・処理・伝達に関する研修や訓練に取り組んでいきます。 ◇浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要であり、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。



主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】医療機関等との情報伝達体制の整備【再】 【事業】効率的・効果的な防災情報発信【再】 社会福祉施設との情報伝達体制の整備 災害情報メモの整備・運用 水位計・震度計の整備・運用 外国人市民等への災害情報の発信
業績指標	全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数 5件（R7年度） ⇒ 6件（R11年度）



防災ラジオ



リスクシナリオ	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
現 状	<p>○市重要施設や緊急車両等の燃料確保のため、災害時協定に基づき、石油連盟や石油業協同組合への定期的な情報共有を行っています。また、毎年度、市総合防災訓練において、石油業協同組合との燃料供給訓練を実施しています。</p> <p>○エネルギー供給停止による混乱を防ぐため、ライフライン関係事業者との連絡会議や情報共有による連携強化を図っています。</p> <p>○令和5（2023）年度に整備が完了した本庁舎については、非常用発電機を都市ガス（中圧ガス）と備蓄燃料（軽油）の両方が使えるデュアルフューエル式ガスタービン発電機とすることで、停電時に耐震性の高い中圧ガスを使用して、最大使用電力の90%を非常用発電機とガスコージェネレーションシステムにてバックアップできるほか、中圧ガスの途絶時にも、備蓄燃料を使用して、最大使用電力の70%を非常用発電機で7日間供給可能なシステムを構築しています。南庁舎についても、本庁舎経由の電力供給とすることで、停電リスクを低減しています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要があります。</p> <p>◆エネルギー供給停止による混乱を防ぐため、ライフライン事業者との平時からの情報共有や協力体制の構築や、訓練等による連携強化が重要です。</p> <p>◆非常用発電機等の燃料供給体制を確保することが必要です。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇エネルギー供給の停止時においても企業が適切に対応するため、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいるところですが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。</p> <p>◇エネルギー供給の停止時においても迅速かつ円滑な応急対応と行政機能の維持を図るため、協定等により、国や他の自治体、関係団体等との受援体制やライフライン関係事業者との連携体制の構築を図るとともに、エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇エネルギー供給の停止を想定した企業の主体的な取組を促進するため、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。また、燃料不足に備えた備蓄やエネルギー供給源の多様化・分散化についても啓発に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害時協定の実効性を確保し、効果的な受援体制を構築するため、引き続き、関係団体等との情報共有や訓練による連携強化に取り組んでいきます。</p> <p>◇エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）や啓発に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害時における電力等の安定供給に寄与することから、緊急輸送道路等の無電柱化に取り組んでいきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>【事業】企業のBCP策定推進【再】</p> <p>【事業】再生可能エネルギー等の普及推進【再】</p> <p>【事業】緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】</p> <p>ライフライン関係団体との連携強化</p>
業績指標	<p>市域の再生可能エネルギー導入量 23.6万kW（R5年度）⇒33万kW以上（R12年度）</p> <p>市域の温室効果ガス排出量の削減割合 2013年度比-15.3%（R4年度暫定値）⇒2013年度比-45.4%（R9年度）</p>



市役所本庁舎 CCBY4.0 by 川崎市



<p>リスクシナリオ</p>	<p>5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止</p>
<p>現 状</p>	<p>(水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄水施設・配水池・配水塔の耐震化は完了しており、緊急遮断弁の設置による災害時の水量確保に向けた取組を進めています。 ○管路については、避難所や救急病院等への供給ルートの耐震化は完了しており、管路更新にあわせた耐震化を引き続き進めるとともに、消防署・警察署等の重要施設への供給ルートの優先的な耐震化を推進しています。 ○災害時の応急給水対策として、市民がおおむね半径750m以内で応急給水拠点にて受水できる状況まで整備しましたが、さらなる利便性・迅速性を高めるために開設不要型応急給水拠点の整備を進めています。 ○浸水想定区域の施設については、調査の結果、浸水想定区域内に該当施設がありませんでした。 ○停電対策として、重要施設の非常用自家発電設備の72時間化を進めています。 ○災害時における安定的な応急給水の実施を目的とした市民参加による給水訓練を実施するなど、市民の防災意識の向上に取り組んでいます。 <p>(下水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和初期から整備を進めてきた下水道の管きょ・施設は、経年劣化に伴う老朽化が進行しています。これら老朽化施設に対しては、アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した最適な下水道施設の老朽化対策を進めています。 ○下水道施設の耐震化については、水処理センター・ポンプ場の管理機能（施設を運転・制御する機能）の整備を完了し、引き続き揚水機能や消毒機能の確保に向けた取組を推進しています。 ○下水管きょについては、被災時に機能確保が必要となる避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ管きょ等を「重要な管きょ」として、優先的に耐震化を進めています。 ○浸水リスクの高い地区を重点化地区に位置付け、整備水準を既定計画の5年確率降雨（時間雨量52mm）から10年確率降雨（時間雨量58mm）にグレードアップする施設整備等を進めています。 ○下水道施設の浸水対策については、津波対策は完了し、洪水や内水による施設への影響を防ぐため、耐水化を進めています。
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆浄水施設や配水施設など、基幹施設の耐災害性を確保することが重要です。 ◆消防署・警察署など、災害時に安定給水が必要な拠点に対して、優先的な対策をする必要があります。 ◆老朽化した下水道の管きょ・施設による不具合を未然に防ぐため、施設の状態や重要度を踏まえるとともに、事故発生時に社会的影響が大きい管きょの健全性を確保するなど、効果的・効率的に管きょの再整備や施設の設備更新・長寿命化を行う必要があります。 ◆災害時にも機能不全に陥ることのないよう、下水道の管きょ・施設の耐震化・耐水化等を推進する必要があります。
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <p>(水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇上水の供給停止を避けるため、引き続き、災害時の水量確保に向けた取組や管路の耐震化を進める必要があります。 ◇耐震化の推進と併せて、近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、水道水の供給停止に備えた市民の防災意識のさらなる向上に取り組む必要があります。 ◇重要施設等に設置している非常用自家発電設備については、24時間分の燃料を確保していますが、東日本大震災をはじめとした近年の被災による停電において、復旧に長時間を要したことなどから、対策強化が必要です。 <p>(下水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇下水道の管きょ・施設の老朽化が進み、下水管きょの不具合による道路陥没や設備故障による水処理センター・ポンプ場の機能停止などが発生すると、下水道の使用制限につながるなど、市民生活に多大な影響を及ぼします。このため、老朽化した施設による不具合を未然に防ぐためには、施設の状態や重要度を踏まえるとともに、事故発生時に社会的影響が大きい管きょの健全性を確保するなど、効果的・効率的に下水管きょの再整備、施設の設備更新・長寿命化を行う必要があります。 ◇大規模な地震に備えるとともに、近年の水災害の頻発化・激甚化による影響を防ぐため、下水道の管きょ・施設の耐震化及び耐水化等が必要です。 <p>【推進方針】</p> <p>(水道)</p>



<p>脆弱性評価結果及び推進方針 (続き)</p>	<p>◇供給停止を避けるため、引き続き、水道管路の計画的な更新・耐震化等に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害時の飲料水確保に向けて、配水塔の更新、緊急遮断弁や開設不要型応急給水拠点の整備を進めるとともに、自助の取組としての飲料水の備蓄など、市民の防災意識の向上の取組を続けていきます。</p> <p>◇非常用自家発電設備について、燃料貯蔵容量のさらなる増強の実施を進め、停電対策強化に取り組んでいきます。</p> <p>(下水道)</p> <p>◇管きょ・施設の点検・調査を通して状況を的確に把握し、アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した最適な下水道施設の老朽化対策を進めていきます。</p> <p>◇損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水管きょの健全性を確保するため、老朽化対策を進めます。</p> <p>◇浸水リスクの高い重点化地区における浸水対策や、局地的な浸水対策を進めます。</p> <p>◇下水道機能を確保するため、下水道の管きょ・施設の耐震化において、大規模な地震に対して耐震化を進めるとともに、洪水や内水の浸水に対して耐水化を進めます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】配水池・配水塔の整備</p> <p>【事業】水道管路の耐震化</p> <p>【事業】水道・工業用水道施設の停電対策強化</p> <p>【事業】下水道施設の浸水対策</p> <p>【事業】下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進</p> <p>【事業】下水道の管きょ・施設の耐震化</p> <p>【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>【事業】浸水被害軽減対策の推進【再】</p> <p>応急給水拠点の整備</p> <p>市民と協働した災害時の応急給水活動の充実</p>
<p>業績指標</p>	<p>水道管路の耐震化率</p> <p>水道管路の耐震化率：44.1%（R6年度）⇒51.2%以上（R11年度） （内、重要施設への供給ルートへの耐震化完了率：41.4%（R6年度）⇒100%（R11年度））</p> <p>開設不要型応急給水拠点の整備率</p> <p>99.4%（R6年度）⇒100%（R9年度）</p> <p>災害時の確保水量</p> <p>16.5万m³（R6年度）⇒16.6万m³（R9年度）</p> <p>水道・工業用水道施設の停電対策強化実施施設数（計画期間内）</p> <p>0施設（R6年度）⇒6施設（R11年度）</p> <p>重要な管きょ（下水）の耐震化率（市内全域）</p> <p>86.4%（R6年度）⇒89.0%以上（R11年度）</p>



<p>リスクシナリオ</p>	<p>5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p>現 状</p>	<p>○現在、市内で指定している緊急輸送路は総延長 269km（1次・2次、市管理外含む。）で、全て供用済みとなっています。また、道路閉塞の防止につながる防災上重要な道路沿いの建築物の耐震対策については、指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、取組を進めています。</p> <p>○交通網の被災は、広域的な連携が必要であるため、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会ワーキンググループの構成員として、国、県、関係機関等との連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、本市も検討に参画し、令和7（2025）年に「道路啓開計画」となる神奈川県緊急輸送道路管理マニュアルが改定されました。</p> <p>○その他、橋りょうの耐震化率は75%（令和6（2024）年度）、液状化危険度が高い臨海部地域では段差発生抑制の対策を実施し、完了しています。</p> <p>○道路の路面下の空洞化については計画的な調査を実施しており、空洞箇所が発見された場合は必要な補修工事を行っています。</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<p>◆ハード対策と併せて、災害時に道路機能を早期復旧させる体制づくりを、平時から構築する必要があります。</p> <p>◆住宅・建築物の倒壊に伴う閉塞や、交差・隣接する土木構造物の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊による閉塞を防ぐため、耐震化や除却を進める必要があります。</p>
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <p>◇指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化など、道路閉塞の防止に向けた取組を進めているところですが、陸上交通ネットワークの機能の維持のためには、道路等の被災を防ぐとともに、踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐことが重要です。</p> <p>◇併せて、道路等が被災した場合に、迅速な道路啓開等を行うことができる体制を構築し、実効性を確保する必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇耐震診断が義務化されている沿道建築物について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。</p> <p>◇陸上交通ネットワークの機能の維持のため、道路等の被災を防ぐための対策や、踏切の長期間遮断による機能停止を防ぐため、道路と鉄道の立体交差化に取り組んでいきます。</p> <p>◇迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいきます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】道路と鉄道の立体交差化の推進</p> <p>【事業】幹線道路の整備【再】</p> <p>【事業】緊急輸送道路等における道路法面等の対策【再】</p> <p>【事業】緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】</p> <p>【事業】沿道建築物の耐震化</p> <p>【事業】橋りょうの耐震化【再】</p> <p>【事業】道路機能の早期復旧体制の整備【再】</p> <p>【事業】川崎港海底トンネルの機能強化【再】</p> <p>【事業】臨港道路東扇島水江町線の整備【再】</p> <p>【事業】下水道の管きょ・施設の耐震化【再】</p> <p>路面下空洞調査の実施</p> <p>臨海部における緊急輸送道路の機能確保【再】</p>
<p>業績指標</p>	<p>道路斜面等の要対策箇所の耐震化率 75%（R7年度） ⇒ 100%（R11年度）</p> <p>都市計画道路の完成延長 210.9km（R6年度） ⇒ 215.6km（R11年度）</p> <p>緊急輸送道路の整備率（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合） 84.3%（R6年度） ⇒ 86.0%（R11年度）</p> <p>道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース</p>



42km (R6年度) ⇒ 48km (R11年度)
道路施設の健全度
95.8% (R6年度) ⇒ 99.0%以上 (R10年度)
緊急輸送路等の沿道建築物の耐震化による通行障害の解消率
82.8% (R6年度) ⇒ 84.8%以上 (R11年度)



緊急輸送道路等の無電柱化（左：整備前、右：整備後）



(6) カテゴリー6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	6-1 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
現 状	<p>○これまで、本市は全国各地の被災地に対して、避難所運営や建物被害認定調査、災害廃棄物処理、水道管復旧工事等の応援部隊を派遣し、災害対応や復旧・復興のノウハウを現地で習得してきました。</p> <p>○令和元年東日本台風では、浸水被害が集中した地区を対象に建物被害認定調査のブッシュ型ローラー方式による調査を実施し、罹災証明を迅速に発行することができました。</p> <p>○また、令和6年能登半島地震の被災地へ継続的に職員を派遣し、現地での体験等について、研修等により職員に情報共有するとともに、得られた課題について本市の防災対策に反映しました。</p> <p>○本市においては、平時からすべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めており、災害時においても適切な対応が行えるよう、自助・互助・共助・公助の役割分担を図りながら取組を推進しています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆現在よりもより良い形で復旧させるよう、万一の際を想定した復興ビジョンの平時からの検討が必要です。</p> <p>◆地域の活力低下が復興の脆弱性を導くおそれがあり、地域コミュニティの振興に向けた取組を進める必要があります。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇研修等により被災地派遣による災害対応のノウハウ等の共有に努めているところですが、災害時に迅速かつ円滑に復旧・復興に取り組むためには、さらなる平時からの取組が重要です。</p> <p>◇都市復興は市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があります、平常時からそのプロセスについて、職員や市民へ周知し、理解を求めていく必要があります。</p> <p>◇過去の被災地の状況を踏まえ、より良い復旧・復興には地域力が大きく寄与するため、その向上が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいきます。</p> <p>◇地域力の向上を図るため、平時から、講演会や訓練等を通じて市民の防災力の向上に取り組むとともに、引き続き、地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進</p> <p>【事業】町内会・自治会活動の活性化に向けた支援</p> <p>【事業】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】</p> <p>【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】</p> <p>都市復興にかかる平時からの取組の推進</p> <p>地域包括ケアシステムの構築</p> <p>応急危険度判定体制の整備</p> <p>建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備</p> <p>児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進【再】</p>
業績指標	<p>地域活動に関する取組にかかわっている市民の割合 47.9% (R7年度) ⇒ 50.0%以上 (R11年度)</p> <p>町内会・自治会加入率 54.7% (R7年度) ⇒ 54.7%以上 (R11年度)</p>



<p>リスクシナリオ</p>	<p>6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>現 状</p>	<p>○高度成長期の急激な人口増加に伴って建設された廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるため、3処理センター体制による安定的な廃棄物処理を維持するとともに、計画的な施設の建替を実施しており、令和5（2023）年度に橋処理センターの整備を完了しました。</p> <p>○また、災害廃棄物等処理計画及び災害廃棄物等処理実施計画により、災害時の体制整備や、災害廃棄物等の収集・処理フローについて整理しており、これに基づく取組を進めています。</p>
<p>リスクシナリオを回避するための視点</p>	<p>◆住宅・建築物の耐震化の促進により、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制することが重要です。</p> <p>◆災害廃棄物の仮保管場所の確保が必要です。また、大規模災害発生時には、災害廃棄物の広域処理等を含めた他自治体や民間事業者との連携が必要です。</p>
<p>脆弱性評価結果及び推進方針</p>	<p>【評価結果】</p> <p>◇災害廃棄物の発生抑制には建築物等の耐震化が大きく寄与しており、さらなる耐震対策の促進が必要です。</p> <p>◇迅速かつ円滑な応急対応や復旧・復興のためには、大規模災害時においても災害廃棄物の処理を継続するとともに、災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。</p> <p>◇災害廃棄物等処理計画・実施計画を策定し、災害時の体制整備等に取り組んでいるところですが、計画の実効性を確保する必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇災害廃棄物の発生抑制を図るため、引き続き、建築物等の耐震対策の促進に取り組んでいきます。</p> <p>◇迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理体制を構築するため、国、県及び他自治体と情報共有を行いながら、災害廃棄物等処理計画に基づき、仮保管場所の確保等を図ります。</p> <p>◇災害廃棄物等処理計画・実施計画の実効性の確保を図るため、計画に基づく各種訓練や計画の検証等に取り組んでいきます。</p>
<p>主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)</p>	<p>【事業】民間住宅の耐震化【再】</p> <p>【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】</p> <p>災害廃棄物仮保管場所の確保</p> <p>災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進【再】</p>



啓発冊子「災害が起きた時の「ごみ」のこと」



リスクシナリオ	6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
現 状	<p>○応急仮設住宅の候補地については、建設候補地データベースで管理しています。</p> <p>○迅速な復旧復興の阻害要因となる空き家については、「川崎市空き家等対策計画」に基づき、総合的・計画的な空き家対策に取り組んでいます。</p> <p>○地籍調査は麻生区内の調査区域はほぼ完了し、現在は多摩区内で調査を実施しています。第7次国土調査事業十箇年計画を受け、川崎区内で街区境界調査を実施し、効率的・効果的な調査に取り組んでいます。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆住宅・建築物等の被害を減らすことが重要です。</p> <p>◆災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査により土地境界等を明確にしておくことが重要です。また、所有者不明土地や空き家が復旧・復興の妨げとなることがあるため、予防・解消に努める必要があります。</p> <p>◆被災者の生活再建のため、住家の被害認定調査を迅速に行うことが必要です。また、応急仮設住宅等の迅速な供給方策について検討する必要があります。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、川崎市耐震改修促進計画に基づき、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に96.3%、96.8%となっていますが、迅速かつ円滑に復旧・復興には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。</p> <p>◇研修等により被災地派遣による災害対応のノウハウ等の共有に努めているところですが、災害時に迅速かつ円滑に復旧・復興に取り組むためには、さらなる平時からの取組が重要です。</p> <p>◇迅速かつ円滑な復旧・復興を進めるためには、土地等の権利関係や所有者を明確にしておく必要があります。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るためには、まずは耐震化の促進による施設の倒壊等の防止が重要であることから、さらなる耐震対策の促進に取り組んでいきます。</p> <p>◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいきます。</p> <p>◇迅速かつ円滑な復旧・復興に向けて、土地等の権利関係や所有者の明確化を図るため、引き続き、地籍調査に取り組んでいくとともに、復旧・復興の妨げとなる空き家への対策に取り組んでいきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】 地籍調査事業の推進 空き家利活用推進事業 応急仮設住宅に係る体制の整備【再】</p>
業績指標	<p>地籍調査進捗率 12.0%（R6年度） ⇒ 12.5%（R11年度）</p>



リスクシナリオ	6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
現 状	<p>○社会構造の変容や価値観の多様化により文化財を取り巻く環境は大きく変化しているなか、近年激甚化する自然災害等によっても文化財の保存に大きく影響を及ぼす可能性が高くなっています。</p> <p>○文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するため必要不可欠だけでなく、魅力ある地域づくりの基礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものであることから、文化財の保存・活用を進めることが必要です。</p> <p>○市指定文化財をはじめとする多数の資料を所蔵している施設については、収蔵品の保護の観点からも災害リスクに応じた対策が必要です。</p> <p>○平成30（2018）年に、神奈川県及び県内市町村で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議を踏まえた「神奈川県文化財防災対策マニュアル」が作成されました。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆自然災害における文化財への被害を防ぐため、博物館における展示方法・収蔵方法の点検が必要です。</p> <p>◆市域にある有形・無形の文化財の保護・活用等の推進が地域コミュニティの維持・発展に寄与することから、平時から文化財の保護・活用等の取組を推進することが必要です。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇災害時における文化財の保護・活用等のためには所有者・管理者の自主的な取組が必要です。</p> <p>◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、市として文化財を適正に管理していく必要があります。</p> <p>◇地域における有形・無形の文化の喪失を防ぐためには、地域の保存会等の地域力が求められることから、その向上が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇所有者・管理者による文化財の保護・活用等のため、引き続き、所有者・管理者への適正管理・防災意識の向上に取り組んでいきます。</p> <p>◇川崎市教育振興基本計画及び分野の個別計画である「川崎市文化財保存活用地域計画」に基づき、市民の財産と公共施設の被害に係る被害の最小化に向け、多様な主体と連携した取組を進めます。</p> <p>◇川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業を推進するとともに、新たなミュージアムの整備に向けた取組を推進します。</p> <p>◇地域力の向上を図るため、引き続き、平時から地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】自主防災組織や避難所運営会議への活動支援【再】</p> <p>【事業】「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進【再】</p> <p>文化財の保護・活用等に向けた取組の推進</p> <p>町内会館・自治会館の整備支援【再】</p> <p>児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進【再】</p>



リスクシナリオ	6-5 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
現 状	<p>○災害発生後、企業が損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、川崎市工業団体連合会等経済団体と協力して、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行っています。</p> <p>○また、風評被害への対応や被災者支援の取組として、迅速かつ適正な情報を発信するために、市HPやメールニュースかわさき、緊急速報メール、SNS、かわさき情報アプリ、かわさき防災ポータルサイトなど各種メディアの活用等、広報の充実を図っています。</p>
リスクシナリオを回避するための視点	<p>◆迅速な復旧復興により市内経済への影響を最小限に留める必要があります。</p> <p>◆被害状況の正確な情報発信により風評被害を未然に防ぐ必要があります。</p>
脆弱性評価結果及び推進方針	<p>【評価結果】</p> <p>◇災害時の経済活動の保持・早期復旧に向けて、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいますが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。</p> <p>◇災害時の情報発信については、市HPなどの様々な手段を活用し、広報の充実に取り組んでいるところですが、風評被害等の防止や適切な被災者支援のためには、迅速かつ適正な情報発信が必要です。</p> <p>【推進方針】</p> <p>◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには企業の主体的な取組が重要であり、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。</p> <p>◇災害時における迅速かつ適正な情報発信に向けて、引き続き、広報の充実に取り組んでいきます。</p>
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	<p>【事業】 効率的・効果的な防災情報発信【再】</p> <p>【事業】 企業のBCP策定推進【再】</p> <p>迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進</p>



大雨被害に係る支援情報一覧の配信
(市ホームページ)



第4章 かわさき強靱化に向けた取組

1 かわさき強靱化に向けた取組一覧表

第3章で分析した脆弱性評価結果及び推進方針を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて取り組む事業について、別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」として整理しています。

なお、各取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、これらの取組について見直しを図っていくものとします。

2 強靱化事業の選定

別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」に掲載した事業のうち、次の基準に該当するものを「**強靱化事業**」として選定し、**個別に進捗管理**を行うことで、効率的・効果的な計画の進捗管理を図ります。

【強靱化事業の選定基準】

●「I 国庫補助金に関するもの」に該当するもの、又は「II 計画改定の目的等に関するもの」のうち3つ以上該当するもの

I 国庫補助金に関するもの (選定理由) 国が補助金を出してまで実施させるものであり、国土強靱化への効果が高いと考えられるため

II 計画改定の目的等に関するもの (※ 計画改定の目的については、第2章を参照)

1 耐震化の向上に資する取組 (選定理由) 地震による火災の死者の削減や多くのリスクシナリオに影響があるため

2 地震による火災の死者の削減に資する取組
(選定理由) かわさき強靱化計画の減災目標の達成状況から、今後の課題として、火災による死者の削減に向けた取組が求められるため

3 国土強靱化基本計画等の主な項目に関連する取組 (選定理由) 近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえた見直しであるため

- ・被災者等の健康・避難生活環境を確保 (災害関連死の防止)
- ・交通、エネルギー、情報通信などのライフラインの多様化・リスク分散
- ・リスクコミュニケーションの推進と人材の育成、防災教育の充実
- ・迅速な復旧・復興に向けた災害廃棄物の処理計画や輸送体制の推進
- ・気候変動への対応 (気候変動の影響を踏まえた治水対策)
- ・官民連携と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- ・災害時に重要な施設やインフラにおける老朽化対策の推進

4 令和6年能登半島地震での課題解決のための取組
(選定理由) 被災地への職員派遣で得られた知見を含め顕在化した課題であり、脆弱性評価結果から特に重要と考えられ、また国土強靱化に直結すると考えられるため

5 地域力 (地域防災力) の向上に資する取組 (選定理由) 公助の限界を担う地域防災力の向上に資するものであるため

●上記に該当しないもののうち、次にいずれかに該当するもの (個別強靱化事業)

- ・市施設の維持・機能強化
- ・多摩川緊急治水対策の推進
- ・インフラの耐震化・浸水対策

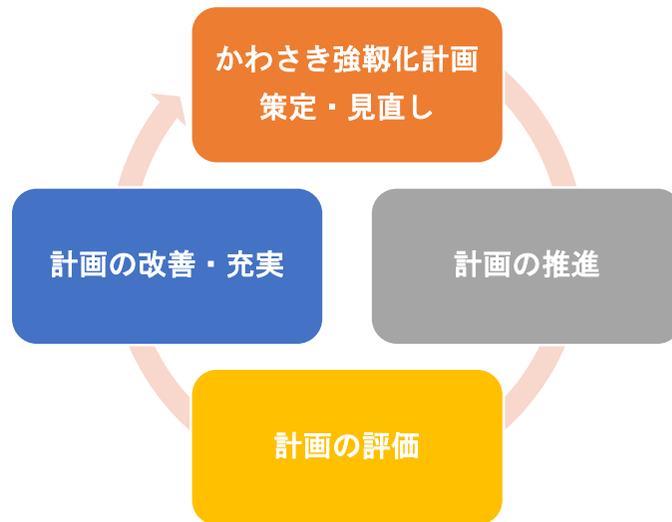


第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理と評価について

かわさき強靱化計画の進捗管理等については、国土強靱化地域計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置された「川崎市国土強靱化地域計画推進会議」において、強靱化事業の進捗状況や業績指標の達成状況について、毎年度把握し、評価を行います。

評価内容については、主な取組状況の記載などを含めて、市民にわかりやすく公表します。



2 強靱化事業の進捗管理等について

第4章において選定した強靱化事業については、毎年度、かわさき強靱化計画に基づく個別の進捗管理シートにより、計画期間中の各年度において、年度当初に当該年度に取り組む事項を設定し、その達成状況を把握することにより進捗管理、評価を行います。

3 計画の評価のための指標

(1) 業績指標

計画の毎年度の進捗管理及び計画期間全体の進捗状況を評価するため、次ページ以降のとおり、取組の成果を示す業績指標を設定します。



業績指標一覧

	業績指標名	現状値	1年目	2年目	3年目	4年目(目標値)
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生						
	住宅の耐震化率	96.8% (R6年度)	97.2%以上 (R8年度)	97.4%以上 (R9年度)	97.6%以上 (R10年度)	97.8%以上 (R11年度)
	特定天井対策施設数	13 施設 (R7年度)	15 施設以上 (R8年度)	19 施設以上 (R9年度)	21 施設以上 (R10年度)	24 施設以上 (R11年度)
	橋りょうの耐震化率	75% (R6年度)	83%以上 (R8年度)	87%以上 (R9年度)	91%以上 (R10年度)	95%以上 (R11年度)
	防災農地新規登録数	19 か所 (R6年)	8 か所以上	8 か所以上	8 か所以上	8 か所以上
1-2 密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生						
	不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合	0% (R6年度)	12%以上 (R8年度)	18%以上 (R9年度)	24%以上 (R10年度)	30%以上 (R11年度)
	耐震性貯水槽の整備(充足率)	95.9% (R7年度)	95%以上 (R8年度)	95%以上 (R9年度)	95%以上 (R10年度)	95%以上 (R11年度)
	防災まちづくり推進地区における防災活動継続率	50% (R6年度)	52.5%以上 (R8年度)	55.0%以上 (R9年度)	57.5%以上 (R10年度)	60%以上 (R11年度)
	公園緑地面積	775.8ha (R6年度)	777.9ha 以上 (R8年度)	779.0ha 以上 (R9年度)	780.1ha 以上 (R10年度)	781.2ha 以上 (R11年度)
1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生						
	海岸堤防等の整備率(防潮扉の操作性向上)	91.9% (R7年度)	94.6%以上 (R8年度)	97.3%以上 (R9年度)	100% (R10年度)	—
1-4 風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生						
	時間雨量 50 mm降雨対応の河川改修率	89.7% (R6年度)	95.0%以上 (R8年度)	95.4%以上 (R9年度)	95.5%以上 (R10年度)	95.5%以上 (R11年度)
	河川施設(平瀬川)の老朽化対策の進捗率	64% (R6年度)	82%以上 (R8年度)	91%以上 (R9年度)	100% (R10年度)	—
	平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率 (多摩川計画高水位対応・延長 700m)	0% (R6年度)	0%以上 (R8年度)	0%以上 (R9年度)	15%以上 (R10年度)	50%以上 (R11年度)
	河川施設の補修進捗率	8% (R6年度)	30%以上 (R8年度)	70%以上 (R9年度)	100% (R10年度)	—
	浸水対策実施率(重点地区:三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区)	30.6% (R6年度)	37.0%以上 (R8年度)	37.9%以上 (R9年度)	38.3%以上 (R10年度)	38.7%以上 (R11年度)



1-5 土砂災害等による死傷者の発生

ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数	5回 (R6年度)	5回以上 (R8年度)	5回以上 (R9年度)	5回以上 (R10年度)	5回以上 (R11年度)
地盤の専門家による相談会の実施回数	4回 (R6年度)	4回以上 (R8年度)	4回以上 (R9年度)	4回以上 (R10年度)	4回以上 (R11年度)

2-1 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防団員数の充足率	79.6% (1,071人) (R7年4月)	81.4%以上 (1,095人) (R9年4月)	82.3%以上 (1,107人) (R10年4月)	83.2%以上 (1,120人) (R11年4月)	84.2%以上 (1,133人) (R12年4月)
等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積	10.7ha (R7年度末)	10.7ha 以上 (R8年度末)	10.7ha 以上 (R9年度末)	10.7ha 以上 (R10年度末)	10.7ha 以上 (R11年度末)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合	45.2% (R6年)	45.8%以上 (R8年)	46.4%以上 (R9年)	47.0%以上 (R10年)	47.6%以上 (R11年)
----------------------------	----------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生

学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合	0% (R7年度)	23.6%以上 (R8年度)	52.6%以上 (R9年度)	74.1%以上 (R10年度)	100% (R11年度)
体育館の空調設備設置率	3.9% (R7年度)	9.0% (R8年度)	32.6% (R9年度)	66.3% (R10年度)	100% (R11年度)
避難所運営会議を開催している避難所の割合	95.0% (R7年度)	96.3%以上 (R8年度)	97.5%以上 (R9年度)	98.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)
避難所運営会議における訓練を実施している割合	94.3% (R6年度)	96.5%以上 (R8年度)	97.7%以上 (R9年度)	98.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)
避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数	49か所 (R7年度)	65か所以上 (R8年度)	81か所以上 (R9年度)	97か所以上 (R10年度)	113か所以上 (R11年度)
マンホールトイレが整備されている避難所等の数	24箇所 (R7年度)	24箇所 (R8年度)	50箇所 (R9年度)	84箇所 (R10年度)	124箇所以上 (R11年度)

2-4 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化

災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日分以上用意している割合	19.4% (R7年度)	24.6%以上 (R8年度)	29.7%以上 (R9年度)	34.9%以上 (R10年度)	40.0%以上 (R11年度)
-----------------------------------	-----------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------

4-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下

農業用水利施設等の重大事故件数	0件 (R6年)	0件 (R8年)	0件 (R9年)	0件 (R10年)	0件 (R11年)
-----------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------

4-3 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響



耐震強化岸壁の整備率	40% (R7年度)	40% (R8年度)	40% (R9年度)	40% (R10年度)	40% (R11年度)
4-4 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					
工業用水道の送水管事故時バックアップ率	87.8% (R6年度)	87.8%以上 (R8年度)	87.8%以上 (R9年度)	87.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態					
全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数	5件 (R7年度)	5件 (R8年度)	5件 (R9年度)	5件 (R10年度)	6件 (R11年度)
5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					
地域の再生可能エネルギー導入量	25.2万kW (R6年度)	25.5万kW以上 (R7年度)	26.9万kW以上 (R8年度)	28.3万kW以上 (R9年度)	29.9万kW以上 (R10年度)
地域の温室効果ガス排出量の削減割合	2013年度比 -35.0% (R5年度)	2013年度比 -41.7%以上 (R6年度)	2013年度比 -42.9%以上 (R7年度)	2013年度比 -44.1%以上 (R8年度)	2013年度比 -45.4%以上 (R9年度)
5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止					
水道管路の耐震化率	水道管路の耐震化率： 44.1% (R6年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 41.4% (R6年度))	水道管路の耐震化率： 47.1%以上 (R8年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 67.7% (R8年度))	水道管路の耐震化率： 48.4%以上 (R9年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 85.9% (R9年度))	水道管路の耐震化率： 49.8%以上 (R10年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 91.9% (R10年度))	水道管路の耐震化率： 51.2%以上 (R11年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 100% (R11年度))
開設不要型応急給水拠点の整備率	99.4% (R6年度)	99.4% (R8年度)	100% (R9年度)	—	—
災害時の確保水量	16.5万m ³ (R6年度)	16.5万m ³ (R8年度)	16.6万m ³ (R9年度)	—	—
水道・工業用水道施設の停電対策強化実施施設数 (計画期間内)	0施設 (R6年度)	2施設 (R8年度)	4施設 (R9年度)	5施設 (R10年度)	6施設 (R11年度)
重要な管きょ（下水）の耐震化率（市内全域）	86.4% (R6年度時点)	87.7%以上 (R8年度)	87.8%以上 (R9年度)	88.5%以上 (R10年度)	89.0%以上 (R11年度)
5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止					
道路斜面等の要対策箇所の耐震化率	75% (R7年度)	75% (R8年度)	75% (R9年度)	75% (R10年度)	100% (R11年度)
都市計画道路の完成延長	210.9km (R6年度)	212.5km以上 (R8年度)	212.5km以上 (R9年度)	213.3km以上 (R10年度)	215.6km以上 (R11年度)
緊急輸送道路の整備率（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合）	84.3% (R6年度)	85.1%以上 (R8年度)	85.1%以上 (R9年度)	85.5%以上 (R10年度)	86.0%以上 (R11年度)



道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース	42km (R6年度)	45km以上 (R8年度)	45km以上 (R9年度)	46km以上 (R10年度)	48km以上 (R11年度)
道路施設の健全度	95.8% (R6年度)	97.7%以上 (R8年度)	98.4%以上 (R9年度)	99.0%以上 (R10年度)	—
緊急輸送路等の沿道建築物の耐震化による通行障害の 解消率	82.8% (R6年度)	83.0%以上 (R8年度)	83.2%以上 (R9年度)	84.0%以上 (R10年度)	84.8%以上 (R11年度)
6-1 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態					
地域活動に関する取組に関わっている人の割合	47.9% (R7年度)	48.5%以上 (R8年度)	49.0%以上 (R9年度)	49.5%以上 (R10年度)	50.0%以上 (R11年度)
町内会・自治会加入率	54.7% (R7年度)	54.7%以上 (R8年度)	54.7%以上 (R9年度)	54.7%以上 (R10年度)	54.7%以上 (R11年度)
6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態					
地籍調査進捗率	12.0% (R6年度)	12.2%以上 (R8年度)	12.3%以上 (R9年度)	12.4%以上 (R10年度)	12.5%以上 (R11年度)



(2) 減災目標

かわさき強靱化計画の計画期間における震災対策に係る減災目標として、地震被害想定調査に基づき、これまでの取組の進捗状況等を踏まえ、次のとおり設定します。

項 目	目 標				
死 者	地震による死者				
	令和 11（2029）年度において、川崎市直下の地震（平成 21（2009）年度想定）で想定される死者の数を約 1,140 人から約 440 人とします。				
	各年度時点での想定値				目標値
	平成 21 （2009）年度	平成 27 （2015）年度	令和 2 （2020）年度	令和 7 （2025）年度	令和 11 （2029）年度
約 1,140 人	約 840 人	約 510 人	約 480 人	約 440 人	
津波による死者					
慶長型地震において想定される津波（平成 24（2012）年度想定）による死者数を約 5,820 人からゼロとします。					
<p>【地震による死者】 これまでの取組等による効果を踏まえ、さらなる耐震化率の向上や都市計画道路等の整備などのハード対策に加え、火災による死者等の削減に向けた避難訓練等のソフト対策による効果を総合的に勘案して目標値を設定しており、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、目標達成に向けた取組を進めます。</p> <p>【津波による死者】 津波避難施設の確保や津波避難訓練などの対策により減少傾向にあります。引き続き死者数ゼロを目指し取組を進めます。</p>					

かわさき強靱化計画（令和8（2026）年3月）

川崎市危機管理本部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)0337

かわさき強靱化計画（改定案）

別紙

2ページ … 脆弱性評価マトリクス表

9ページ … かわさき強靱化に向けた取組一覧表

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

リスクシナリオ No.	リスクシナリオ	区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載			個別施策分野								横断的施策分野	
		区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生		民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)		●								
		民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)	●	●	●			●	●	●			
		資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	—	●										
		特定天井対策の推進	【事業着手】25施設(R7年度時点) 【対策完了】13施設(R7年度時点)	●										
		緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	緊急輸送道路の整備(緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合):84.3%(R6年度時点)								●			
		緊急輸送道路等における道路法面等の対策	—			●					●			
		緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース:42km(R6年度時点)								●			
		橋りょうの耐震化	橋りょうの耐震化率:75%(R6年度時点)			●					●			
		老朽化擁壁等の倒壊防止(助成等)	宅地防災工事に対する一部助成の実施件数:5件(R6年度)			●								
		危険なブロック塀等の改善促進(指導・助成等)	—			●								
		市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	—						●					
		都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	—			●								
		避難場所等の確保	—	●	●	●						●		
		町内会館・自治会館の整備支援	—										●	
		市民防災農地の確保	防災農地新規登録数:19箇所(R6年度)			●							●	
		大規模施設における防災体制の強化	—	●										
		落下危険物の改善指導	—			●								
		再掲 市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:83.2%(R5年度時点)	●	●				●				●	●
	地域における主体的な防災まちづくりの支援	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率:37.2%(R6年度)			●							●	●	
	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—	●	●				●				●		
	家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進	—	●	●				●				●		
	参考 地震被害想定調査結果の周知や活用	H21、H24調査結果をもとに、対策を実施	●	●	●						●	●		
1-2	密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生		密集市街地の改善	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率:37.2%(R6年度)		●								
		幹線道路の整備	・都市計画道路進捗率:68%(R7.4時点) ・市内幹線道路における混雑時の平均旅行速度:15.9km/h(R3年度時点)			●					●			
		公園緑地の整備	1人あたりの公園緑地面積:4.98㎡/人(R5年度) 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積:10.7ha(R6年度)			●						●		
		耐震性防火水槽の整備	耐震性防火水槽の整備(充足率):充足率95%以上を維持(R6年度)			●								
		消防署所等の施設整備	—			●								
		消防指令システムの整備・機能強化	—			●								
		消防資器材等の整備	—			●								
		消防団員の確保・充実	消防団の充足率79.6%(R7年4月時点)			●								
		関係機関等と連携した訓練の実施	—			●	●	●				●	●	
		地震に伴う出火防止に係る意識啓発	—			●								
		再掲 都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	—			●								
		再掲 避難場所等の確保	—			●	●	●				●		
	再掲 大規模施設における防災体制の強化	—	●											
	再掲 市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:83.2%(R5年度)	●	●				●				●	●	
	再掲 地域における主体的な防災まちづくりの支援	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率:37.2%(R6年度)			●							●	●	
1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生		海岸保全施設の改良	年度内に改良工事が完了した陸間の箇所数(第3期実施計画の内容):38基(R6年度時点)		●						●		
		防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率:100%(R4年度事業完了)						●					
		津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検	—			●								
		津波ハザードマップの作成・周知	ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数:5回(R6年度)			●			●					
		臨海部における総合的な防災対策の推進	—	●				●			●			

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

リスクシナリオNo.	リスクシナリオ	区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載			個別施策分野								横断的施策分野	
		区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
			津波被害の軽減に向けた共助等の取組	—										
			災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●					●	●	●
		再掲	避難場所等の確保	—	●	●	●					●		
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度)	●	●			●				●	●
1-4	風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生		河川施設の整備・機能向上等	・時間雨量50mm対応の河川改修率:90%(R6年度時点)		●								
		適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導	雨水流出抑制施設の設置を指導等することで、従前の土地が有する保水浸透能力の維持と治水安全度の向上を図る		●									
		浸水被害軽減対策の推進	・重点化地区における雨水管きよなどの整備の推進(三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区):浸水対策実施率 30.6%(R6年度時点) ・排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数:7対策(床上浸水面積65.2%解消)(R6年度)			●						●		
		適切な避難行動の周知(マタイムライン等の活用)	—	●	●			●				●	●	
		要配慮者施設等の防災力向上	—	●	●	●						●		
		立地適正化計画策定事業	—		●									
		河川施設の更新・機能向上等	平瀬川護岸改修事業の進捗率:20%(R6年度)		●									
再掲		海岸保全施設の改良	年度内に改良工事が完了した陸間の箇所数(第3期実施計画の内容):38基(R6年度時点)		●						●			
再掲		防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率:100%(R4年度事業完了)						●					
再掲		津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検	—		●									
再掲		避難場所等の確保	—	●	●	●					●			
再掲		関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●					●	●	●	
再掲		災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●					●	●	●	
再掲		市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)	●	●			●				●	●	
再掲		港湾施設の耐震化	—		●						●			
再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	—								●				
再掲	農業用ため池の適正管理	—								●	●			
再掲	道路機能の早期復旧体制の整備	—	●	●						●				
1-5	土砂災害等による死傷者の発生		宅地耐震化推進事業の推進(大規模盛土造成地の調査等)	—		●								
		火山灰対策の検討	—	●	●									
		自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)	●	●			●				●	●	
		崖・擁壁の相談対策事業	—									●		
		崖の変動観測事業	—		●				●					
再掲		老朽化擁壁等の倒壊防止(助成等)	宅地防災工事に対する一部助成の実施件数:5件(R6年度)		●									
再掲		緊急輸送道路等における道路路面等の対策	—		●						●			
再掲		防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率:100%(R4年度事業完了)						●					
再掲		避難場所等の確保	—	●	●	●					●			
再掲		要配慮者施設等の防災力向上	—	●	●	●						●		
再掲		関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●					●	●	●	
再掲		災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●					●	●	●	
再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)	●	●			●				●	●		
2-1	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		消防団の救助・救急活動に必要な資器材の配備と維持管理	—	●									
		消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	—	●	●									
		警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備	—	●										
		自助・共助による応急救護の取組(啓発・訓練等)	—	●		●						●	●	
		企業が持つ防災資源の提供や人的支援の協力体制の推進	—	●								●		
		長周期地震動対策の検討・啓発	—	●										

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

リスクシナリオNo.	リスクシナリオ	区分について ……〔空白〕既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載			個別施策分野								横断的施策分野	
		区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
2-1		再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率：96.8% (R6年度時点)		●								
		再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率：96.3% (R6年度時点)	●	●	●			●	●	●		
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合：44.3% (R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合：47.3% (R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合：63.2% (R5年度時点)	●				●				●	●
		再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	—	●									
		再掲	公園緑地の整備	1人あたりの公園緑地面積：4.98 m ² /人 (R5年度) 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積：10.7ha (R6年度)		●						●		
		再掲	消防署等への施設整備	—	●									
		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	—	●									
		再掲	消防団員の確保・充実	消防団の充足率79.6% (R7年4月時点)	●									
		再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	—	●							●	●	
		再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●						●	●
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合：94.8% (R6年度時点)	●	●	●			●			●	●
		再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●						●	●
		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—	●					●			●	
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		災害拠点病院の機能強化(情報通信・自家発・備蓄)	災害拠点病院の耐震化率：100% (R6年度時点)			●							
		市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●							
再掲		下水道の管きよ・施設の耐震化	・重要な管きよ(下水)の耐震化率(市内全域)：86.4% (R6年度時点)		●									
		災害時における医療救護体制の整備の推進	災害拠点病院の耐震化率：100% (R4年度事業完了)				●							
		医療関係団体等との連携強化	—	●		●								
		医療機関等との情報伝達体制の整備	—			●								
		救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	—			●								
		災害時のメンタルヘルスクア体制の整備(DPAT等)	—			●								
		医薬品等の確保、供給・受援体制の整備	—			●								
再掲		民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率：96.8% (R6年度時点)		●	●								
再掲		民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率：96.3% (R6年度時点)	●	●	●				●	●	●		
再掲		密集市街地の改善	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率：37.2% (R6年度)		●									
再掲		耐震性防火水槽の整備	耐震性貯水槽の整備(充足率)：充足率95%以上を維持 (R6年度)	●										
再掲		水道管路の耐震化	・耐震化された管路の延長：44.1% 内、重要な管路：98.3% (R6年度末時点)		●									
再掲		自助・共助による応急救護の取組(啓発・訓練等)	—	●		●						●	●	
再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合：44.3% (R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合：47.3% (R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合：63.2% (R5年度時点)	●	●				●			●	●		
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生		避難所補完施設等の確保・管理	—	●	●	●					●		
		二次避難所の確保、運営体制の整備	—	●		●						●		
		応急仮設住宅に係る体制の整備	—	●		●								
		地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築	—	●								●		
		学校トイレのバリアフリー化の推進	・R4年度事業完了		●									
再掲		避難施設としての学校施設の機能強化	・体育館の空調設備設置率：3.9% (R7年度時点) ・学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合：0% (R7年度時点)	●	●									
再掲		応急給水拠点の整備	・開設不要型応急給水拠点の整備率：99.4% (R6年度末時点)		●									
再掲		下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進	・管きよ再整備率(管きよ再整備重点地域)：39% (R6年度末時点)		●									
再掲		公的備蓄の適正管理	—	●							●	●		
再掲		高層集合住宅の地震対策促進(備蓄スペース・防災トイレ)	中高層条例・総合調整条例に基づく手続き等の機会を捉えた震災対策の啓発活動の実施件数：19 (R6年度実績)		●							●	●	
再掲		災害時のトイレ対策の充実	—			●						●	●	
再掲		災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	—	●								●		
再掲		避難所運営体制の整備・強化	避難所運営会議を開催している避難所の割合：94.8% (R6年度時点)	●	●	●						●	●	
再掲	災害時のメンタルヘルスクア体制の整備(DPAT等)	—			●									

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

リスクシナリオNo.	リスクシナリオ	区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載			個別施策分野								横断的施策分野		
		区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成	
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)	●	●			●				●	●	
2-4	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化		避難施設としての学校施設の機能強化	・体育館の空調設備設置率:3.9%(R7年度時点) ・学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合:0%(R7年度時点)	●	●									
			エレベーター等の安全対策(市保有施設)	—	●										
			市物資拠点の確保・整備	北部市場及び南部市場を地域内輸送拠点の候補地として指定							●				
			食料等生活必需物資の確保	—	●						●				
			公的備蓄の適正管理	—	●						●	●			
			配水池・配水塔の整備	配水池・配水塔の耐震化率:100%(R6年度末時点) 災害時の確保水量:16.5万m3(R6年度末時点)		●									
			水道管路の耐震化	・耐震化された管路の延長:44.1% 内、重要な管路:98.3%(R6年度末時点)		●									
			応急給水拠点の整備	開設不要型応急給水拠点の整備率:99.4%(R6年度末時点)		●									
			市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	—										●	
			高層集合住宅の地震対策促進(備蓄スペース・防災トイレ)	中高層条例・総合調整条例に基づく手続き等の機会を捉えた震災対策の啓発活動の実施件数:19(R6年度実績)		●									
			大規模建築物の防災力向上	—		●									
			再生可能エネルギー等の普及推進	市域の再生可能エネルギー導入量:23.6万kW(R5年度)	●			●		●					
			災害時協定等に基づく支援体制の確保	—	●						●	●			
			地域における防犯対策の推進	—										●	
			再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)		●								
		再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)	●	●	●			●	●	●			
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)	●	●			●				●	●	
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱		主要駅における帰宅困難者対策の推進	—	●	●									
			広域連携(九都県市・四県市)による帰宅困難者対策の推進	—		●							●	●	
			競輪場の拠点機能等の確保・整備	—		●									
			避難場所等の確保・管理(帰宅困難者一時滞在施設)	帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員:26,700人		●									
			公的備蓄の適正管理(帰宅困難者用)	—		●									
			安否確認方法の市民への周知	—					●						
			交通関係機関の連携強化	—	●	●									
		再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●					●	●	●	
2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下		平時からの予防接種の促進	予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率:第1期96.9%、第2期91.6%			●								
			再掲	災害時のトイレ対策の充実	—			●				●	●	●	
			再掲	避難所運営体制の整備・強化	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)	●	●	●				●	●	●	
				災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	—	●						●			
				遺体安置所の運営体制の強化	—	●		●				●			
				災害時における火葬体制の整備	—	●		●				●			
			再掲	災害時における医療救護体制の整備の推進	災害拠点病院の耐震化率:100%(R4年度事業完了)			●							
			再掲	医療関係団体等との連携強化	—	●		●							
		再掲	医療機関等との情報伝達体制の整備	—			●								
3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下		災害対策活動の中核拠点となる新本庁舎の整備	R5年度事業完了	●										
				災害対策本部・バックアップ体制の整備	—		●								
				業務継続体制(BCP)の整備・充実	—	●	●				●	●		●	
				迅速な初動対応に向けた体制整備	—	●									
				職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	—	●									
			再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	—	●									
			再掲	エレベーター等の安全対策(市保有施設)	—	●									

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

リスクシナリオNo.	リスクシナリオ	区分について ……〔空白〕既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載			個別施策分野								横断的施策分野	
		区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●						
		再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	・重要な管きよ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)		●								
		再掲	公園緑地の整備	1人あたりの公園緑地面積:4.98 m ² /人(R5年度時点) 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積:10.7ha(R6年度)		●						●		
		再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	—	●						●	●		
4-1														
4-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下		緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	—		●					●			
			臨海部の緊急輸送道路の維持管理	—		●					●			
			港湾施設の耐震化	—		●					●			
			川崎港海底トンネルの機能強化	—		●					●			
			臨港道路東扇島水江町線の整備	—		●					●			
			農業用施設等の保守管理	農業用水利施設等の重大事故件数:0件(R6年度)						●		●		
			農業用ため池の適正管理	—							●	●		
			企業のBCP策定促進	—						●				
			生産緑地の指定の推進	年間生産緑地新規指定面積:4,330m ² (R6年度時点)							●	●		
			広域交通ネットワーク等の形成の推進	新幹線駅まで45分圏域の拡大		●	●					●		
			道路機能の早期復旧体制の整備	—		●	●					●		
			港湾BCPの風水害編の策定	—							●			
			港湾BCPの運用、訓練の実施	—							●			
			緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	—			●					●		
		再掲	幹線道路の整備	・都市計画道路進捗率:68%(R7年4月時点) ・市内幹線道路における混雑時の平均旅行速度:15.9km/h(R3年度時点)			●					●		
再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長※道路延長ベース:42km(R6年度時点)								●				
再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	—								●				
再掲	橋りょうの耐震化	橋りょうの耐震化率:75%(R6年度時点)			●					●				
再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	・重要な管きよ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)			●									
再掲	交通関係機関の連携強化	—		●	●									
4-2														
4-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出		コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備	—	●			●						
			屋外タンクの耐震化対策の推進	内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率:100%(R5年度事業完了)	●			●						
			石油コンビナートにおける補完体制の整備	—	●									
			消防艇の運用・維持管理	—	●									
			臨海部民間施設との情報共有体制の確立	—	●	●				●	●			
			屋外タンクの耐震化対策の推進	内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率:100%(R5年度事業完了)	●			●						
			石油コンビナートに係る防災対策の実施	—	●									
			危険物施設等の風水害対策の推進	—	●			●						
			臨海部孤立化対策	—							●			
			大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止(有害物質等の漏洩・流出防止)	—								●		
再掲	長周期地震動対策の検討・啓発	—		●										
4-3														
4-3	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響		小型船係留施設の整備	—		●					●			
		再掲	港湾施設の耐震化	—		●					●			
		再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	—		●					●			
		再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	—		●					●			
		再掲	港湾BCPの風水害編の策定	—							●			
		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	—							●			
4-4														
4-4	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		経年化した工業用水道施設の更新	—		●								
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●						
再掲	農業用ため池の適正管理	—								●	●			
5-1														

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載				個 別 施 策 分 野								横 断 的 施 策 分 野			
リスクシナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態		総合防災情報システムの安定運用と強化	—					●						
			情報通信機能の強化	—					●						
			総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化	—						●					
			社会福祉施設との情報伝達体制の整備	—		●				●				●	
			災害情報カメラの整備・運用	—						●					
			水位計・地震計の整備・運用	—						●					
			災害時における広報の充実	—						●					
			外国人市民等への災害情報の発信	—						●					
			再掲 消防指令システムの整備・機能強化	—			●								
			再掲 防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率:100%(R4年度事業完了)						●					
			再掲 市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	—						●					
			再掲 医療機関等との情報伝達体制の整備	—				●							
			再掲 消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	—			●								
			再掲 適切な避難行動の周知(マイタイムライン等の活用)	—			●	●			●			●	●
			再掲 要配慮者施設等の防災力向上	—			●	●	●					●	●
	再掲 災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—			●	●	●					●	●		
	再掲 職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	—			●							●	●		
	再掲 安否確認方法の市民への周知	—						●							
5-2															
5-2	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		ライフライン関係団体との連携強化	—	●			●							
			再掲 市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●							
			再掲 企業のBCP策定促進	—						●					
			再掲 再生可能エネルギー等の普及推進	市域の再生可能エネルギー導入量:23.6万kW(R5年度)	●			●		●					
	再掲 緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長※道路延長ベース:42km(R6年度時点)								●					
5-3															
5-3	上下水道等の長期間にわたる供給停止		下水道施設の浸水対策	水処理センター・ポンプ場の耐水化率:70.8%(R6年度時点)		●									
			下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進	管きよ再整備率(管きよ再整備重点地域):39%(R6年度末時点)		●									
			下水道の管きよ・施設の耐震化	・重要な管きよ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)		●									
			再掲 配水池・配水塔の整備	・配水池・配水塔の耐震化率:100%(R6年度末時点) ・災害時の確保水量:16.5万m ³ (R6年度末時点)		●									
			再掲 水道管路の耐震化	・耐震化された管路の延長:44.1% 内、重要な管路:98.3%(R6年度末時点)		●									
			再掲 市重要施設の電力・燃料対策の推進	—		●		●							
			再掲 応急給水拠点の整備	開設不要型応急給水拠点の整備率:99.4%(R6年度末時点)		●									
			再掲 市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	—										●	
			再掲 市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:83.2%(R5年度時点)		●	●			●				●	●
			再掲 災害時のトイレ対策の充実	—				●					●	●	●
	再掲 浸水被害軽減対策の推進	・重点化地区における雨水管きよなどの整備の推進(三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区):浸水対策実施率 30.6%(R6年度時点) ・排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数:7対策(床上浸水65.2%解消)(R6年度)		●								●			
5-4															
5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能		踏切の立体交差化の推進	—		●						●			
			路面下空洞調査の実施	—		●							●		
			再掲 幹線道路の整備	・都市計画道路進捗率:68%(R7年4月時点) ・市内幹線道路における混雑時の平均旅行速度:15.9km/h(R3年度時点)		●							●		
			再掲 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	緊急輸送道路の整備(緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合):84.3%(R6年度時点)									●		
			再掲 緊急輸送道路等における道路路面等の対策	—		●							●		
			再掲 緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長※道路延長ベース:42km(R6年度時点)									●		
			再掲 緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	—		●							●		
			再掲 橋りょうの耐震化	橋りょうの耐震化率:75%(R6年度時点)		●							●		
	再掲 道路機能の早期復旧体制の整備	—		●	●						●				

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

リスクシナリオ No.	リスクシナリオ	区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載			個別施策分野								横断的施策分野	
		区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
	停止	再掲	臨海部の緊急輸送道路の維持管理	—		●								
		再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	—		●								
		再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	—		●								
		再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	・重要な管きよ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)		●								
		再掲	広域交通ネットワーク等の形成の推進	新幹線駅まで45分圏の拡大		●	●							
		再掲	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	—			●							
		再掲	交通関係機関の連携強化	—		●	●							
		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	—								●		
6-1	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		都市復興にかかる平時からの取組の推進	—	●	●	●	●	●	●	●	●		
		地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの考え方の理解度:10.6%(R5年度時点)			●							●	
		「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	—										●	
		応急危険度判定体制の整備	—										●	
		建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備	—		●		●							
		町内会・自治会活動の活性化に向けた支援	町内会・自治会加入率:55.9%(R6年度時点)										●	
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)		●	●		●				●	●
	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)		●	●		●				●	●	
	再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—		●			●					●	
6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		ごみ焼却施設の耐震対策	R5年度事業完了(橋処理センター)									●	
		災害廃棄物仮保管場所の確保	—		●								●	
		再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)			●							
		再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)		●	●	●		●	●	●		
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—		●		●						
	再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	—		●							●		
6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		地籍調査事業の推進	地籍調査進捗率:12%(R6年度時点)			●							
		空き家利活用推進事業	—				●							
		再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)			●							
		再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)		●	●	●		●	●	●		
		再掲	応急仮設住宅に係る体制の整備	—		●	●							
		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	—		●							●	
	再掲	都市復興にかかる平時からの取組の推進	—		●	●	●	●	●	●	●			
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		文化財の保護・活用等に向けた取組の推進	—									●	
		再掲	町内会館・自治会館の整備支援	—									●	
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)		●	●		●				●	●
		再掲	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	地域活動に関する取組にかかわっている市民の割合:47.9%(R7年度時点)									●	
	再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—		●			●					●	
6-5	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響		迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進	—	●									
		再掲	企業のBCP策定促進	—					●					
		再掲	災害時における広報の充実	—					●					

別紙 かわさき強靱化に向けた取組一覧表

区分について … 【新規】既存計画になかった新規の取組、【拡充】既存計画から拡充した取組

※ … 関連する個別の事務事業がなく、本計画に位置づける取組

リスクシナリオ No.	強靱化事業コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
1-1	1101	●		民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
1-1	1102	●		資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
1-1	1103	●		特定天井対策の推進	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
1-1	1104			緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	道路施設等維持修繕事業	建設緑政局
1-1	1105	●		緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
1-1	1106	●		緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
1-1	1107	●		橋りょうの耐震化	道路整備改良事業	建設緑政局
1-1	1108	●		危険なブロック塀等の改善促進(指導・助成等)	建築宅地指導審査業務	まちづくり局
1-1	1109			市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	防災施設整備事業	危機管理本部
1-1	1110			都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	都市計画推進事業	まちづくり局
1-1	1111			避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-1	1112			町内会館・自治会館の整備支援	町内会・自治会活動支援事業	市民文化局
1-1	1113			市民防災農地の確保	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
1-1	1114			大規模施設における防災体制の強化	火災予防事業	消防局
1-1	1115			落下危険物の改善指導	屋外広告物管理事業	建設緑政局
1-1	1116	●		市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-1	1117	●		地域における主体的な防災まちづくりの支援	防災まちづくり支援促進事業 地域防災推進事業	まちづくり局、危機管理本部、区
1-1	1118			児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
1-1	1119			家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進	災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-1	1503	●	再掲	宅地防災対策事業	宅地防災対策事業	まちづくり局
1-2	1201	●		密集市街地の改善	防災市街地整備促進事業	まちづくり局
1-2	1202	●		幹線道路の整備	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
1-2	1203	●		公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
1-2	1204	●		耐震性防火水槽の整備	警防活動事業	消防局
1-2	1205			消防署等々の施設整備	消防施設整備事業	消防局
1-2	1206			消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
1-2	1207	●		消防資器材等の整備	消防車両等管理事業	消防局
1-2	1208	●		消防団員の充実強化	地域防災支援事業	消防局
1-2	1209	●		関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-2	1210			地震に伴う出火防止に係る意識啓発	地域防災推進事業	危機管理本部、関係局
1-2	1110		再掲	都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	都市計画推進事業	まちづくり局
1-2	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-2	1114		再掲	大規模施設における防災体制の強化	火災予防事業	消防局
1-2	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-2	1117	●	再掲	地域における主体的な防災まちづくりの支援	防災まちづくり支援促進事業 地域防災推進事業	まちづくり局、危機管理本部、区
1-2	1201	●	再掲	密集市街地の改善	防災市街地整備促進事業	まちづくり局
1-2	1203	●	再掲	公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
1-2	1204	●	再掲	耐震性防火水槽の整備	警防活動事業	消防局
1-2	1205		再掲	消防署等々の施設整備	消防施設整備事業	消防局
1-2	1206		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
1-2	1207	●	再掲	消防資器材等の整備	消防車両等管理事業	消防局
1-2	1208	●	再掲	消防団員の充実強化	地域防災支援事業	消防局
1-2	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-3	1301	●		海岸保全施設の改修	港湾防災事業	港湾局
1-3	1302	●		効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
1-3	1303			津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検	港湾防災事業	港湾局
1-3	1304			臨海部における総合的な防災対策の推進	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局、経済労働局、消防局
1-3	1305	●		津波被害の軽減に向けた取組	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局、川崎区
1-3	1306	●		災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-3	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区

リスク シナリオ No.	強靱化事 業コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
1-3	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-4	1401	●		河川施設の整備・機能向上等	河川改修事業	建設緑政局
1-4	1402	●		適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置 指導	雨水流出抑制施設指導業務	建設緑政局
1-4	1403	●		浸水被害軽減対策の推進	浸水対策事業	上下水道局
1-4	1404	●		適切な避難行動の周知(マイタイムライン等の 活用)	地域防災推進事業 水防業務	危機管理本部、建設緑政局、区
1-4	1405	●		要配慮者施設等の防災力向上	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、こども未来局、教育委員 会事務局、建設緑政局
1-4	1406			立地適正化計画に基づく取組の推進	都市計画推進事業	まちづくり局
1-4	1407	●		河川施設の更新・機能向上等	河川施設更新事業 河川・水路維持補修事業	建設緑政局
1-4	1301	●	再掲	海岸保全施設の改修	港湾防災事業	港湾局
1-4	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
1-4	1303		再掲	津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操 作点検	港湾防災事業	港湾局
1-4	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-4	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-4	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-4	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-4	4102	●	再掲	港湾施設の耐震化及び機能確保	港湾防災事業 港湾維持整備事業	港湾局
1-4	4112		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	地域防災推進事業	港湾局
1-4	4106		再掲	農業用ため池の適正管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
1-4	4110	●	再掲	道路機能の早期復旧体制の整備	道路施設等維持修繕事業 災害対応力強化事業	危機管理本部、建設緑政局、区
1-5	1501	●	新規	火山灰対策の検討	災害対応力強化事業	危機管理本部
1-5	1502	●		自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-5	1503	●	新規	宅地防災対策事業	宅地防災対策事業	まちづくり局
1-5	1105	●	再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
1-5	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
1-5	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-5	1405	●	再掲	要配慮者施設等の防災力向上	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、こども未来局、教育委員 会事務局、建設緑政局
1-5	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-5	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-5	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-1	2101	●		消防団の救助・救急活動に必要な資器材の配 備と維持管理	地域防災支援事業	消防局
2-1	2102			消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	航空隊関係事業	消防局
2-1	2103			警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備	災害対応力強化事業	危機管理本部
2-1	2104			自助・共助による応急救護の取組(啓発・訓練 等)	地域課題対応事業 救急活動事業 地域防災支援事業 地域防災推進事業	危機管理本部、消防局、区
2-1	2105			企業が持つ防災資源の提供や人的支援の協 力体制の推進	地域防災推進事業	危機管理本部
2-1	2106			長周期地震動対策の検討・啓発	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部
2-1	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
2-1	1102	●	再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強 化	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
2-1	1203	●	再掲	公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
2-1	1205		再掲	消防署等の施設整備	消防施設整備事業	消防局
2-1	1206		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
2-1	1208	●	再掲	消防団員の充実強化	地域防災支援事業	消防局
2-1	2408	●	再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
2-1	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
2-1	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域課題対応事業	危機管理本部、区
2-1	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
2-1	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-1	1118		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識 の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
2-2	2201			災害拠点病院の機能強化	川崎病院の運営 井田病院の運営 多摩病院の運営管理 災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局、病院局
2-2	2202	●		市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
2-2	5303	●	再掲	下水道施設の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-2	2204	●		災害時における医療救護体制の整備の推進	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局

リスクシナリオ No.	強靱化事業コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
2-2	2205	●		医療関係団体等との連携強化	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局、区
2-2	2206	●		医療機関等との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業 防災施設整備事業	健康福祉局、危機管理本部
2-2	2207			救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局
2-2	2208			災害時のメンタルヘルスケア体制の整備(DPAT等)	障害者等総合相談・支援事業	健康福祉局
2-2	2209			医薬品等の確保、供給・受援体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局
2-2	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
2-2	1201	●	再掲	密集市街地の改善	防災市街地整備促進事業	まちづくり局
2-2	1204	●	再掲	耐震性防火水槽の整備	警防活動事業	消防局
2-2	5305	●	再掲	水道管路の耐震化	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-2	2104		再掲	自助・共助による応急救護の取組(啓発・訓練等)	地域課題対応事業 救急活動事業 地域防災支援事業 地域防災推進事業	危機管理本部、消防局、区
2-2	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-3	2301	●	拡充	避難所運営体制の整備・強化	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-3	2302	●	新規	在宅避難の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-3	2303			避難所補完施設等の確保・管理	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
2-3	2304			二次避難所の確保、運営体制の整備	災害保健医療・福祉等対策事業	健康福祉局
2-3	2305			応急仮設住宅に係る体制の整備	住宅政策調査事業 安定居住推進事業	まちづくり局
2-3	2306			地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築	地域防災推進事業	危機管理本部、健康福祉局、市民文化局
2-3	2307	●	拡充	災害時のトイレ対策の推進	地域防災推進事業 防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業 下水道施設の地震対策事業	危機管理本部、環境局、上下水道局、区
2-3	2401	●	再掲	避難施設としての学校施設の機能強化	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善・維持管理事業	教育委員会事務局
2-3	5307		再掲	応急給水拠点の整備	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-3	5302	●	再掲	下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進	下水道施設の老朽化対策事業	上下水道局
2-3	2404	●	再掲	公的備蓄の適正管理	防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業	危機管理本部、環境局、区
2-3	2405		再掲	高層集合住宅の地震対策促進(備蓄スペース・防災トイレ)	まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業	まちづくり局
2-3	2602		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	資源物・廃棄物処理事業	環境局
2-3	2208		再掲	災害時のメンタルヘルスケア体制の整備(DPAT等)	障害者等総合相談・支援事業	健康福祉局
2-3	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
2-4	2401	●	拡充	避難施設としての学校施設の機能強化	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善・維持管理事業	教育委員会事務局
2-4	2402			市物資拠点の確保・整備	卸売市場管理運営事業	経済労働局
2-4	2403			食料等生活必需品の確保	消費生活相談・啓発育成事業	経済労働局
2-4	2404	●	拡充	公的備蓄の適正管理	防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業	危機管理本部、環境局、区
2-4	5304	●	再掲	配水池・配水塔の整備	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	5305	●	再掲	水道管路の耐震化	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	5307		再掲	応急給水拠点の整備	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	5308		再掲	市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	水道・工業用水道の危機管理対策事業	上下水道局
2-4	2405			高層集合住宅の地震対策促進(備蓄スペース・防災トイレ)	まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業	まちづくり局
2-4	2406			大規模建築物の防災力向上	災害対応力強化事業 地域防災推進事業	危機管理本部、まちづくり局
2-4	2407	●	拡充	再生可能エネルギー等の普及推進	再エネ導入等促進事業	環境局
2-4	2408	●	拡充	災害時協定等に基づく受援体制の確保	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
2-4	2409			地域における防犯対策の推進	防犯対策事業	市民文化局
2-4	5306	●	再掲	水道・工業用水道施設の停電対策強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
2-4	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-5	2501			主要駅における帰宅困難者対策の推進	帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部、区
2-5	2502			広域連携(九都県市・四縣市)による帰宅困難者対策の推進	帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部
2-5	2503			競輪場の拠点機能等の確保・整備	競輪開催・競輪場管理運営事業	経済労働局
2-5	2504			避難場所等の確保・管理(帰宅困難者一時滞在施設)	帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部
2-5	2505			公的備蓄の適正管理(帰宅困難者用)	防災施設整備事業 帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部
2-5	2506			安否確認方法の市民への周知	防災施設整備事業 災害対応力強化事業	危機管理本部
2-5	2507			交通関係機関の連携強化	公営交通事業者の意義・役割推進事業	危機管理本部、交通局、区
2-5	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区

リスクシナリオ No.	強靱化事業コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
2-6	2601			平時からの予防接種の促進	予防接種事業	健康福祉局
2-6	2602			災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	循環型社会形成推進事業	環境局
2-6	2603			遺体安置所の運営体制の強化	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、区
2-6	2604			災害時における火葬体制の整備	生活衛生事業	危機管理本部、健康福祉局
2-6	2204	●	再掲	災害時における医療救護体制の整備の推進	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局
2-6	2205	●	再掲	医療関係団体等との連携強化	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局、区
2-6	2206	●	再掲	医療機関等との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業 防災施設整備事業	健康福祉局、危機管理本部
2-6	2307	●	再掲	災害時のトイレ対策の推進	地域防災推進事業 防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業 下水道施設の地震対策事業	危機管理本部、環境局、上下水道局、区
2-6	2301	●	再掲	避難所運営体制の整備・強化	地域防災推進事業	危機管理本部、区
3-1	3101			災害対策本部バックアップ体制の整備	災害対応力強化事業 防災施設整備事業	危機管理本部
3-1	3102	●	拡充	業務継続体制(BCP)の整備・充実	災害対応力強化事業 地域防災推進事業 水道・工業用水道の危機管理対策事業 下水道の危機管理対策事業	危機管理本部、全局区
3-1	3103			迅速な初動対応に向けた体制整備	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
3-1	3104			職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
3-1	1102	●	再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
3-1	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
3-1	5303	●	再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
3-1	1203	●	再掲	公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
3-1	2408	●	再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
4-1	5403	●	再掲	沿道建築物の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
4-1	4101	●		臨海部における緊急輸送道路の機能確保	港湾維持整備事業 港湾防災事業	港湾局
4-1	4102	●		港湾施設の耐震化及び機能確保	港湾防災事業 港湾維持整備事業	港湾局
4-1	4103	●		川崎港海底トンネルの機能強化	港湾防災事業	港湾局
4-1	4104	●		臨港道路東扇島水江町線の整備	港湾物流促進事業	港湾局
4-1	4105			農業用施設等の保守管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
4-1	4106			農業用ため池の適正管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
4-1	4107	●		企業のBCP策定促進	中小企業経営基盤強化事業 地域防災推進事業	経済労働局、危機管理本部
4-1	4108			生産緑地の指定の推進	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
4-1	4109			広域交通ネットワーク等の形成の推進	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	まちづくり局
4-1	4110	●		道路機能の早期復旧体制の整備	道路施設等維持修繕事業 災害対応力強化事業	危機管理本部、建設緑政局、区
4-1	4111			港湾BCPの風水害種別の策定	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-1	4112			港湾BCPの運用、訓練の実施	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-1	4113			緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	災害対応力強化事業 ※	建設緑政局
4-1	1202	●	再掲	幹線道路の整備	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	1106	●	再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	1105	●	再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	1107	●	再掲	橋りょうの耐震化	道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	5303	●	再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
4-1	2507		再掲	交通関係機関の連携強化	公営交通事業者の意義・役割推進事業	危機管理本部、交通局、区
4-2	4201			コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備	危険物施設等規制事業	消防局
4-2	4202			石油コンビナートにおける補完体制の整備	警防活動事業	消防局
4-2	4203			消防艇の運用・維持管理	消防車両等管理事業	消防局
4-2	4204			臨海部民間施設との情報共有体制の確立	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局、臨海部国際戦略本部、川崎区
4-2	4205			石油コンビナートに係る防災対策の実施	警防活動事業 臨海部・津波防災対策事業	消防局、危機管理本部、関係局
4-2	4206			危険物施設等の風水害対策の推進	危険物施設等規制事業	消防局
4-2	4207			臨海部孤立化対策	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局
4-2	4208			大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止(有害物質等の漏洩・流出防止)	大気・水質汚濁対策事業 大気・水環境保全事業	環境局
4-2	2106		再掲	長周期地震動対策の検討・啓発	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部
4-3	4102	●	再掲	港湾施設の耐震化及び機能確保	港湾防災事業 港湾維持整備事業	港湾局
4-3	4103	●	再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	港湾防災事業	港湾局
4-3	4104	●	再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	港湾物流促進事業	港湾局

リスクシナリオNo.	強靱化事業コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
4-3	4111		再掲	港湾BCPの風水害編の策定	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-3	4112		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-4	4401			工業用水道基幹管路の強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業 水道・工業用水道施設の老朽化対策事業	上下水道局
4-4	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
4-4	5306	●	再掲	水道・工業用水道施設の停電対策強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
4-4	4106		再掲	農業用ため池の適正管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
5-1	5101			社会福祉施設との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉等対策事業	健康福祉局
5-1	5102			災害情報カメラの整備・運用	防災施設整備事業	危機管理本部
5-1	5103			水位計・震度計の整備・運用	防災施設整備事業	危機管理本部
5-1	5104			外国人市民等への災害情報の発信	国際交流センター管理運営事業	市民文化局
5-1	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
5-1	1206		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
5-1	1109		再掲	市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	防災施設整備事業	危機管理本部
5-1	2206	●	再掲	医療機関等との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業 防災施設整備事業	健康福祉局、危機管理本部
5-1	2102		再掲	消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	航空隊関係事業	消防局
5-1	1404	●	再掲	適切な避難行動の周知(マイタイムライン等の活用)	地域防災推進事業 水防業務	危機管理本部、建設緑政局、区
5-1	1405	●	再掲	要配慮者施設等の防災力向上	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、こども未来局、教育委員会事務局、建設緑政局
5-1	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
5-1	3104		再掲	職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
5-1	2506		再掲	安否確認方法の市民への周知	防災施設整備事業 災害対応力強化事業	危機管理本部
5-2	5201			ライフライン関係団体との連携強化	地域防災推進事業	危機管理本部
5-2	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
5-2	4107	●	再掲	企業のBCP策定促進	中小企業経営基盤強化事業 地域防災推進事業	経済労働局、危機管理本部
5-2	2407	●	再掲	再生可能エネルギー等の普及推進	再エネ導入等促進事業	環境局
5-2	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
5-2	1106	●	再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-2	5201		再掲	ライフライン関係団体との連携強化	地域防災推進事業	危機管理本部
5-3	5301	●		下水道施設の浸水対策	浸水対策事業	上下水道局
5-3	5302	●	拡充	下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進	下水道施設の老朽化対策事業	上下水道局
5-3	5303	●	拡充	下水道の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5304	●		配水池・配水塔の整備	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5305	●		水道管路の耐震化	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5306	●	新規	水道・工業用水道施設の停電対策強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
5-3	5307			応急給水拠点の整備	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5308			市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	水道・工業用水道の危機管理対策事業	上下水道局
5-3	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
5-3	1403	●	再掲	浸水被害軽減対策の推進	浸水対策事業	上下水道局
5-3	2307	●	再掲	災害時のトイレ対策の推進	地域防災推進事業 防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業 下水道施設の地震対策事業	危機管理本部、環境局、上下水道局、区
5-4	5401	●		道路と鉄道の立体交差化の推進	連続立体交差事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	5402			路面下空洞調査の実施	占用管理業務	建設緑政局
5-4	1202	●	再掲	幹線道路の整備	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	1105	●	再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	1106	●	再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	5403	●		沿道建築物の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
5-4	1107	●	再掲	橋りょうの耐震化	道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	4110	●	再掲	道路機能の早期復旧体制の整備	道路施設等維持修繕事業 災害対応力強化事業	危機管理本部、建設緑政局、区
5-4	4101	●	再掲	臨海部における緊急輸送道路の機能確保	港湾維持整備事業 港湾防災事業	港湾局
5-4	4103	●	再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	港湾防災事業	港湾局
5-4	4104	●	再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	港湾物流促進事業	港湾局
5-4	5303	●	再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局

リスクシナリオNo.	強靱化事業コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
5-4	4109		再掲	広域交通ネットワーク等の形成の推進	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	まちづくり局
5-4	4113		再掲	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	災害対応力強化事業 ※	建設緑政局
5-4	2507		再掲	交通関係機関の連携強化	公営交通事業者の意義・役割推進事業	危機管理本部、交通局、区
5-4	4112		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	災害対応力強化事業 ※	港湾局
6-1	6101			都市復興にかかる平時からの取組の推進	防災まちづくり支援促進事業 都市計画推進事業	総務企画局、危機管理本部、経済労働局、まちづくり局
6-1	6102			地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステム推進事業	健康福祉局
6-1	6103	●		「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	都市型コミュニティ形成推進事業	市民文化局
6-1	6104			応急危険度判定体制の整備	建築宅地指導審査業務	まちづくり局
6-1	6105			建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備	災害対応力強化事業	危機管理本部、財政局
6-1	6106	●		町内会・自治会活動の活性化に向けた支援	町内会・自治会活動支援事業	市民文化局
6-1	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
6-1	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
6-1	1118		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
6-2	6201			災害廃棄物仮保管場所の確保	資源物・廃棄物処理事業	環境局
6-2	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
6-2	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
6-2	2602		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	循環型社会形成推進事業	環境局
6-3	6301	●		地籍調査事業の推進	地籍調査事業	建設緑政局
6-3	6302			空き家利活用推進事業	高齢年住宅等維持・再生事業	まちづくり局
6-3	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
6-3	2305		再掲	応急仮設住宅に係る体制の整備	住宅政策調査事業 安定居住推進事業	まちづくり局
6-3	2602		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	循環型社会形成推進事業	環境局
6-3	6101		再掲	都市復興にかかる平時からの取組の推進	防災まちづくり支援促進事業 都市計画推進事業	総務企画局、危機管理本部、経済労働局、まちづくり局
6-4	6401			文化財の保護・活用等に向けた取組の推進	文化財保存・活用事業 新たなミュージアム整備推進事業	教育委員会事務局、市民文化局
6-4	1112		再掲	町内会館・自治会館の整備支援	町内会・自治会活動支援事業	市民文化局
6-4	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
6-4	6103	●	再掲	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	都市型コミュニティ形成推進事業	市民文化局
6-4	1118		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
6-5	6501			迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
6-5	4107	●	再掲	企業のBCP策定促進	中小企業経営基盤強化事業 地域防災推進事業	経済労働局、危機管理本部
6-5	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局

かわさき強靱化計画 (改定案)

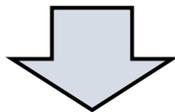
資料編





1-1 関連計画等の経緯

川崎市の動き	国の動き（国土強靱化関連）
平成 22（2010）年 3月 川崎市地震被害想定調査 平成 23（2011）年 3月 地震防災戦略の策定	
 平成 23（2011）年 3月 東日本大震災 インフラ整備中心の防災対策の限界、日頃からの防災教育に基づいた避難行動の例（釜石の奇跡）	
平成 25（2013）年 3月 川崎市地震被害想定調査（2回目） 平成 28（2016）年 3月 国土強靱化地域計画の策定 、地震防災戦略の改定	平成 25（2013）年 12月 国土強靱化基本法の制定 平成 26（2014）年 6月 国土強靱化基本計画の閣議決定
主な災害  平成 28（2016）年 4月 熊本地震 平成 30（2018）年 6月 大阪北部地震 平成 30（2018）年 7月 西日本豪雨 平成 30（2018）年 9月 北海道胆振東部地震	
川崎市受援マニュアルの策定 川崎市地域防災計画（震災・風水害）の修正 国土強靱化地域計画の進捗管理 地震防災戦略の進捗管理	平成 30（2018）年 12月 国土強靱化基本計画の改定 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の閣議決定
主な災害  令和元（2019）年 9月 房総半島台風 令和元（2019）年 10月 東日本台風 （本市でも災害救助法を適用する被害が発生）	
令和3（2021）年 3月 国土強靱化地域計画の計画期間終了 地震防災戦略の計画期間終了	令和2（2020）年度 国土強靱化予算の重点配分・優先採択 令和3（2021）年度以降 国土強靱化予算の要件化
令和3（2021）年 3月 かわさき強靱化計画 の策定（地震防災戦略との統合） 令和4（2022）年 3月 かわさき強靱化計画 の改訂（業績指標の追加）	令和5（2023）年 6月 国土強靱化基本法の改正 令和5（2023）年 7月 国土強靱化基本計画の改定
 令和6（2024）年 1月 令和6年能登半島地震 （本市からも被災地に職員を派遣）	
	令和7（2025）年 6月 国土強靱化実施中期計画の策定



かわさき強靱化計画の改定



2-1 川崎市の地理

1 ハザードとリスクの違い

「ハザード」とは、地震や台風、火山噴火など被害をもたらす原因となる現象のことで、これを阻止することは基本的に不可能です。一方、「リスク」とは、ハザードによって起こり得る被害の程度や発生の確率で、ハザードを受ける地域社会の特性や脆弱性が大きく影響します。

ここでは、本市の地域的な特性を理解することで、どのような潜在的リスクがあるのかを整理します。

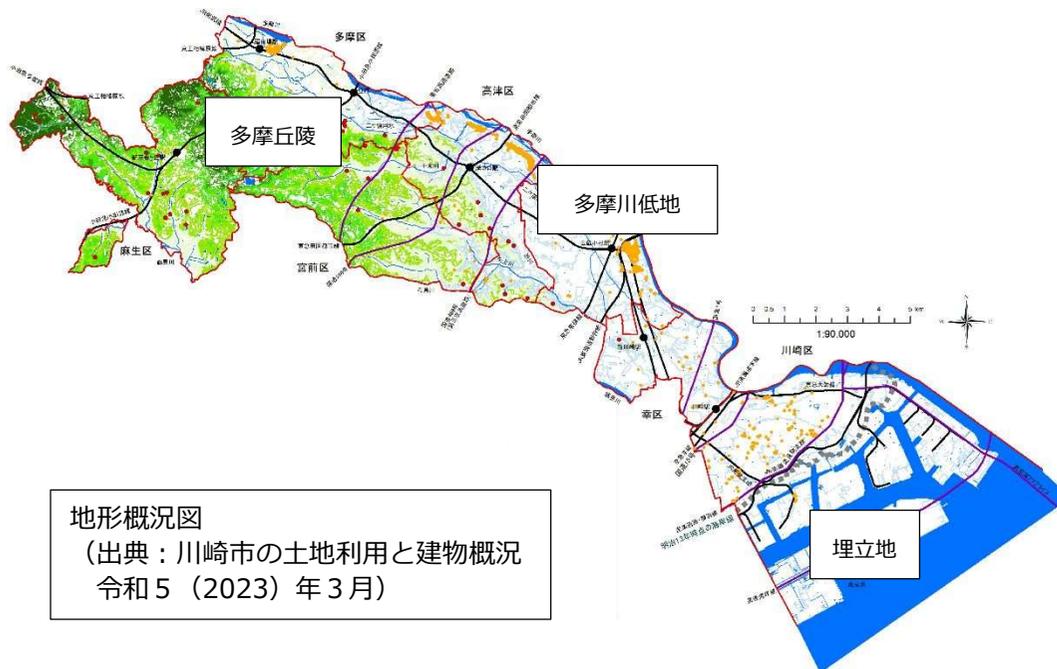
2 川崎市の地理

(1) 地勢の概況

本市は、神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を境に東京都と隣接し、横浜市と東京都に挟まれた細長い市域となっています。また、その地形によって、西部の多摩丘陵、南東部の多摩川低地、臨海部の埋立地に大別されます。

「川崎」という名前が示すように、本市は川と深い関わりがあります。特に平野部である多摩川低地は、沖積平野や氾濫平野とも呼ばれ、蛇行する多摩川の氾濫や流路の移動によって形成された土地です。江戸時代には、治水と新田開発を目的に二ヶ領（稲毛・川崎領）用水が整備され、当時の稲毛・川崎領は「稲毛米」とよばれる良米を産出する豊かな穀倉地帯となりました。この二ヶ領用水を中心に地域共同体が形成され、現在の本市の骨格が作り上げられました。

時代が進み昭和になると、本市の工業化が進み、水田であった土地の宅地化や、臨海部の埋立地の拡大、多摩丘陵の市街地開発が進みました。



地形概況図

(出典：川崎市の土地利用と建物概況
令和5（2023）年3月）

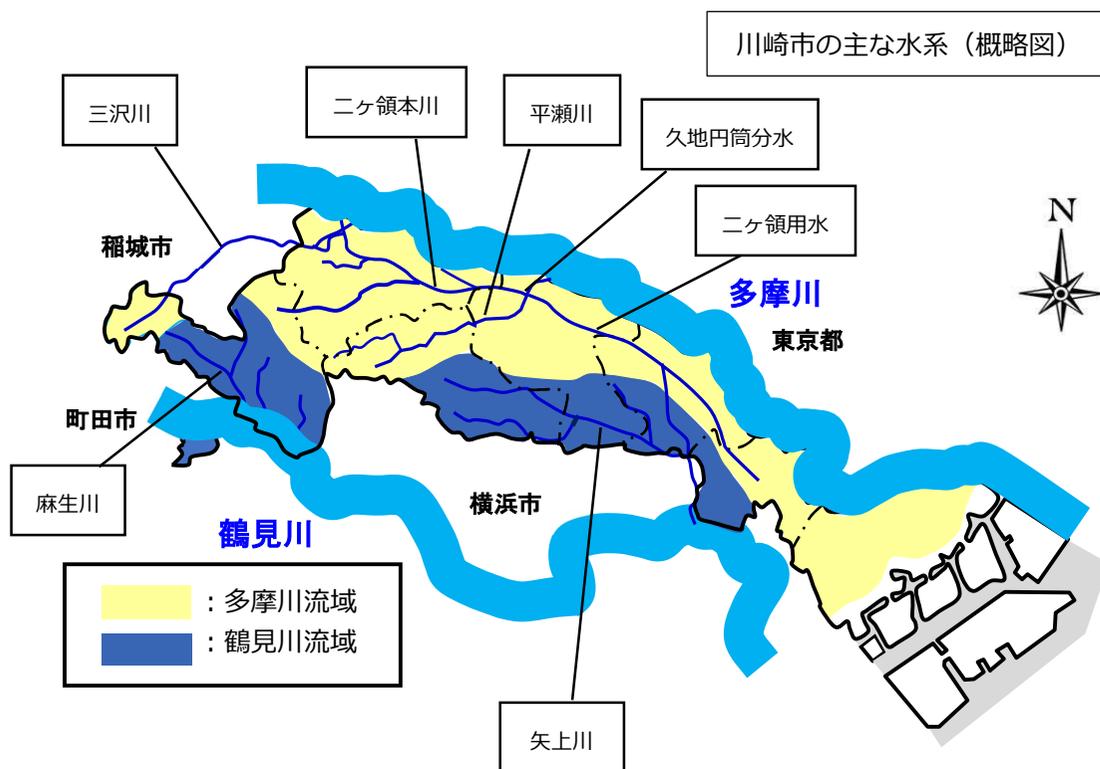
- 多摩丘陵（西部）
昭和50（1975）年代以降急速に市街地開発が進みましたが、今もなお生田緑地や黒川など緑豊かな自然が残されています。
- 多摩川低地（南東部・多摩川に沿ったほぼ平坦な一帯）
多摩川の蛇行や洲によって作られ、古くは農地として利用されていましたが、次第に市街化が進み、今はその大部分が市街地となっています。
- 埋立地（臨海部）
現在の塩浜や池上町では、江戸時代から干拓による新田開発が行われていました。大正初期から扇町の埋立事業が始まり、工業・流通施設等の用地として利用されています。
(参照：川崎市の土地利用と建物現況 令和5（2025）年3月)



(2) 河川

河川に注目すると、本市は、一級河川である多摩川と鶴見川におおむね挟まれた位置にあります。市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川、麻生川、三沢川、平瀬川等があり、本市内に降った雨は側溝や下水、河川に入り、最終的にたどり着く場所が多摩川か鶴見川の2つに分かれており、それぞれを多摩川流域、鶴見川流域と呼んでいます。

多摩川は、過去に何度も氾濫を起こし、流路を変えています。「和泉」「布田」「宇奈根」「等々力」「丸子」など、本市と東京都に多摩川を挟んで同じ地名が多いことも、多摩川が過去に流路を変えた名残です。また、鶴見川も古くから洪水・氾濫を繰り返し、「暴れ川」として恐れられてきました。



(写真) アミガサ事件百年の碑(左)と有吉堤竣工百年の碑(右)
大正時代、国直轄の多摩川改修事業のきっかけとなった「アミガサ事件」と「有吉堤」の伝承碑。平成26(2014)年と平成28(2016)年にそれぞれ100年を迎え、記念碑が建立されました。(中原区)

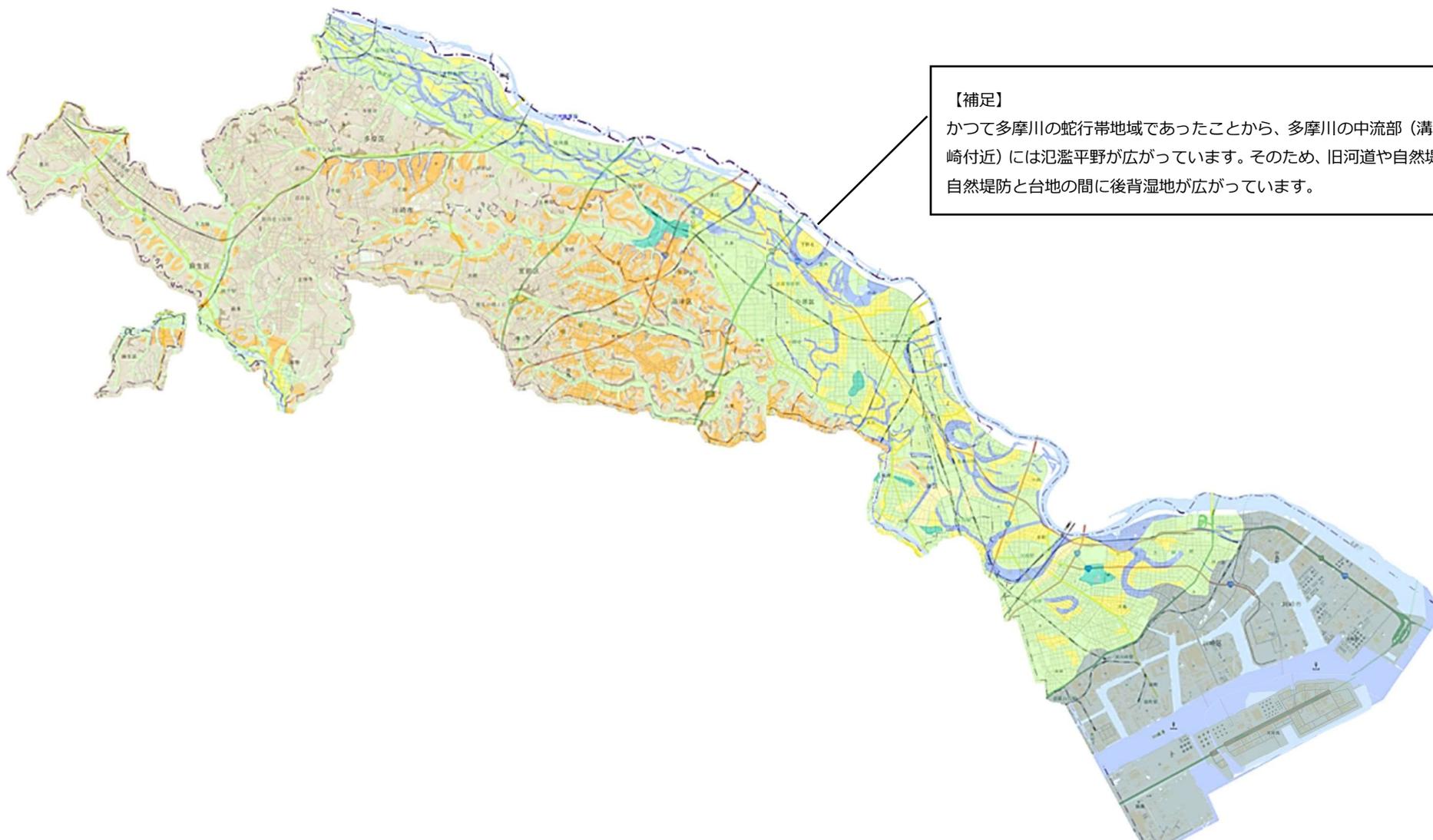


(3) 地形分類と自然災害リスク

国土交通省国土地理院ホームページでは、その地形を形態、成り立ち、性質などによって区分した地形分類図を公開しており、身の回りの土地の成り立ちと、その土地が本来持っている一般的な自然災害リスクについて確認することができます。以下は、本市の地形分類（自然地形）イメージです。

参考：川崎市の地形分類（自然地形）

【出典：国土地理院ウェブサイト（<https://maps.gsi.go.jp/>）】（※ベクトルタイル「地形分類」を加工して作成・掲載しています。）





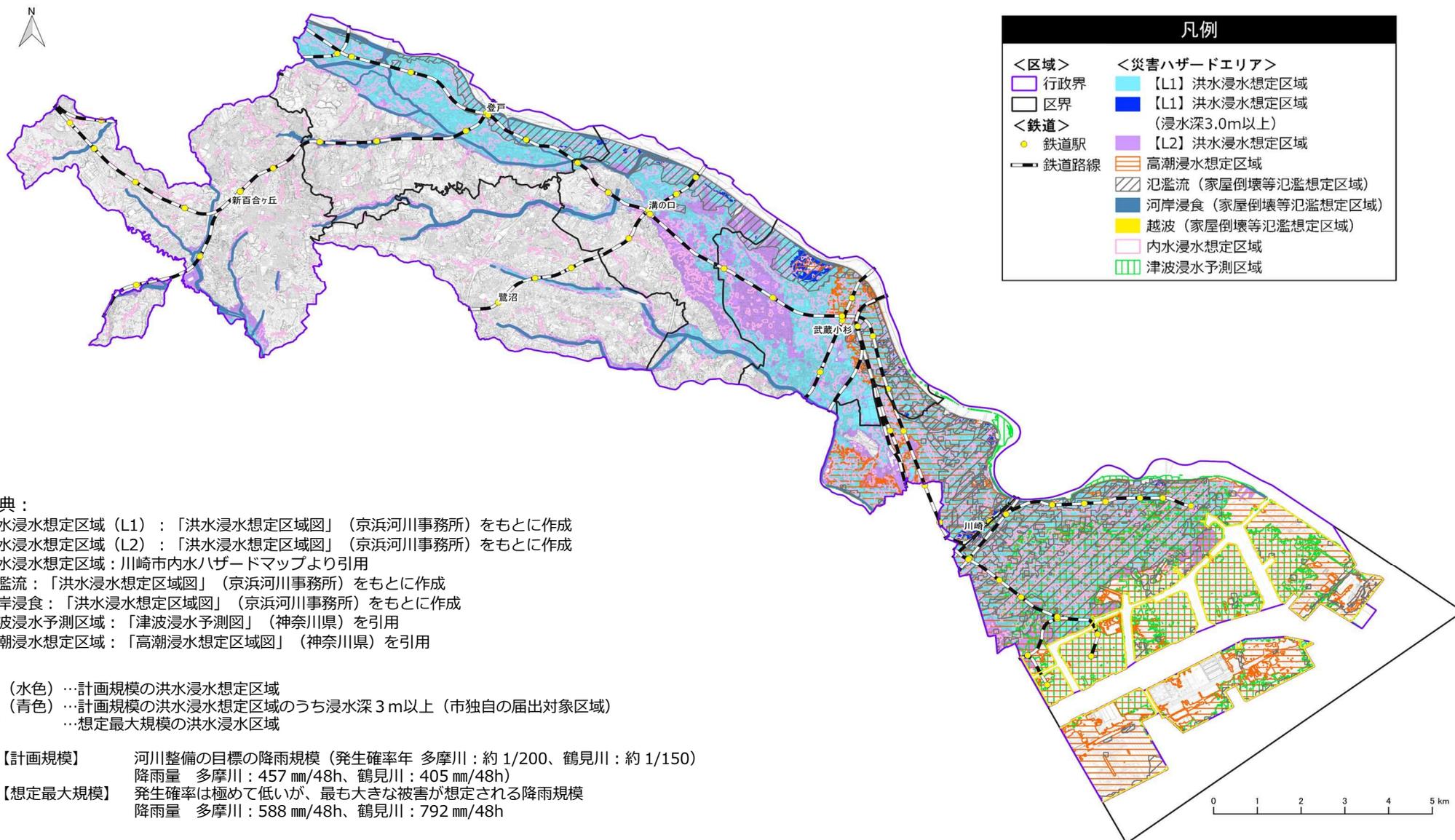
地形分類	土地の成り立ち	地形から見た自然災害リスク
自然堤防	現在や昔の河川に沿って細長く分布し、周囲より0.5～数メートル高い土地。河川が氾濫した場所に土砂が堆積してできる。	洪水に対しては比較的安全だが、大規模な洪水では浸水することがある。縁辺部では液状化のリスクがある。
山麓堆積地形	山地や崖・段丘崖の下方にあり、山地より斜面の緩やかな土地。崖崩れや土石流などによって土砂が堆積してできる。	大雨により土石流が発生するリスクがある。地盤は不安定で、地震による崖崩れにも注意
台地・段丘	周囲より階段状に高くなった平坦な土地。周囲が侵食により削られて取り残されてできる。	河川氾濫のリスクはほとんどないが、河川との高さが小さい場合には注意。縁辺部の斜面近くでは崖崩れに注意。地盤は良く、地震の揺れや液状化のリスクは小さい。
崖・段丘崖	台地の縁にある極めて急な斜面や、山地や海岸沿いなどの岩場。	周辺では大雨や地震により、崖崩れなどの土砂災害のリスクがある。
山地	尾根や谷からなる土地や、比較的斜面の急な土地。山がちな古い段丘崖の斜面や火山地を含む。	大雨や地震により、崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害のリスクがある。

地形分類	土地の成り立ち	地形から見た自然災害リスク
旧水部	江戸時代または明治期から調査時までの間に海や湖、池・貯水池であり、過去の地形図などから水部であったと確認できる土地。その後の土砂の堆積や土木工事により陸地になったところ。	地盤が軟弱で、液状化のリスクが大きい。沿岸部では高潮に注意
旧河道	かつて河川の流路だった場所で、周囲よりもわずかに低い土地。流路の移動によって河川から切り離されて、その後に砂や泥などで埋められてできる。	河川の氾濫によって周囲よりも長期間浸水し、水はけが悪い。地盤が軟弱で、地震の際の揺れが大きくなりやすい。液状化のリスクが大きい。
後背低地・湿地	主に氾濫平野の中にあり、周囲よりもわずかに低い土地。洪水による砂や礫の堆積がほとんどなく、氾濫水に含まれる泥が堆積してできる。	河川の氾濫によって周囲よりも長期間浸水し、水はけが悪い。地盤が軟弱で、地震の際の揺れが大きくなりやすい。液状化のリスクがある。沿岸部では高潮に注意
氾濫平野	起伏が小さく、低くて平坦な土地。洪水で運ばれた砂や泥などが河川周辺に堆積したり、過去の海底が干上がったたりしてできる。	河川の氾濫に注意。地盤は海岸に近いほど軟弱で、地震の際にやや揺れやすい。液状化のリスクがある。沿岸部では高潮に注意



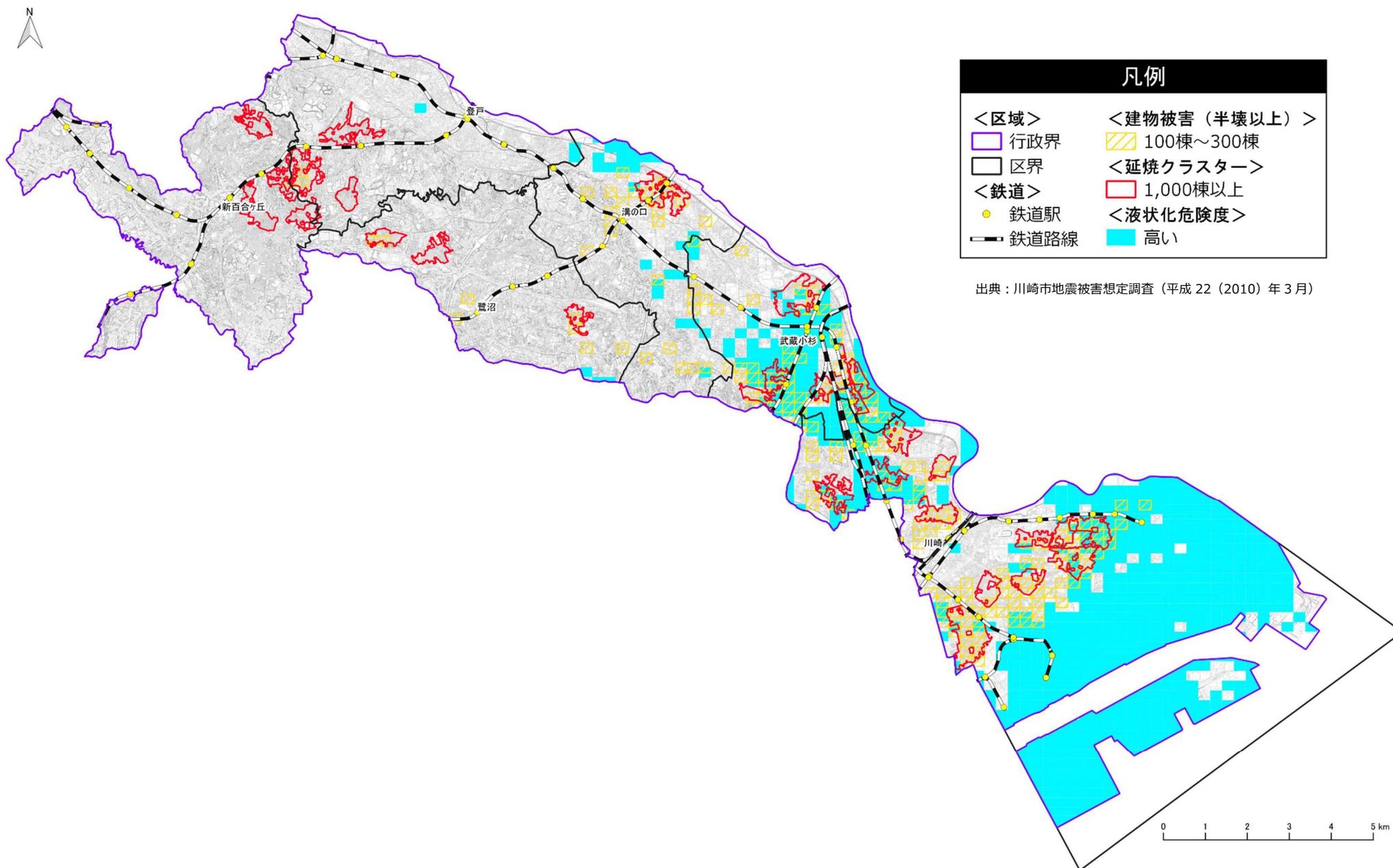
※ 川崎市の自然災害リスク①（ハザード情報を重ね合わせたもの）（川崎市立地適正化計画（令和6（2024）年度策定）から抜粋）

【水害等】



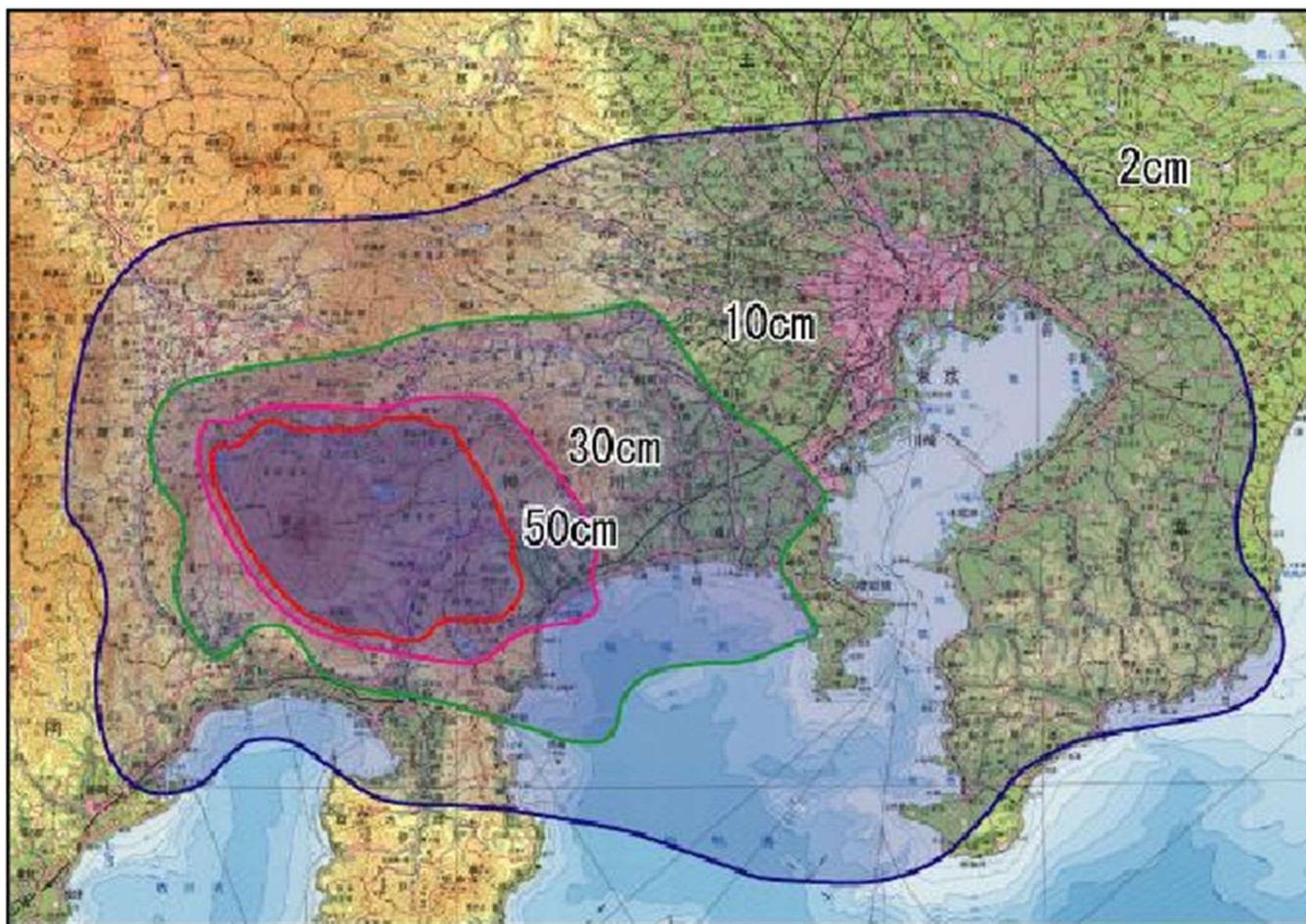


【震災による被害】



※ 川崎市の自然災害リスク②

【火山災害（火山灰）】



富士山降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ検討委員会作成）

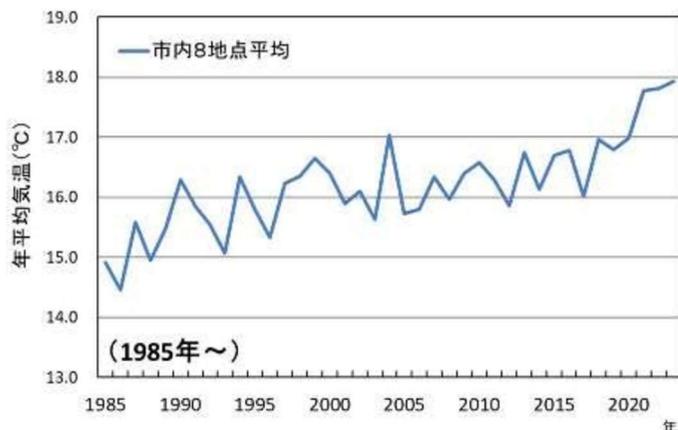
※ 宝永噴火（1707年）と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰のシミュレーション結果を包括したものである。よって、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではない。



(4) 気候

本市の年平均気温は 18.0℃、年間降水量は 1,377mm（令和5（2023）年）です。過去 10 年間（平成 27（2015）年度～令和6（2024）年度）の市内での 1 時間雨量 50mm 以上の発生日数は平均 3.4 日で、最大 1 時間雨量は、麻生区の観測地において 106mm を記録しています。

また、本市内の年平均気温は、全ての地点で上昇傾向が現れています。気象庁の「気候変動監視レポート」の報告によると、地球温暖化が進行することで、極端な気象・気候現象が今後増加する可能性があることを示唆しているため、今後、本市においても極端な気象・気候現象が増加する可能性があることに留意する必要があります。



川崎市内の年平均気温の経年推移（川崎市気候変動レポート 2023 から）



(参考) 過去、川崎市内で発生した主な風水害

○風水害の記録（昭和48（1973）年以降で大きな被害があったもの）

年月日	種目	被害概要
昭和49年 7月8日	集中豪雨	床上浸水 612戸、床下浸水 1,871戸、道路被害 10箇所、河川損壊 2箇所、がけ崩れ 6箇所
昭和49年 9月1日	多摩川洪水	床上浸水 210戸、床下浸水 142戸、河川損壊 2箇所
昭和51年 9月9日	台風	床上浸水 1,155戸、床下浸水 4,646戸、家屋の全壊・流出・一部損壊 21戸、がけ崩れ 86戸 他
昭和53年 4月6日	集中豪雨	床上浸水 121戸、床下浸水 453戸、道路被害 3箇所 がけ崩れ 4箇所
昭和57年 7月31日 ～8月4日	台風	床上浸水 114戸、床下浸水 101戸、道路被害 5箇所、家屋損壊 2戸、河川損壊 2箇所、がけ崩れ 3箇所
昭和57年 9月11日～13日	台風	床上浸水 846戸、床下浸水 3,148戸、道路被害 15箇所、河川損壊 6箇所、がけ崩れ 39箇所
昭和60年 7月14日	集中豪雨	床上浸水 290棟、床下浸水 2,855棟、道路被害 2箇所、がけ崩れ 1箇所 他
平成元年 8月1日	台風	死者 6名（内消防隊員3名）、重傷者 9名、軽傷者 3名、床上浸水 283棟、床下浸水 1,097棟、がけ崩れ 16箇所 他
平成3年 9月18日～20日	台風	床上浸水 141棟、床下浸水 321棟、道路被害 4箇所、がけ崩れ 29箇所 他
令和元年 10月12日～13日	台風 (令和元年東日本台風)	死者 1名、軽傷者 7名、全壊 28棟、半壊 667棟、一部破損 204棟、床上浸水 791棟、床下浸水 388棟

※川崎市地域防災計画（風水害対策編）より抜粋

(写真) 令和元年東日本台風時の川崎市内





○過去 10 年間の崖崩れ発生状況（※川崎市の災害概要より抜粋）

年 度	箇所数	発生場所
平成 27 年度	1	麻生区下麻生
平成 28 年度	5	高津区久末、多摩区東生田、麻生区古沢・黒川
平成 29 年度	1	高津区久末
平成 30 年度	0	
令和元年度	7	高津区下作延、宮前区五所塚・菅生・土橋、多摩区長尾、麻生区黒川・高石
令和2年度	2	麻生区王禅寺東・金程
令和3年度	2	高津区千年、宮前区平
令和4年度	0	
令和5年度	3	宮前区馬絹、多摩区東生田・長尾
令和6年度	2	麻生区王禅寺東・万福寺



○過去の大きな崖崩れ災害（※川崎市の災害概要より抜粋）

発生日月	発生場所	災害名称・被害状況等
昭和 40 年 6 月 26 日	高津区久末	久末大谷戸災害 全壊戸数 15 戸（内 2 戸は空き家）、 全壊世帯 14 世帯、罹災者総数 63 名、 死亡者 24 名、重傷者 14 名、軽傷者 7 名
昭和 46 年 11 月 11 日	多摩区生田	生田緑地口一ヵ斜面崩壊実験事故 死亡者 15 名、負傷者 10 名
平成元年 8 月 1 日	高津区蟹ヶ谷	蟹ヶ谷崖崩れ災害 死亡者 6 名、重傷者 9 名、軽傷者 3 名



（写真）平成元（1989）年蟹ヶ谷崖崩れ災害



2-2 川崎市の社会的特性

1 人口・世帯等

令和7（2025）年8月1日現在、本市の人口は約155万人、世帯数は約80万世帯、人口密度は約1.1万人/km²です。東京都や横浜市との交通が便利なのもあり、年々人口が増えており、最近では、主に川崎区や中原区の工場跡地や、幸区の鉄道操車場跡地にマンションが建ち、麻生区では田畑や森林だったところが住宅地に変わってきています。

最新の国勢調査（令和2（2020）年）によると、昼間人口比率は87.3%で、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っています。また、年齢別にみると、15歳未満の人口は約20.0万人（約12%）で、65歳以上の人口は約31.2万人（約20%）です。このように、本市では人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、昼間の災害対応についても、十分留意する必要があります。

●川崎市の主な統計データ		
人口	1,557,963人 (男性 784,066人、女性 773,897人)	令和7年8月1日現在
面積	144.35km ²	令和5年10月1日現在
人口密度	10,750m ²	令和6年10月1日現在
高齢者（65歳以上）	320,117人（人口の約21%）	令和6年10月1日現在
障害者（身体障害、知的障害、精神障害）	約7万人	令和5年3月末現在
6歳未満の世帯員のいる世帯	61,339世帯	令和2年国勢調査
外国人住民人口	52,241人	令和6年3月末現在
平均年齢	44.7歳	令和6年10月1日現在
昼夜間人口比率	87.3% 昼間人口：1,342,397人 夜間人口：1,538,262人	令和2年国勢調査
自主防災組織数	769組織	令和7年4月1日現在
消防団員数	1,071人 (条例定数1,345人、充足率79.6%)	令和7年4月1日現在



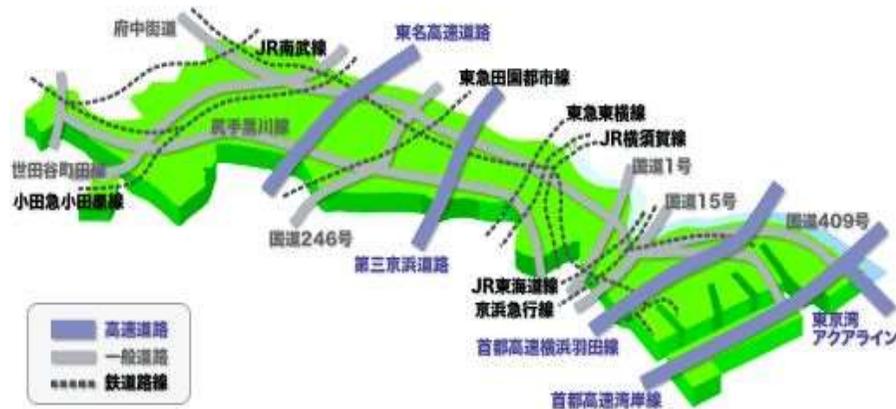
2 交通

本市は東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断しています。

道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進しています。本市が管理する道路延長は2480.20 kmであり、面積舗装率は96.80%です。（令和5年（2023）4月1日現在）また、本市の都市計画道路（102路線・総延長約305 km）のうち、完成延長は約210 km（進捗率＝約69%）となっています。（令和6（2024）年4月1日現在）

鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行しています。主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が175,876人で最も多く、次いで東急溝の口駅が129,096人、JR武蔵小杉駅が99,969人となっています。（「令和5年版川崎市統計書」より）

■市内の主な道路・路線



3 産業

本市は1900年代から工業都市として発展し、京浜工業地帯の中核として日本の産業を支えてきました。近年は産業の多様化・高度化が進み、国際的な先端産業・研究開発都市へと変貌を遂げています。

特に、川崎臨海部は、全体で約2,800ヘクタールの広さがあり、鉄鋼、石油、エネルギー、物流等の工場や事業所が集積し、コンビナートを形成しています。近年は、国際化の進展に伴う産業構造の転換によって、立地企業が研究開発機能と生産機能を併せ持つ拠点として整備を進めているほか、環境調和型の新たな事業の展開や、物流関連施設の進出など、新たな取組が進められている地域でもあります。

歴史的に造成事業によって埋め立てられた地域であるため、軟弱地盤、地盤沈下という二つの大きな課題があることや、陸続きしていない区域がいずれも一本の道路・橋梁や海底トンネルによって他の区域と結ばれていることから、地震等による災害が発生した場合、孤立する危険性が高いエリアでもあります。また、市内の危険物施設等の大半が臨海部にあることから、複合災害についても注意する必要があります。



(写真) 川崎臨海部のコンビナート地帯

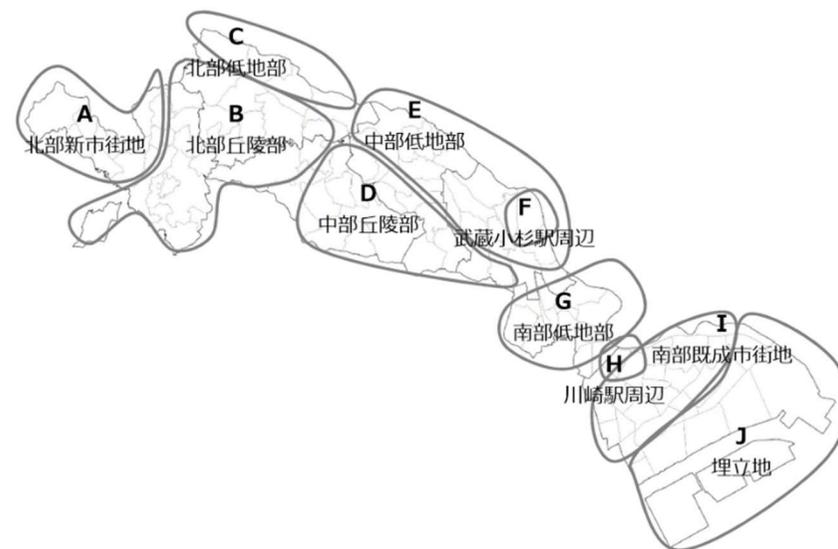


4 市街地環境から見た地域特性

平成 27（2015）年に策定された「川崎市防災都市づくり基本計画」では、地域ごとの特性と防災上の問題点について、市内を A～J の 10 地域に分類して、土地利用種別、木造老朽率人口増減等の 12 項目について、次のとおり整理しています。

市街地環境等から見た地域特性	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	北部 新市街地	北部 丘陵部	北部 低地部	中部 丘陵部	中部 低地部	武蔵 小杉 駅周辺	南部 低地部	川崎駅 周辺	南部 既成 市街地	埋立地
土地利用種別	住居系	住居系・商業系		住居系	住居系 工業系 商業系	商業系	住居系 工業系	商業系	住居系	工業系
地形	丘陵部		低地部	丘陵部	低地部					埋立地
市街地形成の時期	新	新・中	中	中	古	古	古	古	古	中・古
幅員 4m 未満 道路と木造密 集市街地	低	低	低	低	中	低	高	低	高	低
建物老朽率	少	少～中	中	中	一部多	一部多	多	一部多	多	-
木造率	多	多	中	多	一部多	少	中	少	一部多	-
宅地細分化等 の傾向	細分化	細分化、 一部集約化	-	-	一部 集約化	集約化	-	集約化	一部 集約化	-
広域避難困難 区域	有※	一部有 ※	無	一部有 ※	無	無	一部有 ※	無	無	有
都市的空地	多	多	中	中	少	多	少	中	中	多
自然的土地利 用	多	多	中	中	少	少	少	少	中	多
人口増減	増	減	維持	維持	増	増	減	増	減	-
高齢化率	一部高	高	-	一部高	-	-	高	-	高	-

■ 防災上の問題点



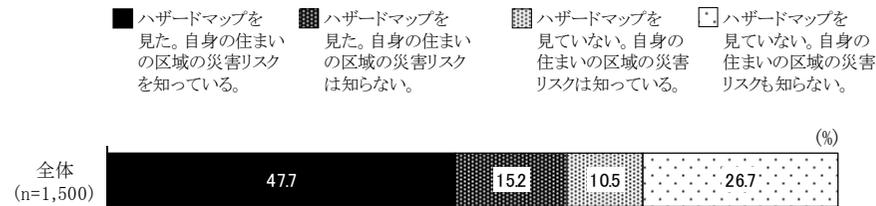


2-3 市民の防災意識等

1 かわさき市民アンケート（令和6（2024）年度実施）の結果

主な結果と、令和3（2021）年度の結果との比較は次のとおりです。

ア ハザードマップの閲覧・内容認知状況



「ハザードマップを見た。自身の住まいの区域の災害リスクを知っている。」（令和3（2021）年度は「ハザードマップを見て、自身の住まいの区域の状況を知っている」）の割合は、令和3（2021）年度に比べ、14.5ポイント低くなっています。

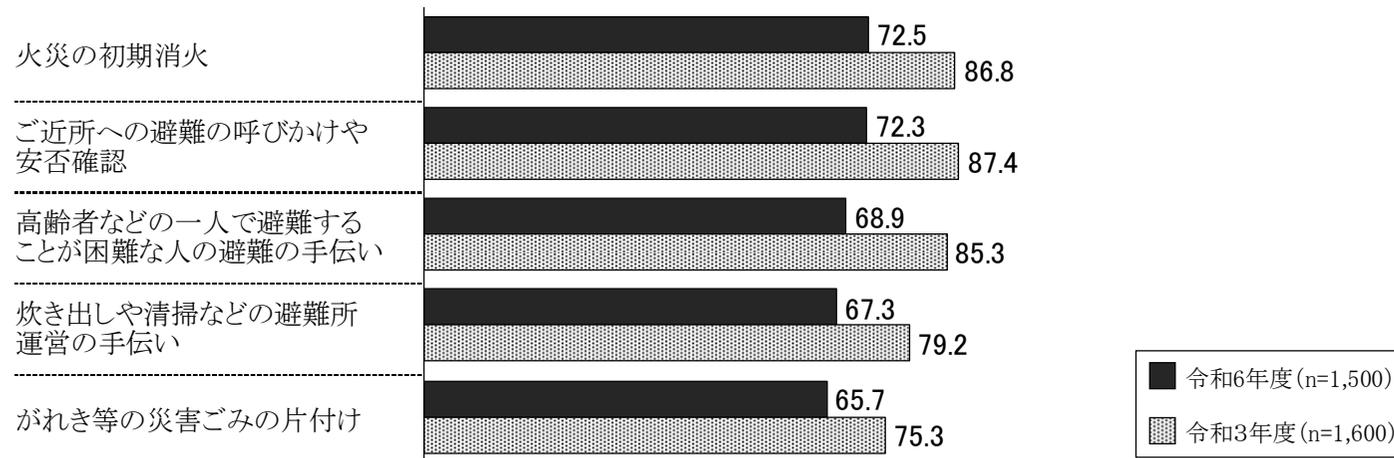
イ 家庭で行っている備え（令和6（2024）年度・令和3（2021）年度調査で重複する回答項目を掲載（一部加工あり））

項目	令和6年度 (A)	令和3年度 (B)	A-B
家庭内でどのように連絡し行動するか決めている（一人暮らしの方は、ご家族や友人等どのように連絡し、行動するか決めている）	41.0%	38.9%	2.1
生活に必要な非常用の電源（モバイルバッテリー、ポータブル電源、乾電池など）を備えている	56.7%	49.3%	7.4
自宅内の家具の転倒防止や滑り止めなどを行っている	42.9%	47.3%	▲4.4
非常用の持出袋を用意している	42.8%	46.5%	▲3.7
食料について、冷蔵庫内などにある日常生活で使う分も含め、3日以上過ごすことができる	57.0%	58.8%	▲1.8
飲料水について、1人1日3リットル必要とする想定で、冷蔵庫内などにある日常生活で使う分も含め、3日以上過ごすことができる	48.2%	46.4%	1.8

項目	令和6年度 (A)	令和3年度 (B)	A-B
携帯トイレについて、1人1日5回使用する想定で、備えてある分で3日以上過ごすことができる	32.1%	19.1%	13

全項目の中で、食料や生活に必要な非常用の電源についての備えが5割を超えている一方、携帯トイレについての備えが3割台と低くなっています。

ウ 災害時に地域で行う活動への協力意向



※ 「協力したい」と「協力してもよい」の回答を合計したものを「協力意向（あり）」とした

災害時に地域で行う活動の全項目について、協力意向に低下がみられます。

災害による被害を最小限にとどめるためには、「自助・共助・公助」の役割に基づく防災活動が重要であることから、引き続き防災知識の普及と意識の高揚を図る必要があり、特に共助の維持・向上に留意して取り組む必要があります。